

川崎市総合計画 第2期実施計画 案

川崎市

平成30(2018)年2月

川崎市総合計画 第 2 期実施計画 案について

川崎市総合計画は、本市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めた「基本構想」と、基本構想に定める 5 つの基本政策を体系的に推進するために政策の方向性を明らかにする「基本計画」、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組や目標を定める「実施計画」で構成されています。平成 29（2017）年度は、第 1 期実施計画の最終年度となるため、平成 30（2018）年度から平成 33（2021）年度までの 4 年間で計画期間とする第 2 期実施計画の策定に向けて、取組を進めています。

平成 29（2017）年 8 月には、「川崎市総合計画 第 2 期実施計画 基本的な考え方」、11 月には、「川崎市総合計画 第 2 期実施計画 素案」を取りまとめ、パブリック・コメント手続等を通じて、市民の皆様にご意見をいただきました。

「第 2 期実施計画 案」は、これまでの計画策定作業を踏まえ、予算編成作業とも連携しながら取りまとめた今後 4 か年の具体的な施策内容について、「平成 30 年度予算案」及び「行財政改革第 2 期プログラム案」とともに公表するものです。

今後は、予算案等の議会での審議を踏まえ、平成 30（2018）年 3 月末に「第 2 期実施計画」として、策定・公表を行います。

目次

I 総論 P 1

- 1 総合計画の趣旨 P3
- 2 計画の構成 P3
- 3 計画期間 P4
- 4 基本構想で掲げる「めざす都市像」及び「まちづくりの基本目標」等 P5
- 5 計画策定にあたっての基本認識 P6
- 6 未来に向けた重要な節目となる年次及びポイント P38
- 7 都市構造と交通体系の考え方 P40
- 8 計画の推進に向けた考え方 P46

II かわさき10年戦略 P 67

- 1 「かわさき10年戦略」の基本的な考え方 P69
- 2 中長期的な課題と戦略との関係等について P70
- 3 「かわさき10年戦略」の概要及び個別の戦略 P71

III 実施計画 P 79

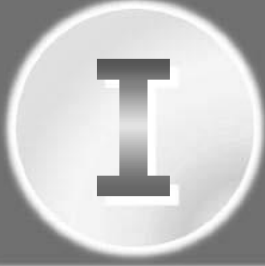
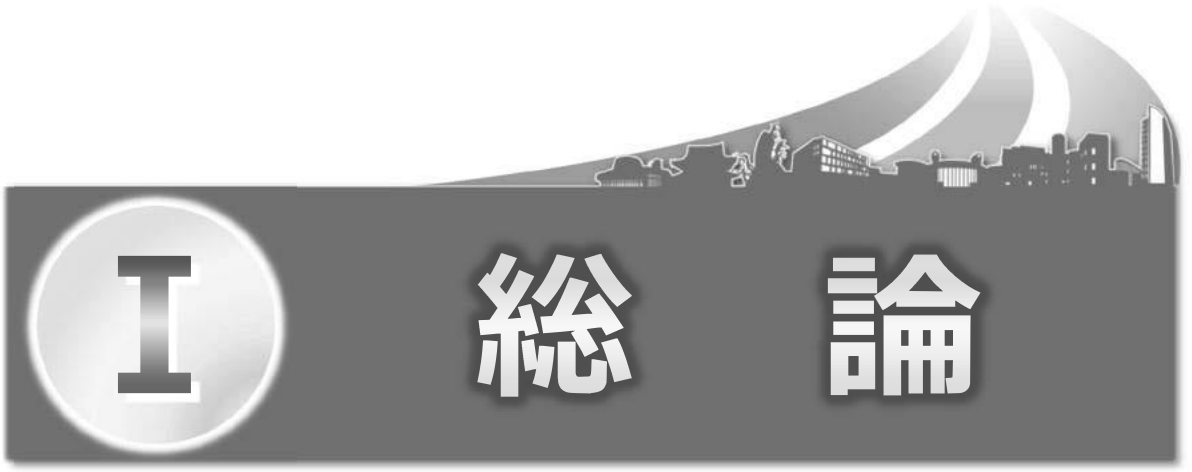
- 政策体系別計画 P81
 - (政策体系別計画 目次) P86
- 区計画 P369
 - 1 区計画の目的 P370
 - 2 区計画の位置づけ P370
 - 3 区計画の構成 P371
 - 4 区計画策定にあたっての主な現状と課題 P372
 - 川崎区 P375
 - 幸区 P393
 - 中原区 P411
 - 高津区 P429
 - 宮前区 P447
 - 多摩区 P465
 - 麻生区 P483

IV 進行管理と評価..... P 501

- 1 計画の進行管理..... P502
- 2 市民の実感指標..... P505
- 3 施策の成果指標..... P506

資料編..... P 509

- 川崎市基本構想..... P510
- 川崎市基本計画..... P513
- 計画の策定経過..... P518
- 平成 28（2016）年度 川崎市総合計画に関する市民アンケート結果概要..... P520
- 総合計画と連携する「分野別計画等」..... P522
- 計画事業費及び政策体系図..... P525
- 施策を推進する経常的な事務事業一覧..... P546
- 総合計画に設定する成果指標一覧..... P567
- みんなで取り組もう 私たちができること～市民から市民へのメッセージ～..... P610



総論

1 総合計画の趣旨

川崎市総合計画（平成 28（2016）年 3 月策定）は、子どもたちの笑顔があふれ、高齢者や障害者等、誰もが社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、産業都市として力強く発展し続ける、そのような成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざし、「安心のふるさとづくり(成熟)」と「力強い産業都市づくり(成長)」の調和により、市政をバランスよく進めるために、策定したものです。

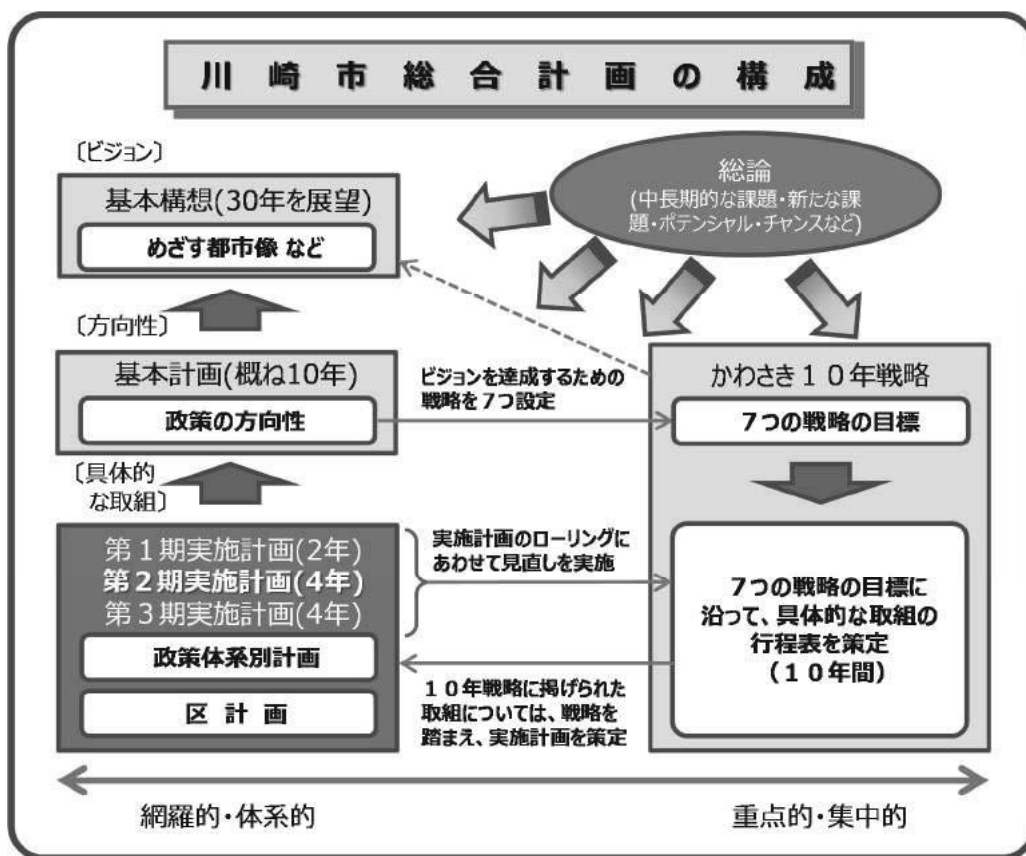
この計画の趣旨に基づき、『成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき』の実現をめざします。

※「最幸」とは…川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。

2 計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造としており、実施計画のローリングにより、社会経済状況の変化等に柔軟に対応していきます。

また、基本構想に掲げるめざす都市像等を実現するために、中長期的な課題等を踏まえて、「成長」と「成熟」のまちづくりに向けて、効果的な取組の考え方を明らかにする「かわさき 10 年戦略」を設定し、戦略的にまちづくりを進めていきます。

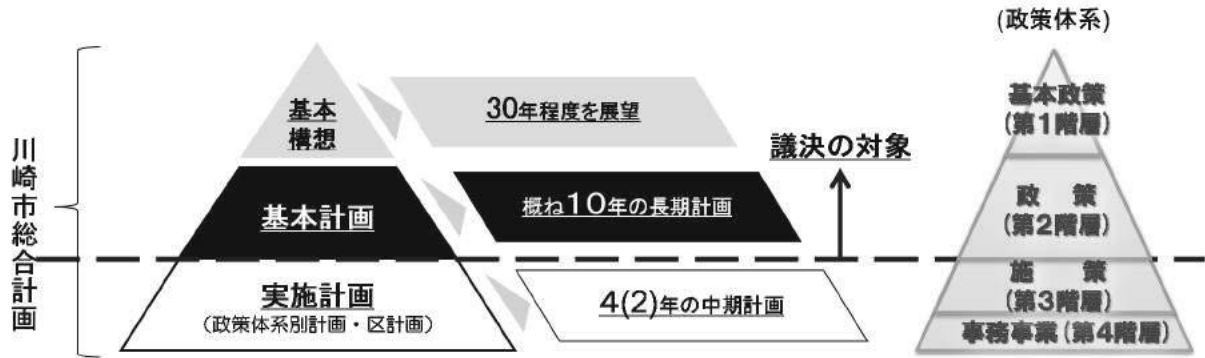


3 計画期間

「基本構想」は、今後 30 年程度を展望し、本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、5 つの基本政策を定めるものです。

「基本計画」は、今後概ね 10 年間を対象として、「基本構想」に定める 5 つの基本政策を体系的に推進するために、23 の政策及び、その方向性を明らかにするものです。

「実施計画」は、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組を定めるもので、第 2 期実施計画の計画期間は平成 30（2018）年度から平成 33（2021）年度までの 4 年となります。



| 「基本構想」「基本計画」「実施計画」の計画期間 | | | | | | | | |
|-------------------------|---------------------|---------------|---------------------|---|---------------|---------------------|---|---------------|
| | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | ⋮ | H33 (2021) | H34 (2022) | ⋮ | H37 (2025) |
| 基本構想 | 川崎市 基本構想 | | | | | | | |
| | 30年程度を展望 | | | | | | | |
| 基本計画 | 川崎市 基本計画 | | | | | | | |
| | 平成28(2016)年度から概ね10年 | | | | | | | |
| 実施計画 | 第1期 実施計画 | | 第2期 実施計画 | | | 第3期 実施計画(想定) | | |
| | H28(2016)～H29(2017) | | H30(2018)～H33(2021) | | | H34(2022)～H37(2025) | | |

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

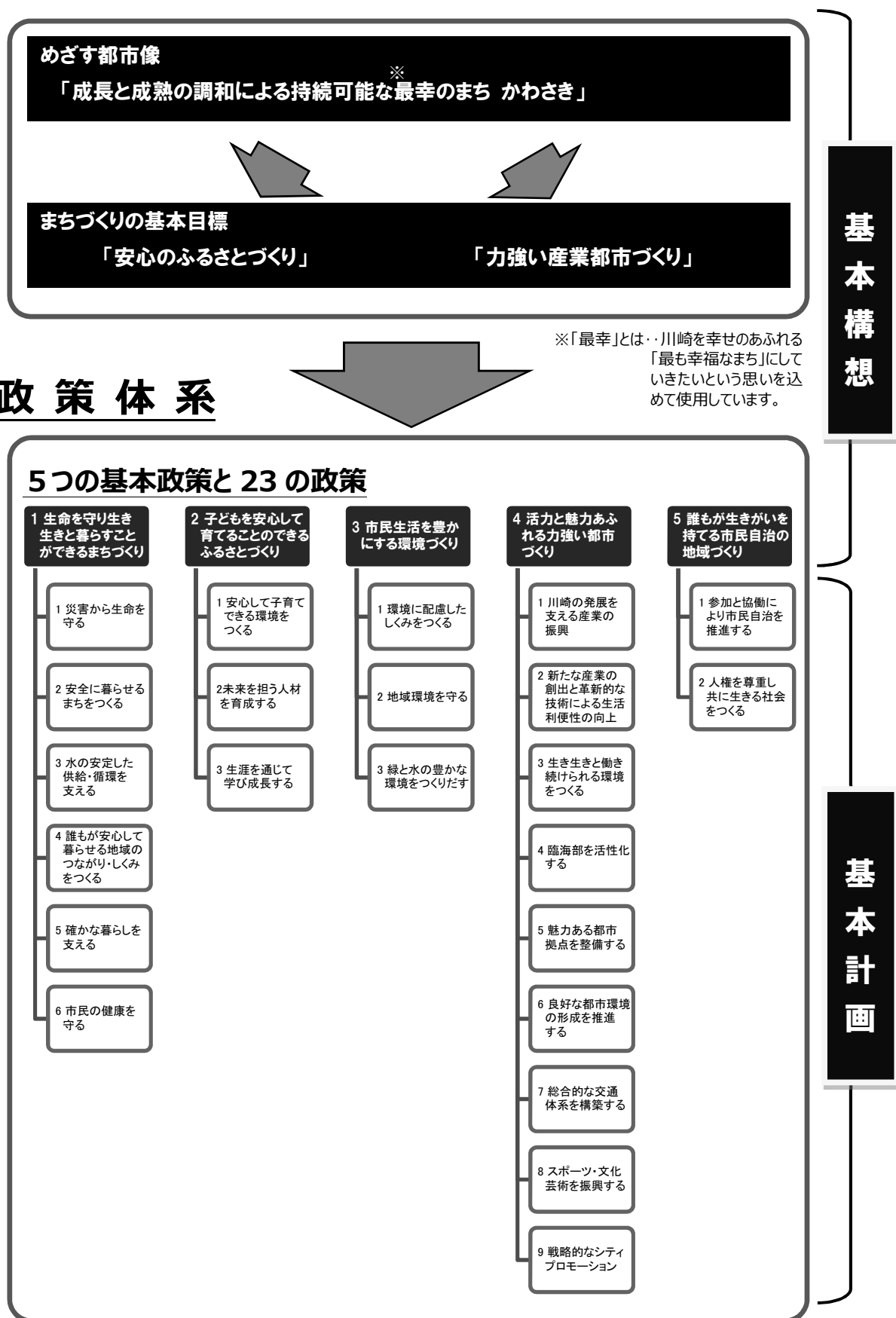
基本政策 5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

4 基本構想で掲げる「めざす都市像」及び「まちづくりの基本目標」等



※23の政策の下に、「実施計画」に位置づけられた73の「施策」と約610の「事務事業」が連なります。

5 計画策定にあたっての基本認識

本市は、変化の激しい社会経済状況の中で、自治体として大きな転換期を迎えています。総合計画では、「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」にいち早く対応するとともに、「積極的に活用すべき川崎のポテンシャル」を最大限に活用し、「新たな飛躍に向けたチャンス」を的確に捉え、取組を進めることとしています。

第2期実施計画では、こうした継続した課題を改めて整理した上で、第1期実施計画策定以後に生じた社会環境や都市環境の変化による新たな課題にも対応するなど、計画的な取組を推進します。

(1) 将来を見据えて乗り越えなければならない課題

① 少子高齢化の更なる進展、人口減少への転換、生産年齢人口の減少

日本の総人口について、平成29(2017)年の「日本の将来推計人口」では、人口減少の速度が前回実施された推計と比較してやや緩和されたものの、減少局面に入っていることは依然として変わらない状況となっています。

また、平成27(2015)年から平成77(2065)年にかけて、約3,900万人(約30.7%)もの総人口の減少が見込まれるとともに、生産年齢人口と年少人口が大幅に減少する一方で、高齢人口はほぼ横ばいで推移し、高齢化率は27%から38%に上昇する見込みとなっています。

一方、平成29(2017)年に行った本市の「将来人口推計」では、少子高齢化がさらに進展し、平成42(2030)年まで人口が増加した後、人口減少に転換するという結果となっています。

これは、平成26(2014)年に行われた前回の「将来人口推計」と比較して、人口のピークの時期は変わりませんが、駅周辺を中心とした拠点開発の進捗等を要因として、人口ピーク値は6.5万人の増加となっています。また、年少人口については、出生数の微増傾向が続き、自然増が見込まれていることから、ピークの時期は、前回推計より15年先の平成42(2030)年となっており、減少局面に入る時期が15年遅れる結果となっています。

さらに、基本構想で展望する今後30年間の人口構成等の主な変化としては、平成32(2020)年には本市でも「超高齢社会(一般的には65歳以上の人口比率が21%を超えた状態とされています。)」が到来するとともに、人口のピークとなる平成42(2030)年を経て、平成72(2060)年には現役世代約1.5人で1人の高齢者を支える状況となることが見込まれます。

現状、全国的に人口が減少に転じる中、本市は、首都圏の中心に位置する立地優位性や交通利便性に加え、豊富な文化芸術資源などといった川崎の魅力が、多くの人々に選ばれている要因となり、活力ある都市として人口の増加が続き、その結果、平成29(2017)年4月には150万人を超えることとなりました。将来人口推計では、少子高齢化の進展、将来的な人口減少への転換、生産年齢人口の減少が予測されていますが、今後も継続した住みよいまちづくりに向けた取組が求められています。

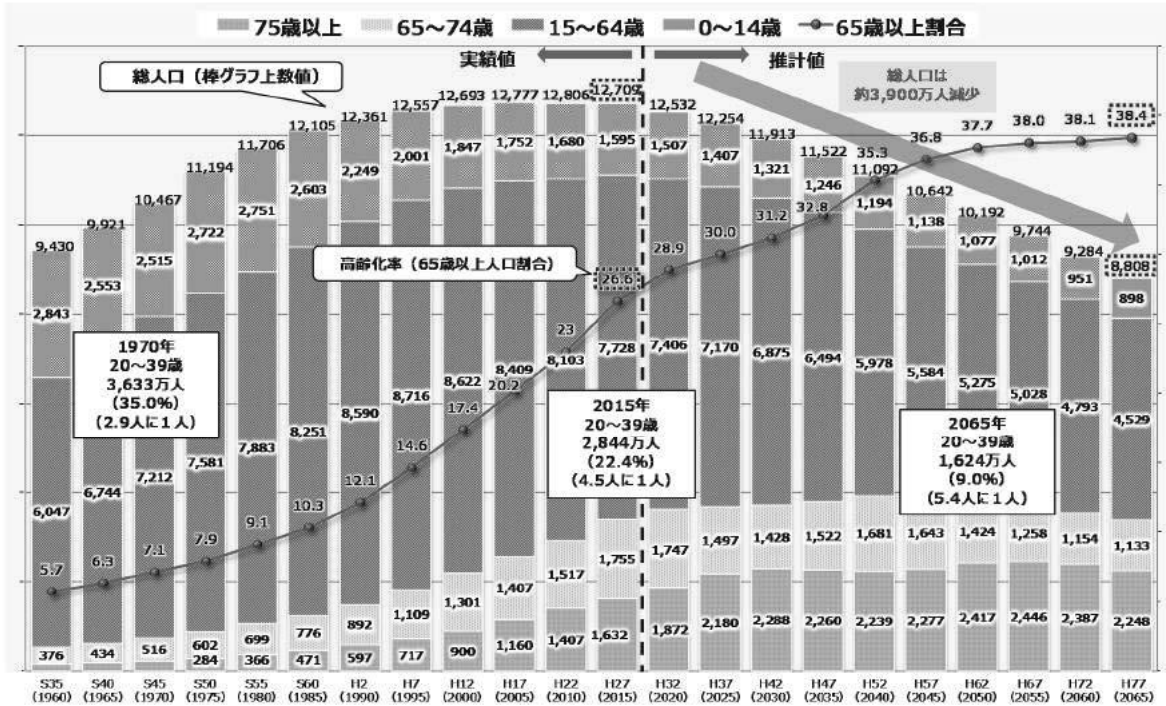
① 少子高齢化、人口減少への転換、生産年齢人口の減少

〔本市の将来人口推計のポイント〕

- 平成32(2020)年・「超高齢社会の到来」
- 平成37(2025)年・「生産年齢人口が減少へ」
「団塊の世代が75歳超」
- 平成42(2030)年・「本市の人口が減少へ」
「年少人口が減少へ」※ 前回推計時 H27 (2015)
- 平成72(2060)年・「現役世代1.5人で1人の高齢者を支える社会」
※ 前回推計時 H67 (2055)

日本の将来人口・年齢別人口の推計

我が国の総人口は、平成77(2065)年には、8,808万人と約3,900万人減少し、高齢化率で見ればおよそ27%から38%へと上昇する。



資料：2015年までは総務省「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果から作成

日本の将来人口推計の前回（平成24（2012）年）との比較

推計の前提となる30・40歳代女性の合計特殊出生率がやや改善したことから、我が国の総人口が1億人を下回る時期は5年遅くなり、平成77（2065）年時点の総人口も8,135万人から8,808万人と増え、人口減少の速度が前回推計よりやや緩和された結果になっている。

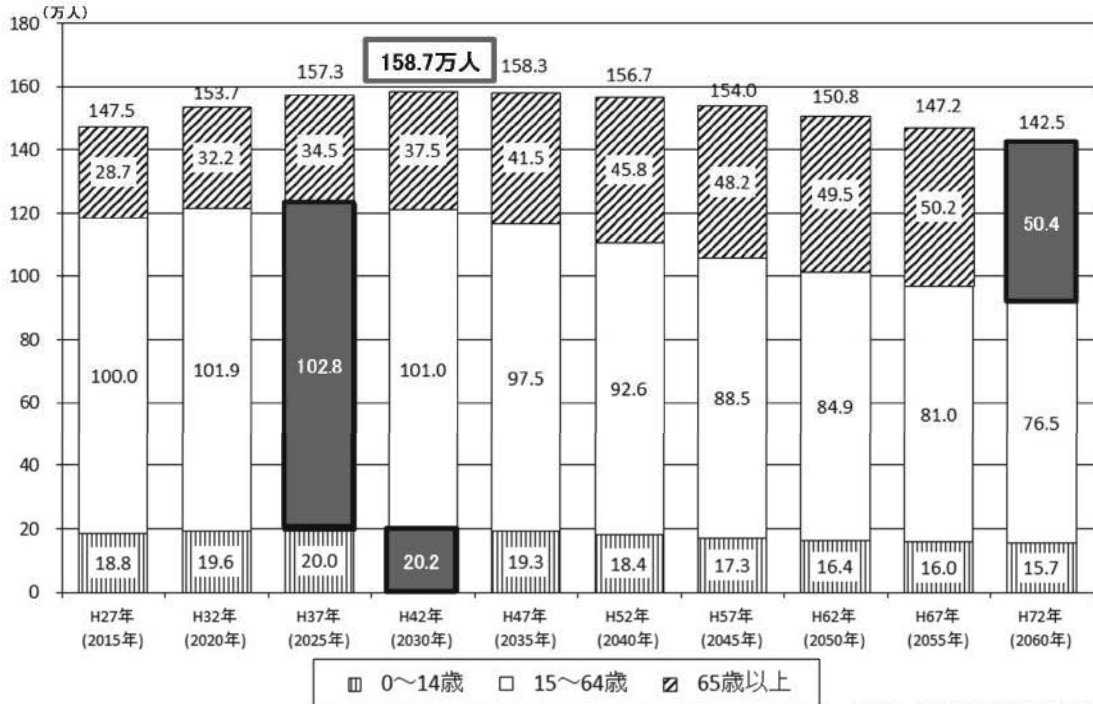
| | 平成29（2017）年推計 | 平成24（2012）年推計 |
|------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 合計特殊出生率 | 1.44 (平成77（2065）年) | 1.35 (平成72（2060）年) |
| 総人口（平成77（2065）年時点） | 8,808万人 | 8,135万人 |
| 総人口1億人を下回る時期 | 平成65（2053）年 | 平成60（2048）年 |
| 65歳以上人口割合（平成77（2065）年） | 38.4% | 40.4% |
| 65歳以上人口のピーク | 平成54（2042）年 | 平成54（2042）年 |
| 平均寿命 | 男性84.95歳、女性91.35歳 (平成77（2065）年) | 男性84.19歳、女性90.93歳 (平成72（2060）年) |

資料：国立社会保障・人口問題研究所資料から作成

川崎市の将来人口推計

本市は、少子高齢化がさらに進行し、平成42（2030）年をピークとして人口減少へ転換する。

川崎市の将来人口推計



資料：川崎市将来人口推計

川崎市の将来人口推計の前回推計（平成26（2014）年）との比較

前回推計と比較すると、駅周辺を中心とした拠点開発の進捗等により、人口ピーク値が前回と比べ6.5万人の増加となっている。また、年少人口は、ピーク時期が平成42（2030）年になるなど、減少局面に入る時期が15年遅れる結果となっている。

平成29（2017）年推計

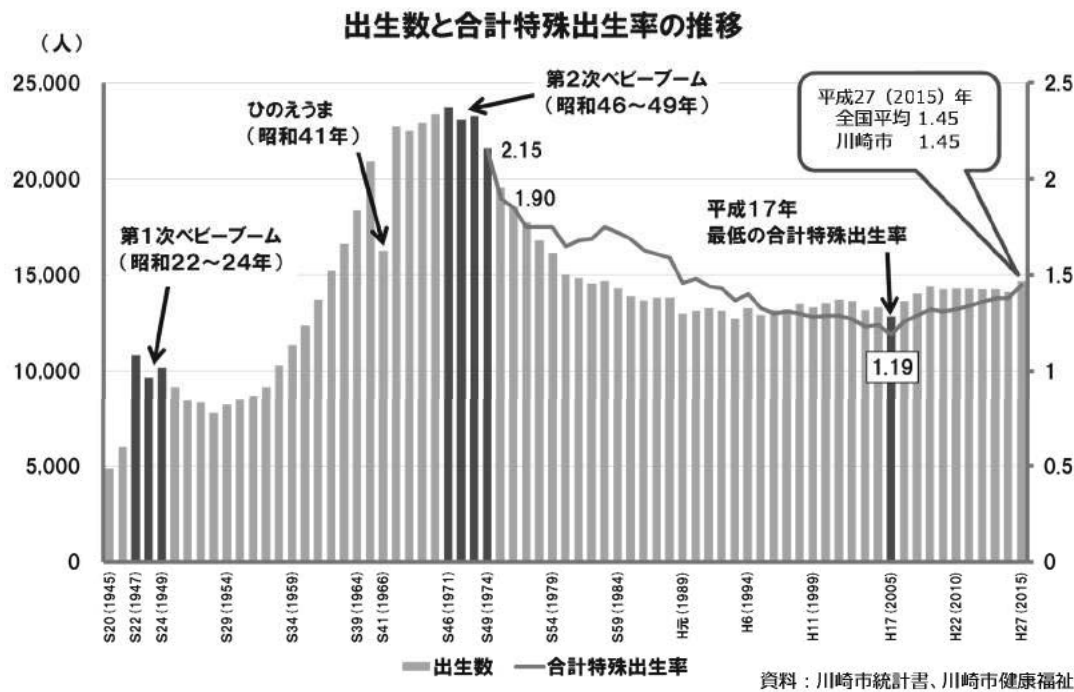
平成26（2014）年推計

| 【特徴】 | 今回推計 | 前回推計 | 差異 |
|---------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------|
| 人口ピーク年 | 平成42(2030)年 | 平成42(2030)年 | ±0年 |
| 人口ピーク値 | 158.7万人 | 152.2万人 | +6.5万人 |
| 年少人口 (0-14歳) ピーク | 平成42(2030)年 20.2万人 | 平成27(2015)年 19.1万人 | +15年 +1.1万人 |
| 0-4歳人口 ピーク | 平成32(2020)年 7.4万人 | 平成22(2010)年 6.7万人 | +10年 +0.6万人 |
| 生産年齢人口 (15-64歳) ピーク | 平成37(2025)年 102.8万人 | 平成37(2025)年 100.2万人 | ±0年 +2.6万人 |
| 老年人口 (65歳以上) | 平成72(2060)年時点で 50.4万人 | 平成62(2050)年 49.8万人 | +10年 +0.5万人 |
| 75歳以上人口 | 平成72(2060)年時点で 31.5万人 | 平成67(2055)年時点で 30.8万人 | +5年 +0.7万人 |

資料：川崎市将来人口推計

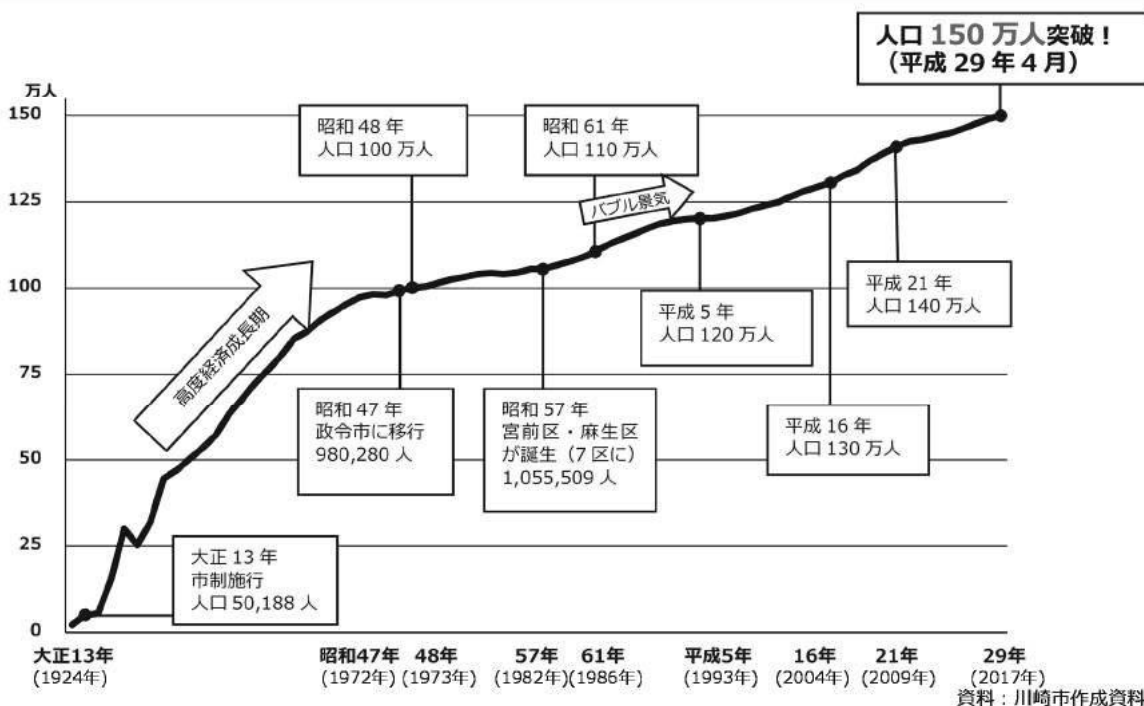
出生数の減少と合計特殊出生率の推移（市）

平成19（2007）年以降、本市の出生数は1万4,000人台で推移しており、合計特殊出生率は平成27（2015）年に1.45であり、平成17（2005）年の1.19（過去最低）から微増傾向にあり、39年ぶりに全国平均と同じ水準となったが、なお低い水準にある。



「150万人都市かわさき」の一層の発展に向けて

全国的に人口が減少に転じる中、首都圏の中心に位置する立地優位性や交通利便性に加え、成長産業が集積するなど、活力ある都市として人口増が続いた結果、平成29（2017）年4月に150万人を超え、今後も継続した住みよいまちづくりに向けた取組が求められている。



② 高齢化の現状と「超高齢社会」に向けた対応

本市人口の増加と平均寿命の伸長により、平成 32（2020）年には、人口の約 21%が 65 歳以上となり「超高齢社会」を迎えるなど、高齢者人口と高齢化率が増加・上昇傾向にあります。

さらに、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯が、過去 25 年間で約 4～5 倍、要介護・要支援認定者については、過去 5 年間で 2 割増加するなど、支援が必要となる高齢者の増加が見込まれています。特に、高齢者は 80 歳を越えると、要介護・要支援認定を受ける割合が高くなる傾向があり、本市は全国的な傾向よりも、65 歳以上の各年代において高い認定率となっています。

このため、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる自助・互助・共助・公助のしくみづくりの中で、いきがいや健康づくり、要介護度の改善・維持に向けた取組が求められています。

② 高齢化の現状と「超高齢社会」に向けた対応

- 平成 32（2020）年に「超高齢社会」を迎えた後、さらに 30 年後には、市民の 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者
- 高齢者人口とともに、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯も増加
- 要介護・要支援認定者数の増加や高齢者の各年代で、全国平均よりも高い要介護・要支援認定率
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるしくみづくり

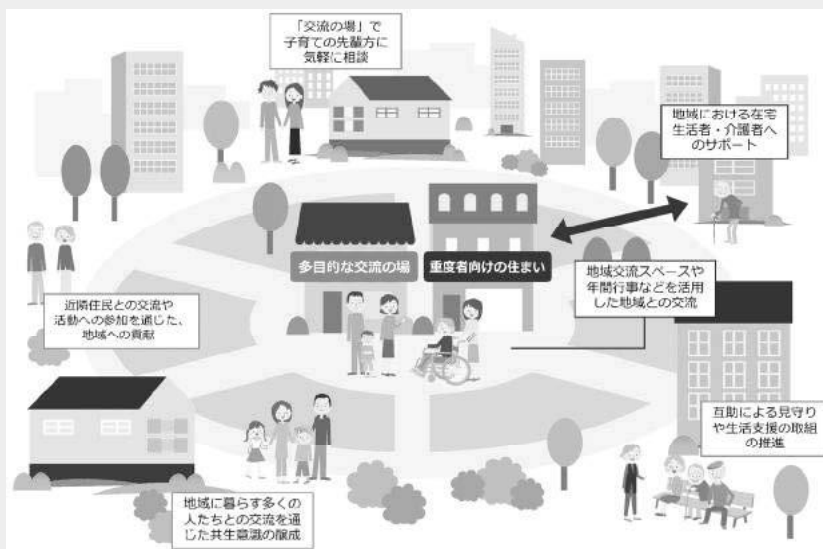
未来を考える
キーワード

2025年問題

現在、日本は諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しています。

日本全体の 65 歳以上の人口は、現在 3,300 万人を超え（およそ国民の 4 人に 1 人）、平成 54（2042）年の約 3,900 万人でピークを迎えた後も、人口割合は増加し続けることが予想されています。このような状況の中、団塊の世代（約 800 万人）が 75 歳以上となる平成 37（2025）年以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。

地域で疾病を抱えながら生活する高齢者等の増加に対し、医療においては、これまでの「病院完結型の治す医療」から「地域完結型の治し・支える医療」へのシフトが求められるとともに、看護・介護・福祉・生活支援などを含めたケアが、地域において一体的に提供されることが求められています。

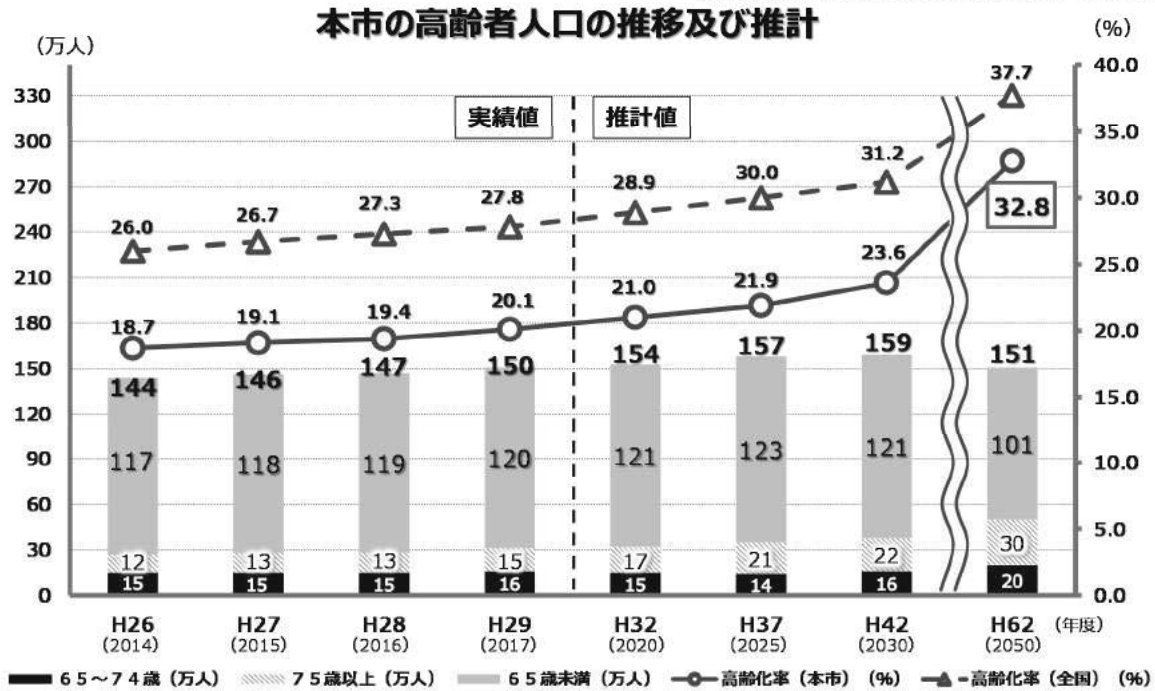


「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」より

高齢者人口の推移から見た高齢化の現状と将来像（市）

平成32（2020）年には、65歳以上の人口が21%を超え、本市は「超高齢社会」を迎える。その後も高齢化率は上昇を続け、平成62（2050）年には約33%に達すると見込まれる。

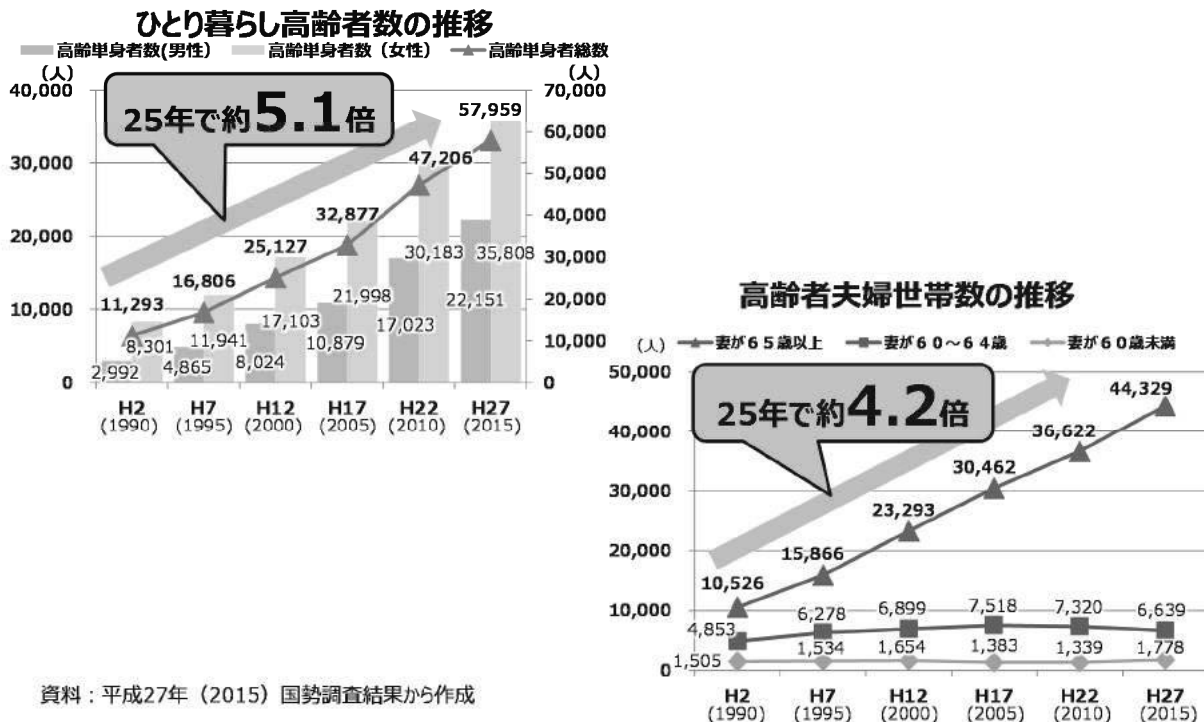
※端数処理により合計値は内訳とは必ずしも一致しない



資料：第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）掲載資料から作成

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯数の推移（市）

高齢者人口が増加するなか、本市のひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯も増加しており、今後、ひとり暮らし高齢者の生活支援や「老老介護」などへの支援が必要となる。

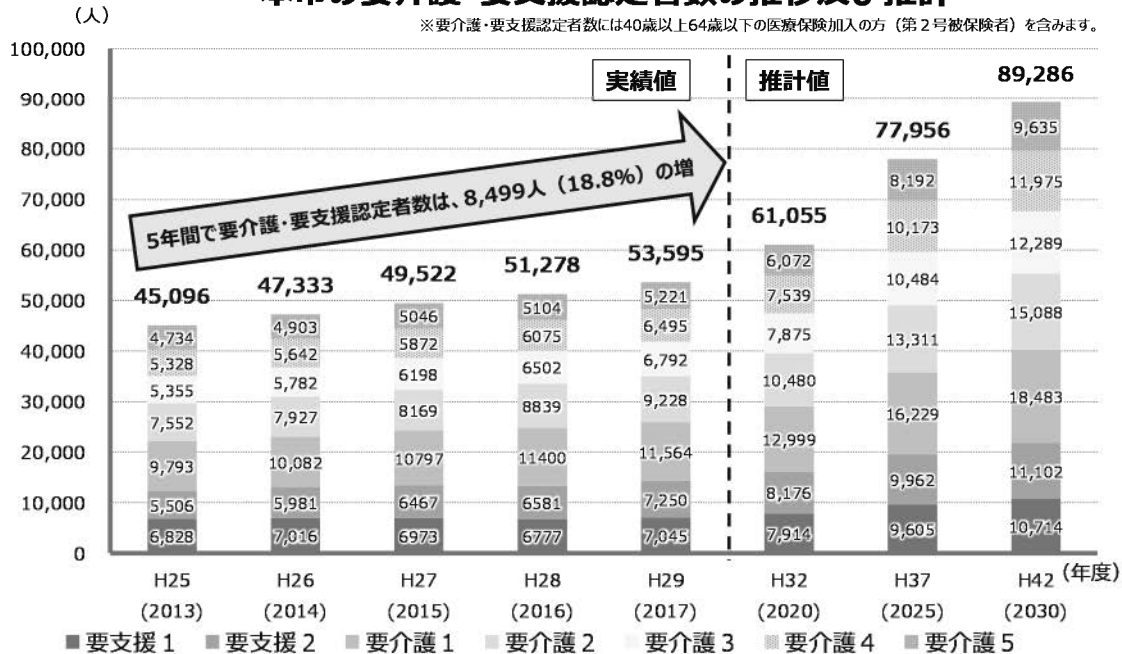


資料：平成27年（2015）国勢調査結果から作成

要介護・要支援認定者数の推移及び推計（市）

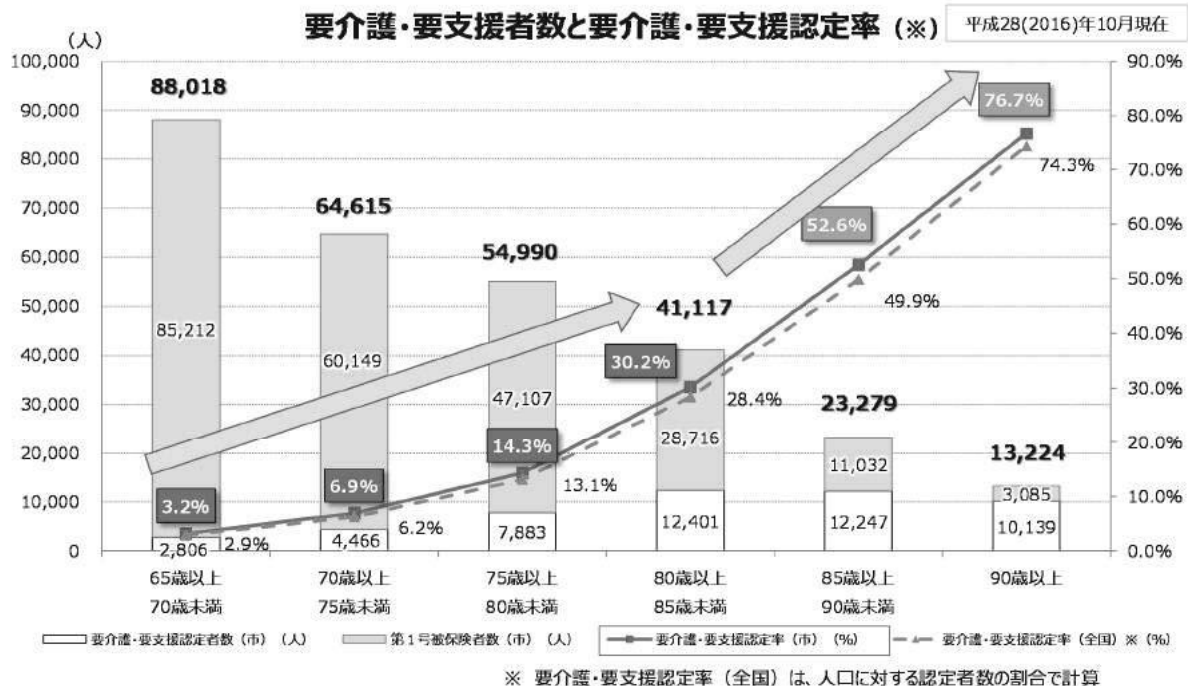
本市の要介護・要支援認定者数は、増加傾向にあり、平成29（2017）年10月現在約5万人で、平成25（2013）年から平成29（2017）年までの5年間で約2割増加している。

本市の要介護・要支援認定者数の推移及び推計



年齢階層別の要介護・要支援者数と要介護・要支援認定率（全国・市）

年齢階層別に要介護・要支援認定率を見ると、80歳を超えると認定率は急上昇する。本市は全国平均よりも高い認定率となっている。



③ 子ども・若者を取り巻く環境の変化

本市の18歳未満の子どもがいる世帯数は増加傾向にある中、直近の状況では、親が共に働いている世帯が半数を超えるなど、子育て世帯の就労状況に大きな変化が生じています。このような共働きの子育て世帯の増加に伴い、就学前児童数は微増であるのに対し、保育所等利用申請者数は、この10年で約2倍になるなど、今後も保育ニーズの高まりが続くと見込まれています。

また、我が国において、社会の中で相対的に低い所得の水準で暮らす子どもの割合を意味する「子どもの貧困率」は、直近の調査ではやや改善したものの、依然として上昇傾向にあり、世帯間の経済状況の格差の拡大が示唆されています。

経済的な環境以外にも、子ども・若者の健全な成長を促す「生活の充実感」については、家庭、学校、地域等のうち、自分にとって居心地の良い「居場所」であると感じる場の数が多いほど、生活が充実しているという調査結果もあることから、子ども・若者を孤立から守り、成長を支援するための居場所の必要性が高まっています。

こうした状況の中、多様化する子育て世帯のニーズに適切に対応するには、就労と子育てを両立できる社会の実現に向けた子育て環境の整備や、さまざまな体験ができる機会の提供、さらには「子どもの貧困」への対応として、子ども・若者の成長段階に応じた切れ目のない支援を行うなど、子ども・若者が安全・安心に過ごせる環境づくりが求められています。

③ 子ども・若者を取り巻く環境の変化

- 子育て世帯の就労状況の変化による保育ニーズの高まりに対応した子育て環境の整備
- 「貧困の連鎖」を断ち切るための切れ目のない支援
- 子ども・若者を孤立から守り、成長を支援するための居場所の充実

未来を考える
キーワード

地域の寺子屋

本市では、「地域ぐるみで子どもたちの教育や学習をサポートするしくみづくり」や「地域のさまざまな方の知識と経験を活かした多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくり」、「子どもたちに豊かな学びや体験の機会を提供することによる学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成」を目標に、学校施設を活用しながら「地域の寺子屋」を開講しています。

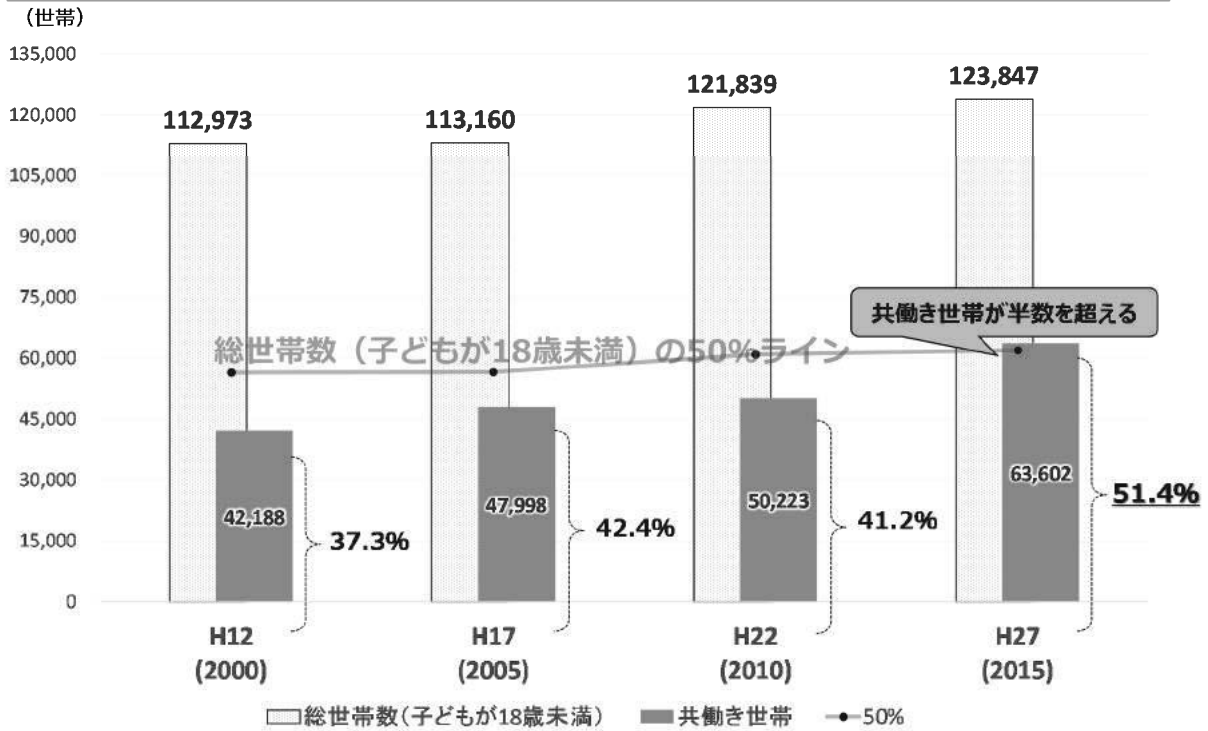
生き生きと地域で活動する大人と出会うことは、子どもたちが将来、自分がどんな大人になりたいかを考えるときの参考になり、また、地域の大人と顔見知りになって、まちで挨拶することができるような関係を作ること、子どもたちが安心して育つことができる環境づくりにつながります。

多くの人との出会いやさまざまな体験を通して、認められ、達成する体験を重ねながら、子どもたちが人と関わる力や自らへの自信を育んでいく場として、寺子屋の取組を進めています。



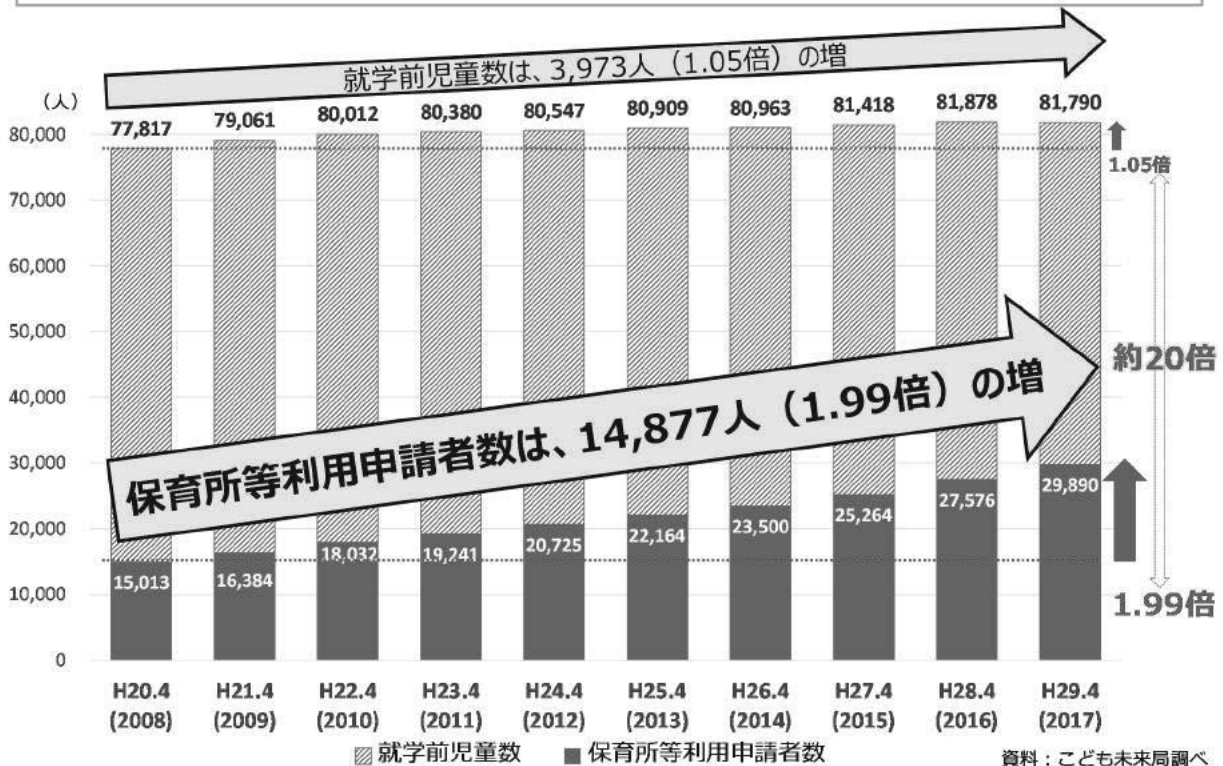
総世帯数（子どもが18歳未満）と共働き世帯の推移と割合（市）

本市の18歳未満の子どもがいる世帯のうち、親が共に働いている世帯は、年々増加しており、平成27（2015）年の構成比は51.4%で、半数以上となっている。



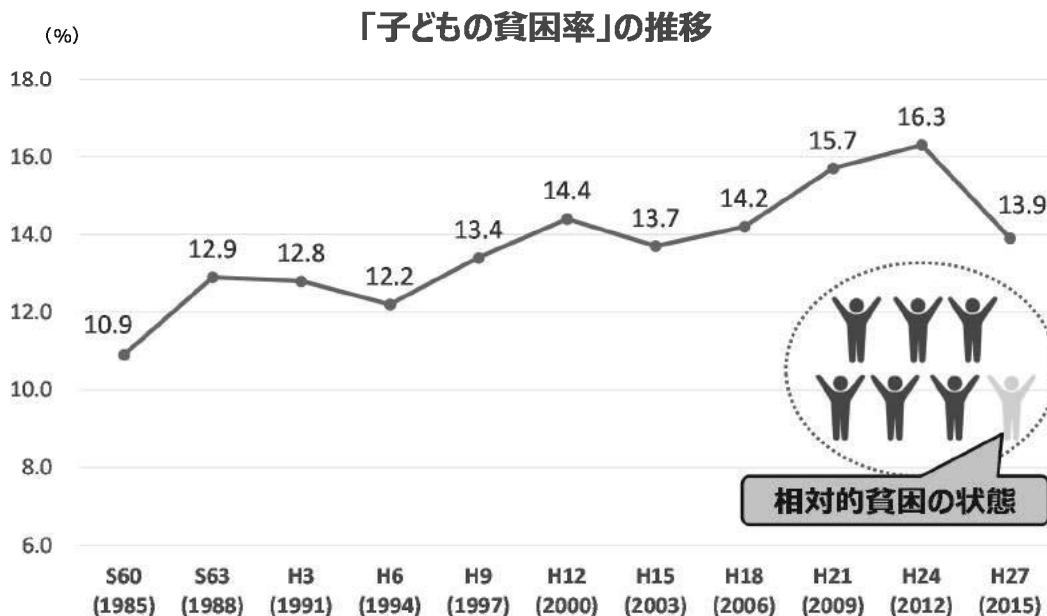
就学前児童数と保育所等利用申請者数の推移（市）

この10年間で、本市の就学前児童数は約4,000人増加しているのに対し、保育所等利用申請者数は約15,000人増加しており、就学前児童数の伸びに比べ、20倍近くの伸びとなっている。



子どもの貧困率の推移（全国）

平成24（2012）年時点の我が国の「子どもの貧困率」は16.3%で、約6人に1人の子どもが相対的貧困の状態にあるとされた中で、平成27年（2015）時点は、13.9%と前回よりも改善したものの、依然として約7人に1人の子どもが相対的に貧困の状態にある。

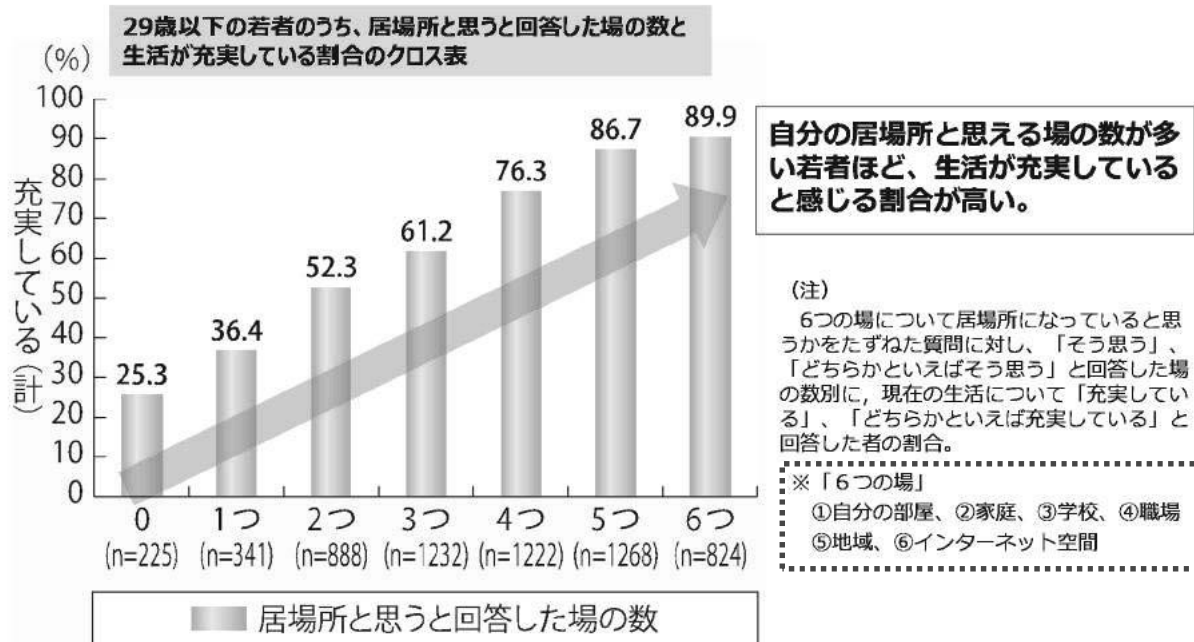


(※) 「子どもの貧困率」とは、子ども（17歳以下の者）全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない世帯に含まれる子どもの割合のこと

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

若者の居場所と生活の充実感（全国）

生活が充実していると回答した若者の割合は、居場所と感じている場の数が多くなるにつれ高くなっていくことから、経済的支援や就労支援に加えて、若者を孤立から守り、その成長を支援する居場所とつながりを作り出す取組が求められる。



内閣府「子供・若者の意識に関する調査」

(平成28(2016)年12月に全国の15歳から29歳までの男女6000名を対象に実施したインターネット調査)

資料：厚生労働省

「平成29年度版 子供・若者白書」

④ 一人ひとりが尊重され、能力を発揮できる環境づくり

持続可能な社会の構築に向けて、女性、外国人、障害者その他マイノリティへの社会環境的障壁を取り払うための法整備など、その動きが活発になっています。本市の意識調査等においても、「障害者が働ける場所や能力を発揮する機会が少ない」「性的マイノリティに対する社会的理解が低いため、誤解や偏見がある」といった意見が上位となっており、近年の法整備等と同様に、マイノリティへの社会環境的障壁に対する市民の問題意識にも現れてきています。人口減少などさまざまな社会環境の変化の中で、一人ひとりが尊重され能力を発揮できる環境の整備が必要となっています。

④ 一人ひとりが尊重され、能力を発揮できる環境づくり

- ダイバーシティ（多様性）とソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の社会への浸透
- さまざまな個性を活かした誰もが活躍できる環境の整備

未来を考える
キーワード

かわさきパラムーブメント

本市では、障害のある人などが生き生きと暮らす上での障壁となっている、私たちの意識や社会環境のバリアを取り除くことや、新しい技術でこれらの課題に立ち向かうことを「ムーブメント」として展開していきます。東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として、平成36（2024）年の市制100周年へとつなげていきます。



多様性を包摂する環境づくり（ダイバーシティとソーシャル・インクルージョン）

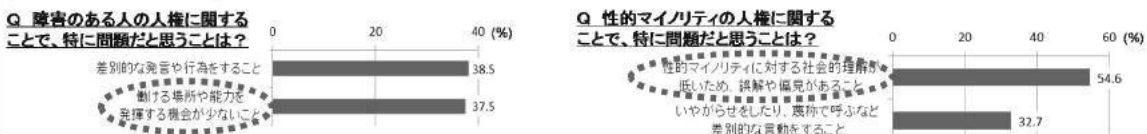
ダイバーシティ（多様性）とソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の重要性が高まっている中、日本社会における「マイノリティ（※1）」に対する法整備や、共生社会の実現に向けたユニバーサルデザイン化と「心のバリアフリー（※2）」が進められており、一人ひとりが尊重され能力を発揮することができる社会の実現が求められている。

【第1期実施計画期間中の主な法整備等】 ※法律名は全て略称を使用

| | | |
|--------------------|--|---|
| 男女雇用機会均等法 | 平成29(2017)年1月1日施行分 | 事業主に妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置を適切に講じる義務 |
| ヘイトスピーチ解消法 | 平成28(2016)年6月3日施行 | 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進 |
| 障害者差別解消法 | 平成28(2016)年4月1日施行 | 障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止など |
| 部落差別解消推進法 | 平成28(2016)年12月16日施行 | 現在も部落差別が存在することを明記し、差別の解消を推進 |
| ユニバーサルデザイン2020行動計画 | 平成29(2017)年2月20日決定(ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議) | 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、共生社会の実現に向けて「心のバリアフリー」分野と「街づくり」分野における取組を推進 |

【市民の問題意識】

資料：「川崎市 人権に関する市民意識調査」(平成28(2016)年4月) ※上位2項目を掲載



※1 マイノリティ

社会の中で何らかの事実を理由として、差別され権利を奪われている人々、先住民や移住者など異文化とされる人々、女性、同性愛者、障害者、高齢者など、社会的権利を奪われたり、不利を負わされている人々をさして呼ぶことが多い。

※2 心のバリアフリー

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」では、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、バリアフリー化の実施に関する国民の協力を求める、いわゆる「心のバリアフリー」を深めていくことを国の責務として定めるとともに、高齢者や障害者等が円滑に移動し施設を利用できるようにすることへの協力だけではなく、高齢者や障害者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深めることが、国民の責務として定められている。

※定義は「人権かわさきインシアティブ」より引用

⑤ 都市インフラの老朽化と有効活用

10年後には、総床面積ベースで本市の公共建築物の約74%が築30年以上となるなど、上下水道施設、道路、橋りょう、公園施設なども含めた都市インフラの老朽化に、限られた財源で計画的に対応していく必要があります。

また、公共建築物の総床面積については、児童生徒の増加に対応した小・中学校の整備や、市営住宅の居室の面積基準の見直しに伴う拡大などの社会状況の変化に対応した取組により、平成19（2007）年度から平成28（2016）年度までの10年間で約25万㎡増加しています。

このため、今後は、整備費・維持管理経費など中長期にわたる財政負担の増大や、人口動態等を踏まえて、施設等の効率的かつ効果的な維持管理や、あり方の検討を進めていく必要があります。

こうした中で、公共空間はこれまで国や地方公共団体等が公的な観点から自ら利用し、民間が活用する場合も収益目的の利用は抑制的でしたが、公共空間利用のニーズの高まりや維持管理における民間資金活用の拡大の要請から、民間の収益活動等への開放が進められており、全国各地で、公共空間における広告の掲示や物品の販売、イベントの開催などが行われ、これらの収益等をまちづくりに還元する取組が進められています。

本市においても、公共空間を活用したまちの賑わい・交流の創出や、民間活力の活用による公共施設の維持管理の方策を検討し、魅力あふれる持続可能なまちづくりを進める必要があります。

⑤ 都市インフラの老朽化と有効活用

- 10年後には公共建築物の約74%が築30年以上経過（平成39（2027）年）
- 上下水道施設、道路等も含めた都市インフラ全体の効率的かつ効果的な維持管理や、あり方の検討が必要
- 公共空間を活用したまちの賑わい・交流の創出や、民間活力の活用による公共施設の維持管理の方策の検討が必要

未来を考える
キーワード

ユニークベニュー

「ユニークベニュー」とは、歴史的建造物、文化施設、公共空間等で、会議やレセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のことを言います。

大規模なシンポジウムや展示会、国際会議などの誘致に大きな効果を発揮するユニークベニューは、公共空間の有効活用やインバウンド振興策の観点から、全国で展開されています。



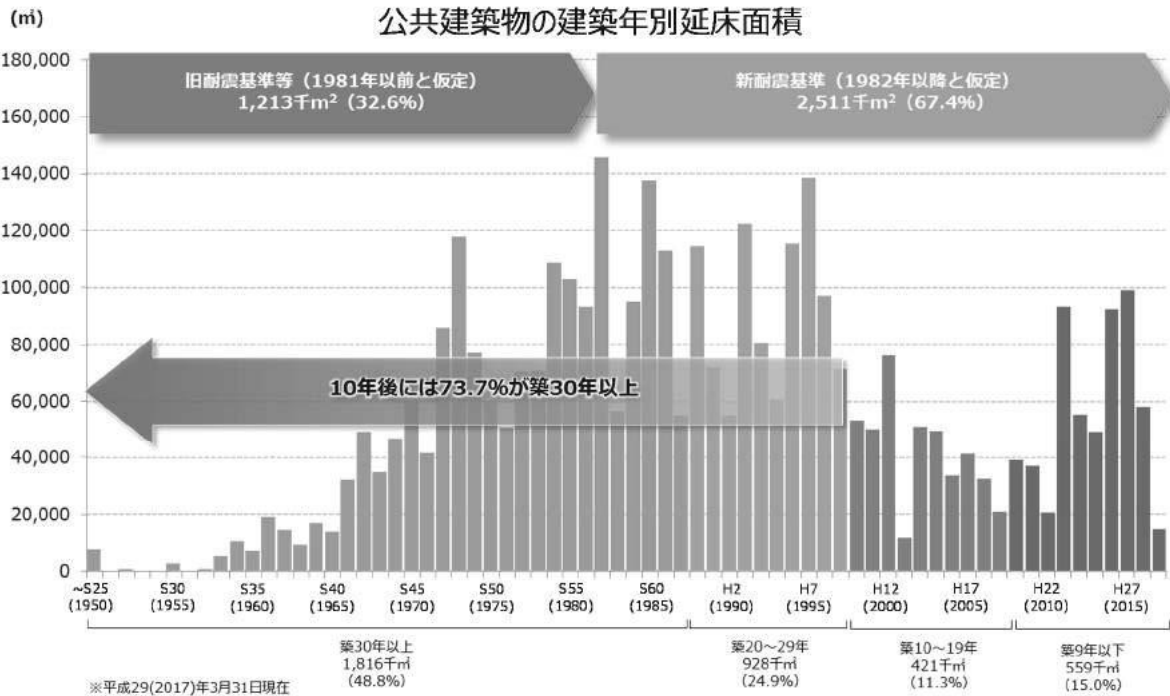
生田緑地での結婚式



東扇島東公園でのロックフェス

公共建築物の老朽化の状況（市）

10年後には公共建築物の約74%が築30年以上となるなど、施設の老朽化に伴う今後の集中的な大規模修繕・更新期の到来が懸念される。



※企業会計施設を除く 資料：「かわさき資産マネジメントカルテ」から時点修正

公共空間の有効活用による「賑わいのあるまちづくり」の実現

道路や河川、公園などの公共空間について、民間による収益目的の利用を積極的に認め、収益の一部を施設の維持・管理に充当することによる管理の高質化に加え、まちの賑わい・交流の創出等を可能とする取組が全国各地で進められている。

「賑わいのあるまちづくり」の実現に向けた公共空間の有効活用

道路空間の活用

一定の条件のもとで、道路占用許可の特例により、道路管理者が指定した区域で、道路上に広告板やオープンカフェを設置することが可能

河川敷地の活用

地域が合意し、治水や利水に支障が無い場合等に、河川管理者が指定した河川敷地内に、オープンカフェ等を設置し、営業活動を行うことが可能

公園の活用

都市公園の整備等を行うことを条件に、公募により選定された民間事業者が都市公園法の特例措置を受けて、都市公園内にカフェ等の収益施設を設置することが可能

<全国各地の取組事例>



⑥ 産業経済を取り巻く環境変化

新興国の経済成長等により、世界に占める日本のGDPシェアは20年間で、約3分の1に減少しています。一方で日本企業の海外現地法人数は、大幅に増加しており、海外への企業進出が進んでいます。

国・県の成長率がマイナスとなる中、市内総生産は10年前と比べて5%高い水準を維持しています。また、本市の基幹産業である製造業では、製造品出荷額等が大都市中第1位（従業員1人あたりの額も第1位）であり、高度な産業集積を実現していますが、事業所数と従業者数はそれぞれ減少傾向を示しています。成長産業の育成により産業集積の維持・強化を図るほか、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）等の次世代技術の活用による経営革新や働き方改革への対応など、産業を取り巻く環境の変化を的確に捉え、市内産業をさらに活性化させていくことが課題となっています。

⑥ 産業経済を取り巻く環境変化

- 医療・福祉・環境などの成長産業の育成による市内産業の更なる活性化
- AI・IoTなどの次世代技術の活用による経営革新や働き方改革などへの対応

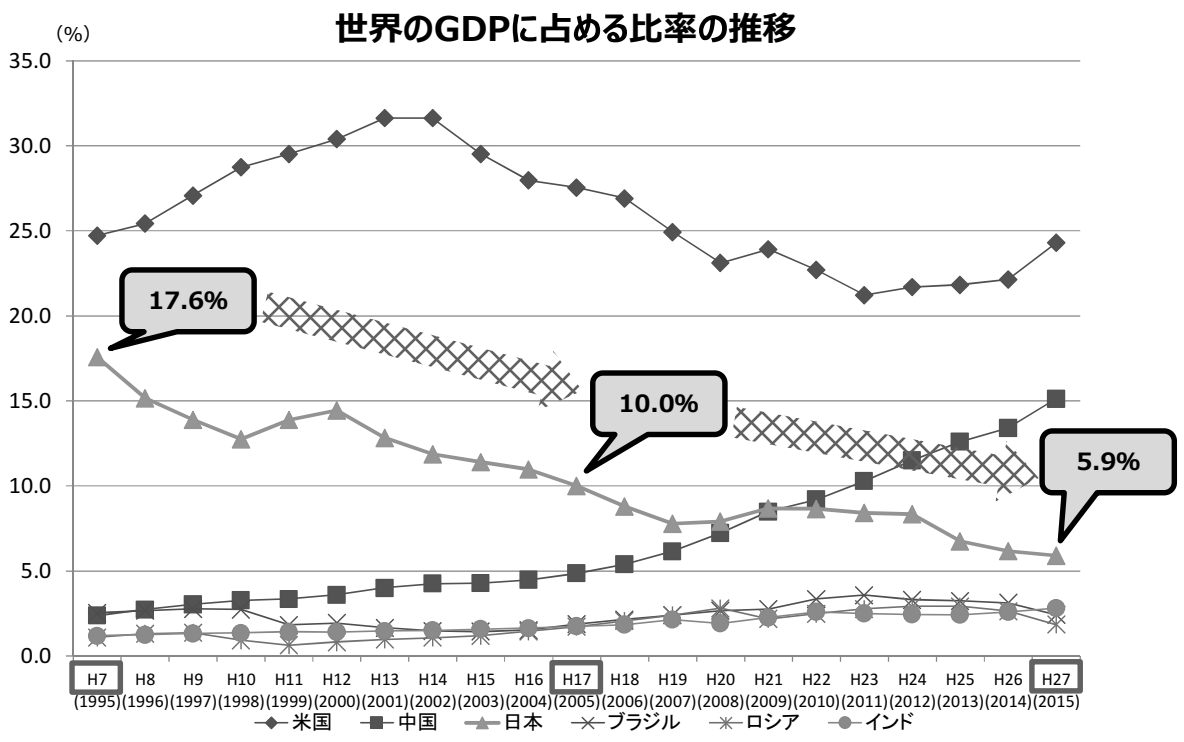
未来を考える
キーワード

第4次産業革命

平成28（2016）年1月にスイス・ダボスで開催された世界経済フォーラム（通称「ダボス会議」）では「第4次産業革命の理解」を主要なテーマとして、議論が行われました。AI（人工知能）やIoT、ロボット技術などを軸とする「第4次産業革命」では、あらゆるモノがインターネットにつながり、そこで蓄積されるさまざまなデータをAIなどを使って解析し、新たな製品・サービスの開発につながるなどが期待されています。

世界のGDPに占める比率の推移

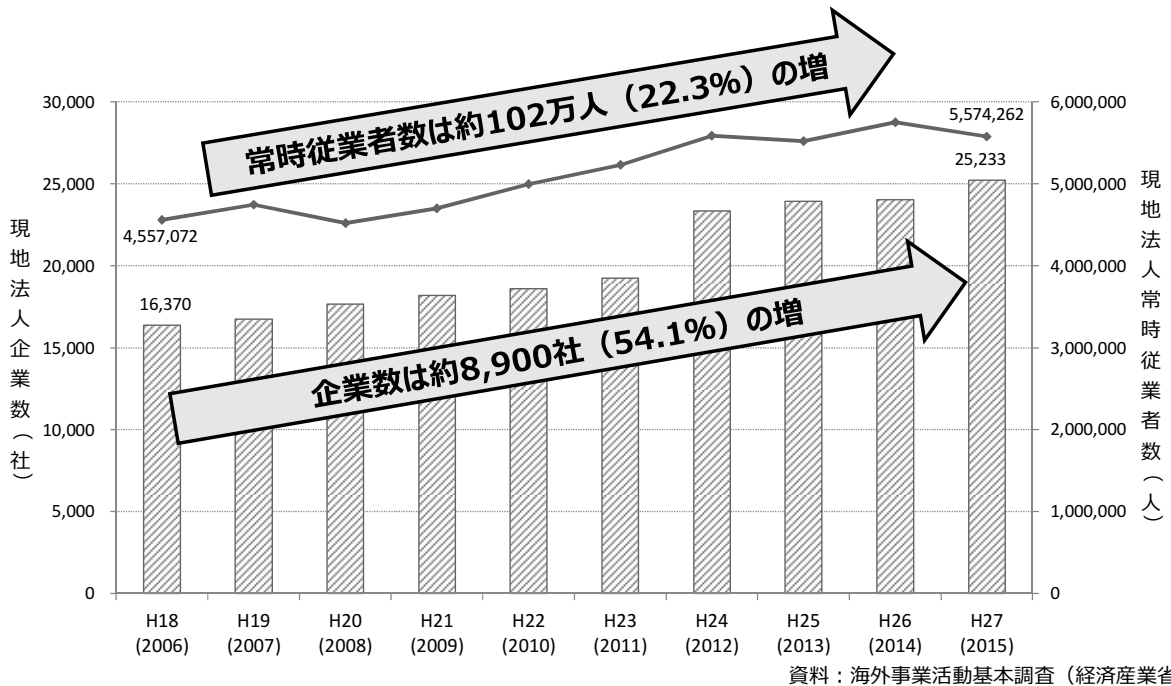
新興国の経済成長等により、日本のGDPシェア（名目）は20年間で約3分の1になっている。



資料：IMF, World Economic Outlook Database, April 2017

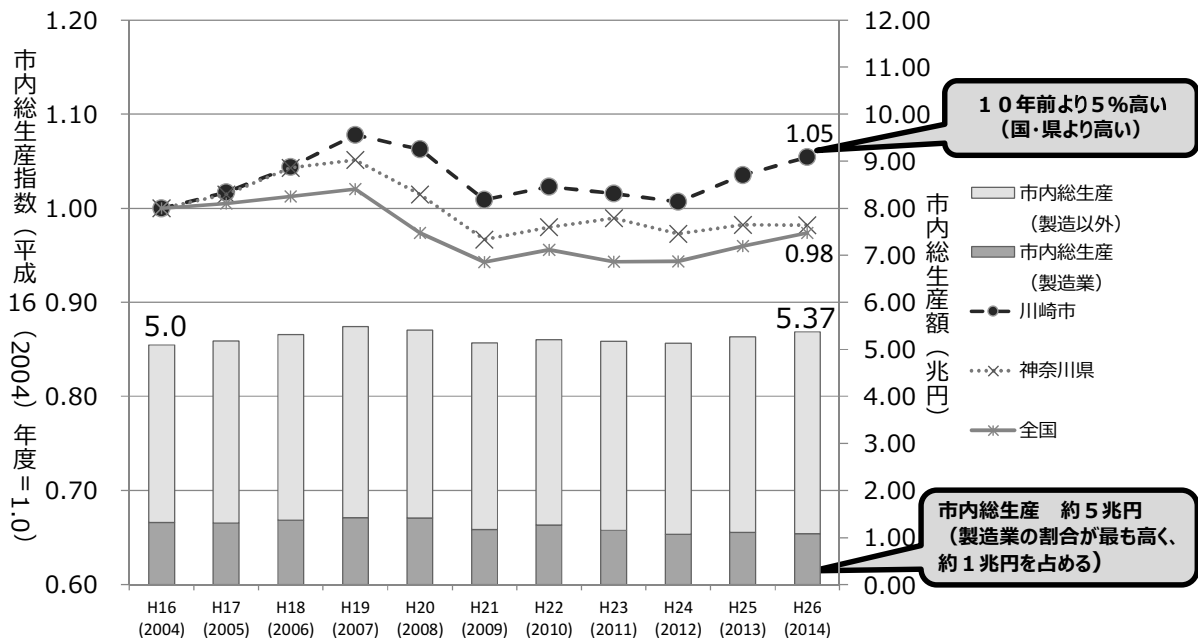
海外現地法人企業数・従業員数の推移（全国）

日本企業の海外子会社等を指す「海外現地法人」は、企業数・常時従業員数ともに、10年間で大幅に増加しており、日本企業の海外進出が進んでいる。



市内総生産の推移

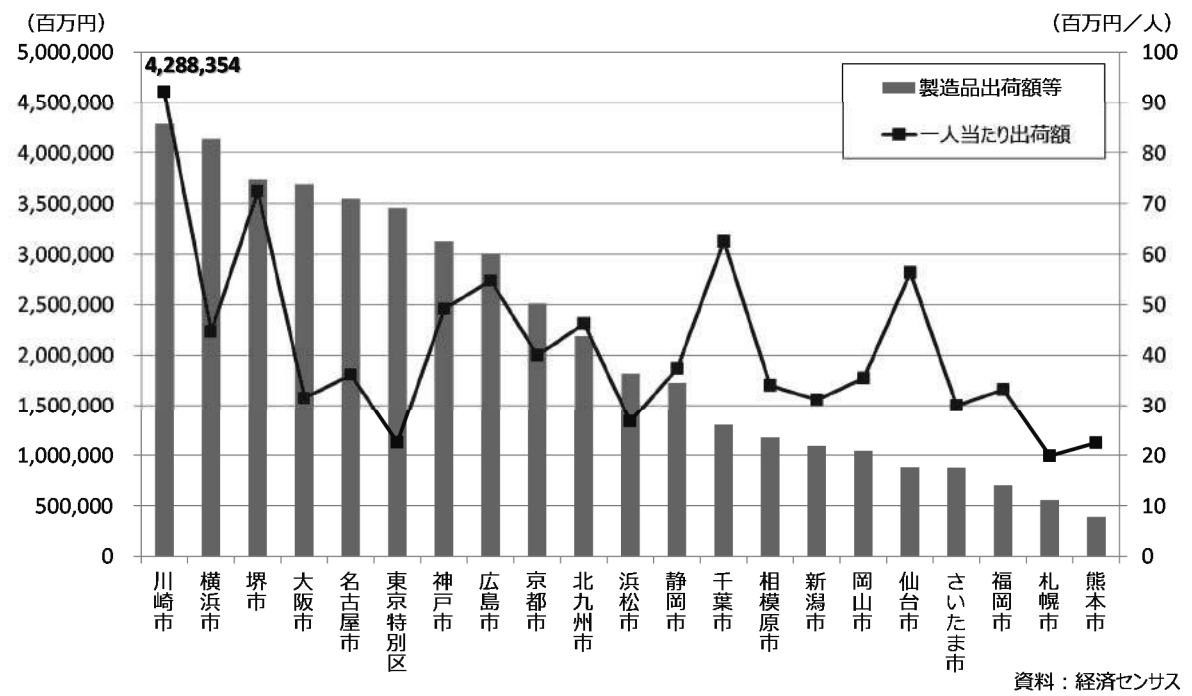
市内総生産は5.4兆円（平成26（2014）年度、名目）で、全国の1.1%、県の17.7%を占める。10年間の成長率は、国、県を上回る水準で推移している。



資料：川崎市市民経済計算

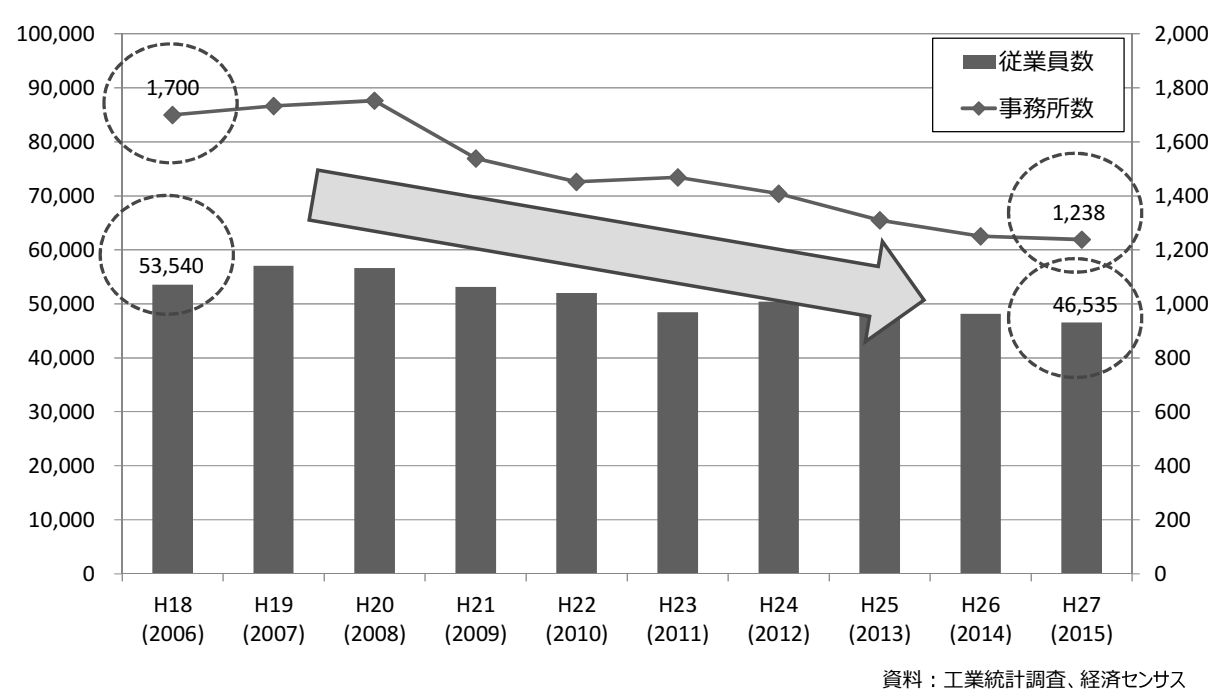
製造業における製造品出荷額等の大都市比較（平成27（2015）年）

本市の製造品出荷額等は、4兆2,884億円で大都市中で第1位であり、従業員1人あたりの額も、9,200万円で第1位となっており、高度な産業集積と生産性を実現している。



製造業における事業所数及び従業者数の推移（市）

10年間で、市内の事業所数は462所（27.2%）、従業者数は7,005人（13.1%）減少しており、産業集積の維持・強化が課題となっている。



⑦ 災害対策や環境問題などの重要な課題

日本の面積は世界の面積の1%未満であるにもかかわらず、規模の大きい世界の地震の約2割が日本の周辺で起こっています。とりわけ、今後30年間に約70%の確率で発生するとされている「東海・東南海・南海地震」や、いわゆる「首都直下地震」については、甚大な被害が想定されており、東日本大震災や阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえた対策が求められています。

とくに、平成28(2016)年4月に発生した熊本地震では、避難所運営や支援物資の受け入れのあり方等多くの課題が明らかになったことなどから、それらを踏まえながら、自助・共助(互助)・公助の視点からの地域防災力の強化につなげる必要があります。

また、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)は、地球温暖化について疑いのない事実であるとしており、温室効果ガスの削減などの「緩和策」とともに、地球温暖化がもたらす気候変動に伴う災害の激甚化等に対応する「適応策」を講じていくことが求められています。

さらに、国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が設定され、地方自治体を含むすべてのステークホルダーの役割が重視されるとともに、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むことが求められています。

⑦ 災害対策や環境問題などの重要な課題

- 自然災害(大規模な地震災害、集中豪雨などによる浸水リスク等)
- 環境・エネルギー問題(地球温暖化への対応(緩和策と適応策)、リサイクルなどの推進、生物多様性の保全等)
- 持続可能な開発目標(成長・雇用、クリーンエネルギー、イノベーション、循環型社会、温暖化対策、生物多様性の保全、女性の活躍、児童虐待の撲滅、国際協力等)

未来を考える
キーワード

持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28(2016)年から平成42(2030)年までの国際目標であり、国際社会が、人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として、協働して解決に取り組んでいくための目標として位置づけられたものです。

社会全体が達成に向けて取り組むための普遍的な目標として、地方自治体を取り巻く課題や、めざすべき持続可能な社会に向けたまちづくりの目標等と共通する点があります。



●MDGsとSDGsの比較(「持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取組」【外務省国際協力局】)

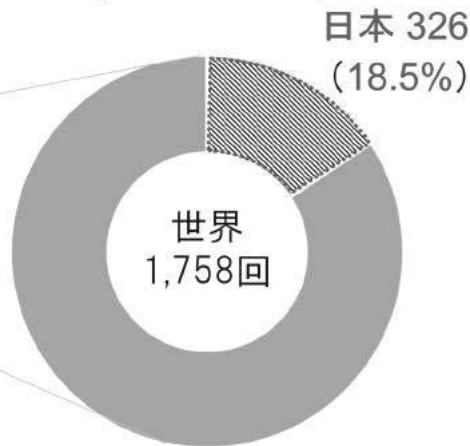
日本の地震発生リスク

日本の面積は世界の面積の1%未満であるにもかかわらず、規模の大きい世界の地震の約2割が、日本周辺で起こっており、我が国は世界的に見ても地震による危険度が非常に高い。

世界の地震分布とプレート



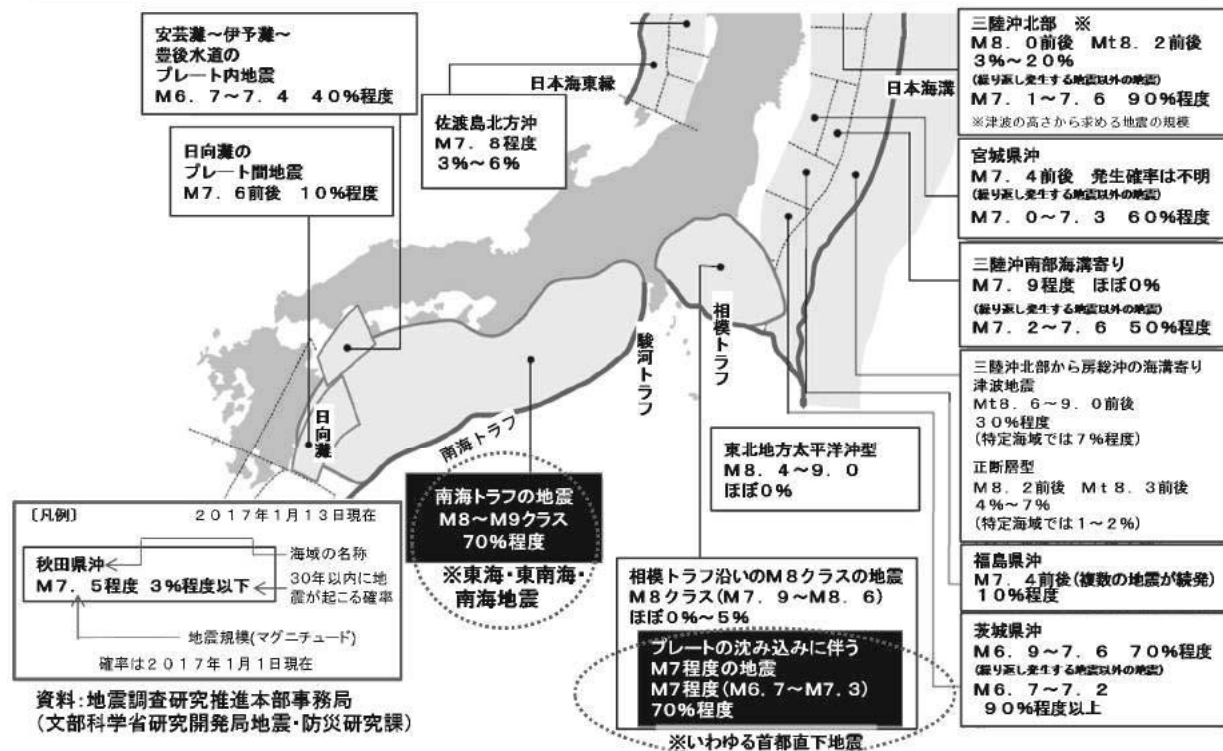
マグニチュード6以上の地震回数 (2003~2013)



資料：内閣府「平成26年度版防災白書」

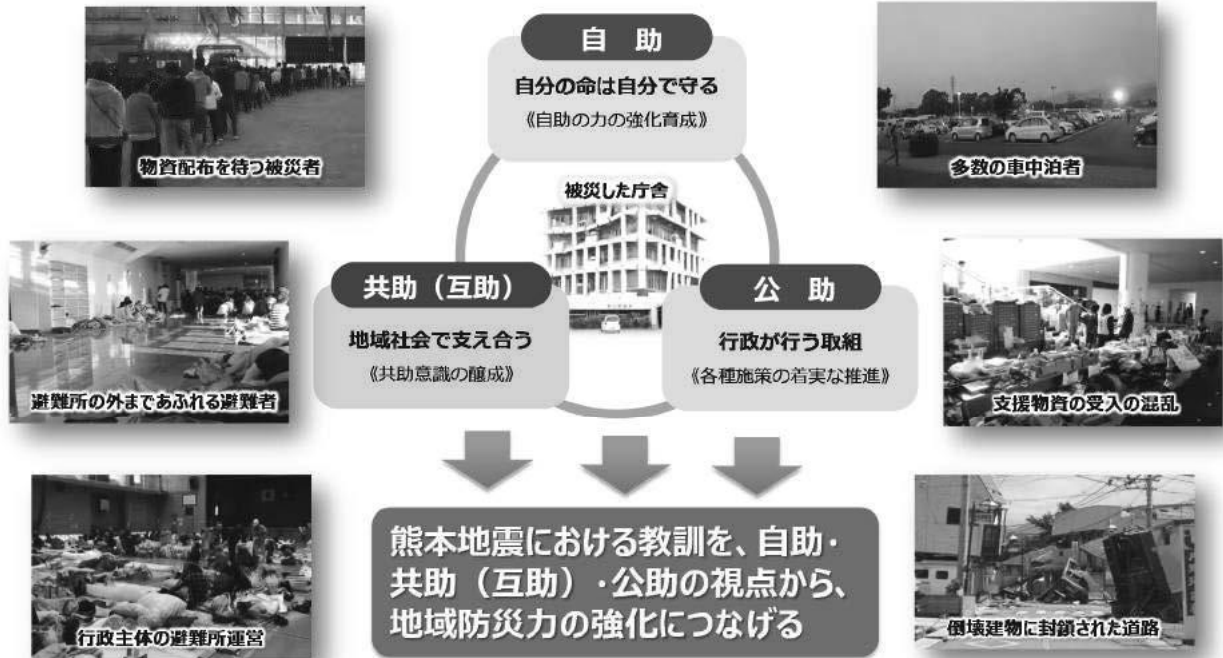
今後30年間に甚大な被害が想定される地震が発生する確率

今後30年間に約70%の確率で大規模地震の発生が想定されていることから、過去の震災等の教訓を踏まえた対策が求められている。



熊本地震での課題を踏まえた地域防災力の強化

熊本地震での教訓を踏まえ、市民等による「自ら守る」ための平常時からの備えと地域社会での支え合い、また、これを後押しするための行政による環境の整備等が求められている。



資料：平成29（2017）年度災害救助法等担当者全国会議資料（熊本県提出）から作成

熊本地震の教訓を踏まえた災害対策の見直し状況

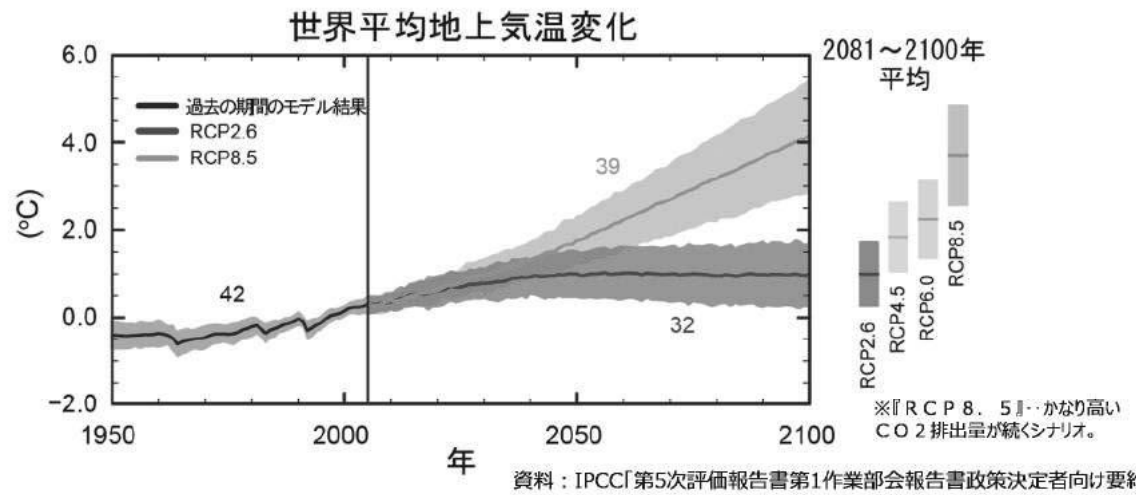
我が国では、熊本地震での災害を踏まえ、災害時における体制や連携及び調整機能を強化させるとともに、必要な制度や指針、マニュアル等の整備や見直しを進めている。



資料：内閣府公表資料から作成

世界の気温や海面水位の上昇

IPCCは、地球温暖化については疑う余地のない事実としており、今後のシナリオのうち危機的なものでは、21世紀末頃には、20世紀末頃と比べて平均気温が2.6～4.8℃、平均海面水位が45～82cm上昇する可能性が高いとしている。

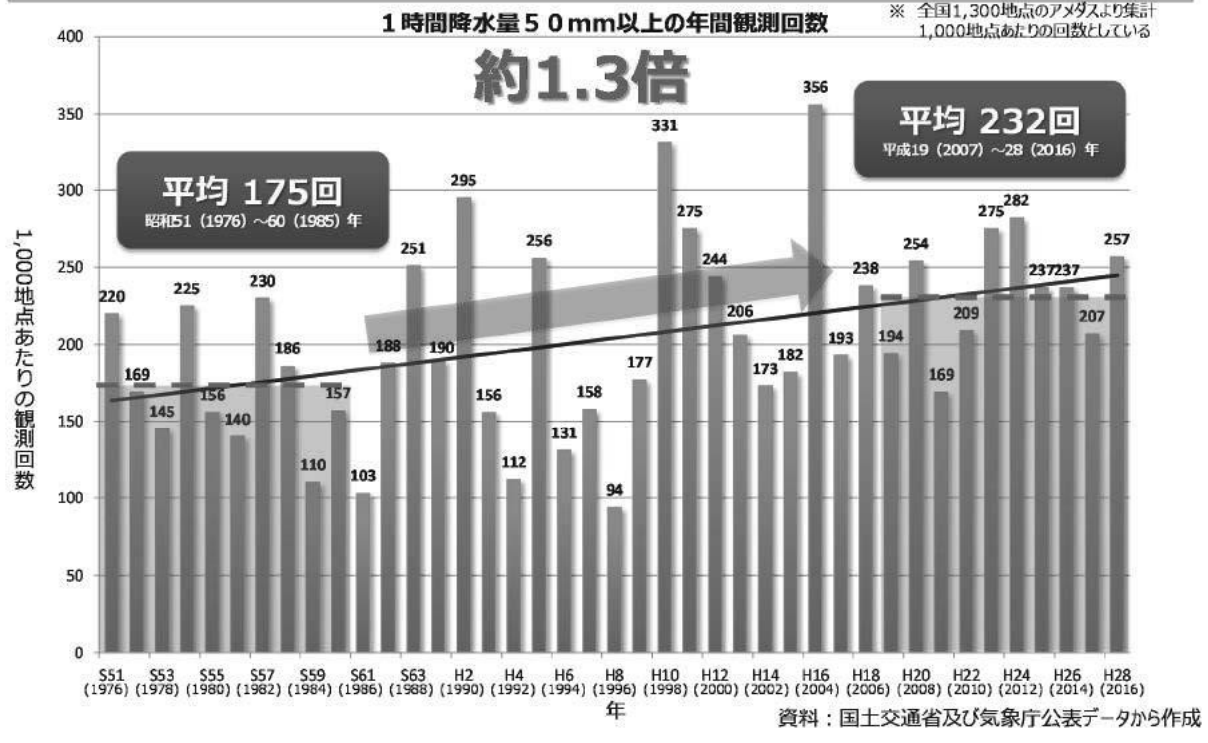


※ IPCC…温室効果ガスによる気候変動の見通しや、自然や社会経済への影響、気候変動に対するなど、2,500人以上の科学者が参加し、最新の研究成果に対して評価を行っている「気候変動に関する政府間パネル」

※今回(第5次報告)新たに代表的濃度経路(RCP)と呼ばれる4つのシナリオが作成され、可能な限りの地球温暖化対策を前提としたシナリオであるRCP2.6でも、2081年から2100年において、20世紀末ごろに比べて世界の平均地上気温が0.3～1.7℃上昇し、世界の平均海面水位が26～55cm上昇する可能性が高いとされている。

日本の降水量に関する状況

1時間降水量が50mm以上の大雨の年間発生回数は増加傾向にあり、昭和51(1976)年～昭和60(1985)年と平成19(2007)年～平成28(2016)年の平均で比べると、約1.3倍の増加となっている。



地球温暖化等に伴う気候変動がもたらす災害の激甚化への対応

我が国では、大災害の発生の都度、体制の充実等が図られてきたが、今後は、気候変動がもたらしつつある災害の激甚化など、多様な災害に備える社会に向けた取組が求められている。

| | |
|--|---|
| <p>「防災1.0」</p> <p>1959年（昭和34年） 伊勢湾台風</p> <p>（大規模な台風による多数の人的・物的被害）</p>  | <p>防災に関する統一的な制度・体制の不在</p> <p>災害対策基本法の制定 ・中央防災会議の設置 ・防災に関する総合的かつ長期的な計画である防災基本計画の作成</p> |
| <p>「防災2.0」</p> <p>1995年（平成7年） 阪神・淡路大震災</p> <p>（住宅の倒壊やライフラインの寸断、交通システムの麻痺、多数の被災者の発生等の都市型災害による甚大な被害）</p>  | <p>政府の危機管理体制の不備、初動対応における課題</p> <p>官邸における緊急参集チーム設置等の政府の初動体制の整備</p> <p>耐震化が不十分な建築物の倒壊等による多数の被害 生活再建等を行えない被災者が多数存在</p> <p>建築物の耐震改修促進法の制定（平成7年） 被災者生活再建支援法の制定（平成10年）</p> |
| <p>「防災3.0」</p> <p>2011年（平成23年） 東日本大震災</p> <p>（わが国の観測史上最大の地震、大津波の発生による甚大かつ広域的な被害）</p>  | <p>最大クラスを想定した災害への備え不十分</p> <p>大規模地震の被害想定・対策の見直し、「減災」の考え方を防災の基本理念として位置付け、想定しうる最大規模の洪水等への対策（水防法改正）、大規模災害時の復興の枠組み整備</p> <p>自然災害と原子力災害の複合災害への想定が不十分</p> <p>原子力規制委員会発足等の原子力政策の見直し（平成24年）</p> |
| <p>「防災4.0」</p> <p>地球温暖化に伴う気候変動がもたらす災害の激甚化</p>  | <p>多様な主体が参画する契機づくりとなり、国民の一人一人が防災を「自分ごと」ととらえ、自律的に災害に備える社会に向けた新たな防災のフェーズ（「防災4.0」）へ</p> |

資料：内閣府「「防災4.0」未来構想プロジェクト 有識者提言」（平成28（2016）年6月）

「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」における「持続可能な開発目標(SDGs)」

国連で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における「持続可能な開発目標（SDGs）」について、我が国は、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」（SDGs実施指針（平成28（2016）年12月））ことをビジョンとして、目標達成に向けた取組を進めていくこととしている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

| | | | | | |
|----------------------|--------------|-------------------|-----------------|----------------------|-------------------------------|
| 1 貧困をなくそう | 2 飢餓をゼロに | 3 すべての人に健康と福祉を | 4 質の高い教育をみんなに | 5 ジェンダー平等を表現しよう | 6 安全な水とトイレを世界中に |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 8 働きがいも経済成長も | 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | 10 人や国の不平等をなくそう | 11 住み続けられるまちづくりを | 12 つくる責任 つかう責任 |
| 13 気候変動に具体的な対策を | 14 海の豊かさを守ろう | 15 陸の豊かさも守ろう | 16 平和と公正をすべての人に | 17 パートナリシップで目標を達成しよう | SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS |

2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です

資料：国際連合広報センター

⑧ 市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみの強化

少子高齢化の進行による超高齢社会の到来など、社会経済状況が大きく変化していく中、これまでの社会の枠組みでは対応することが困難な問題が生じることが想定されます。限られた資源や財源を有効に活用し、持続可能な社会を構築していくためには、行政の果たすべき役割を捉え直した上で、市による直接的な市民サービスの提供に加えて、市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみを強化することが求められています。

従来から地域コミュニティの中心的存在である町内会・自治会などの地縁組織が運営上の課題を抱える中、ボランティアやNPO、企業などによる社会貢献活動も広がってきています。地域のつながりを深め、複雑化・多様化する地域課題に的確に対応していくために、地縁組織を中心とする地域コミュニティの活性化とともに、地域を支える新たな人材の育成や、多様な活動の担い手が互いに連携し地域課題を解決できるしくみづくりが求められています。

⑧ 市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみの強化

- 地域コミュニティの活性化と多様な主体との連携
- 地域人材の育成と多様な主体間のコーディネート機能の拡充

多様な主体の協働・連携による地域課題の解決

都市化の進行によりコミュニティの質が変容する中でも、少子高齢化の進展などによる地域課題や多様な市民ニーズに的確に対応するためには、市民や多様な主体と行政が一体となって、これからのありたい地域社会を共に創造する市民共創の地域づくりが必要となる。

- 町内会・自治会を取り巻く環境変化**
 - ・本市の町内会・自治会への加入率は62.1%（2017（平成29）年4月現在）、町内会・自治会の活動に「良く参加している」は3%、「たまに参加している」は14%（2016（平成28）年市民アンケート）となるなど、都市化の進行によりコミュニティの質が変容し、町内会・自治会の抱える事情も様々となり、そうした個別状況に応じた適切な活性化支援策が求められる。
 - ・その一方で、非常に多岐にわたる分野の行政への各種委員等の推薦や、行政情報に関する広報などの行政依頼事務は従前のままとなっていることが、町内会・自治会への過大な負荷となっており、このことへの抜本的な対応が課題となっている。
- 互助の土壌作りの必要性**
 - ・65歳以上の高齢単身者は57,959人で、老年人口の5人に1人となり、5年間で23%増加している（2015（平成27）年国勢調査）。2040（平成52）年の高齢化率は29%（2017（平成29）年川崎市人口推計）と推計されており、地域での見守りや防災について互助の土壌作りが不可欠となっている。
- 気軽な参加のきっかけ、身近な活動の場の必要性**
 - ・社会活動・地域活動に「関心がある」は38%、「参加している」は22%となっているが、社会活動・地域活動に参加しない理由として「きっかけがない」は48%（2014（平成26）年川崎市市民自治の実態等に関する調査）であり、気軽な参加のきっかけづくりや身近な活動の場が求められる。
- 中間支援機能強化の必要性**
 - ・地域活動や市民活動について、求められる支援をより一層充実するための市内の中間支援機能の強化のほか、市民主導型の中間支援組織が機能するような環境整備や区の中間支援機能の強化が課題となっている。
- 区における参加と協働の取組のあり方検討**
 - ・区民会議やまちづくり推進組織について、小さな単位での課題解決や実践活動との連携のしくみや持続的な組織運営などに課題があり、区における中間支援機能整備と併せた検討が必要となる。（「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」報告書）
- 行政の対応の遅れと市民主導の新たなソーシャル・ムーブメント**
 - ・参加と協働の取組を進めてきたが、現在の区民会議やまちづくり推進組織については制度導入から10年以上経過しており、こうした取組が現状に即しているかといった検証が行われていない。その一方で、本市が進める取組以外にも、SNSなどを活用した市民主導のしなやかなで自由なつながりによる社会的な活動が広がりを見せている。

資料：「(仮称)今後のコミュニティ施策の基本的考え方」検討方針

⑨ 労働環境の改善と生産性向上の一体的な実現に向けた「働き方改革」の推進

現在の急速な少子化の進行の背景の一つに、働き方をめぐるさまざまな課題が存在しています。また、共働き世帯の増加により、とくに育児など、家庭生活における男性の役割が増加しています。これまでの長時間勤務や休暇を取得しない働き方を前提とした労働慣行、労働者の働き方の意識を抜本的に改革し、男性の子育てや介護への関わりや女性の能力発揮を促進するなど、仕事と生活の調和を推進するためのさまざまな取組が求められています。

また、労働時間について国際的にみると、一人あたりの労働時間が短い国ほど、一人あたりの労働生産性も高いという相関関係がみられます。長時間労働の是正や多様な働き方が労働生産性の向上といった効果をもたらすことから、仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、性や年齢にかかわらず誰もが意欲と能力を発揮して働く環境を整えることは、経済の活力と成長力を高め、持続可能な社会の実現に資するものとなります。

⑨ 労働環境の改善と生産性向上の一体的な実現に向けた「働き方改革」の推進

- 男性の子育てや介護への関わり、女性の能力発揮の促進など、仕事と生活の調和の推進
- 誰もが意欲と能力を発揮して働くことができる環境の整備など、経済の活力と成長力を高め、持続可能な社会を実現するための取組の推進

未来を考える
キーワード

多様な働き方の推進

◆多様な女性活躍の推進

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が、平成 27（2015）年 8 月 28 日に国会で成立しました。これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等※）に義務付けられました。

※常時雇用する労働者が 300 人以下の民間企業等にあっては努力義務

◆障害者等の希望や能力を活かした就労支援の推進

平成 28（2016）年 4 月 1 日に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）講ずることが義務付けられました。

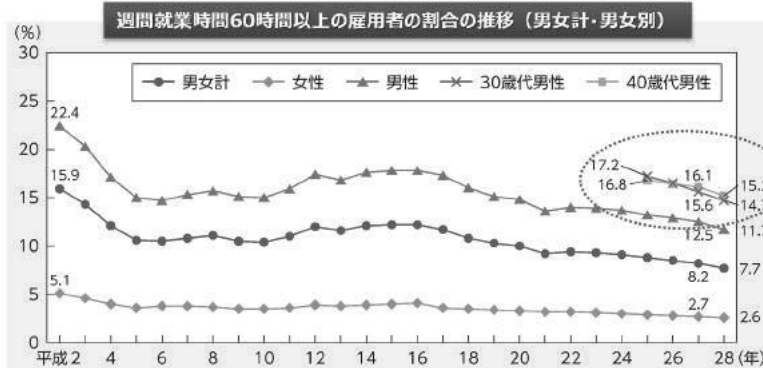
障害のある人の就労を通じた社会参加を実現し、地域社会で自立して生き生きと暮らせるよう、障害者雇用の取組を進めていくことが求められています。



女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業について、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度の認定マーク（愛称「えるほし」）
厚生労働省ホームページより

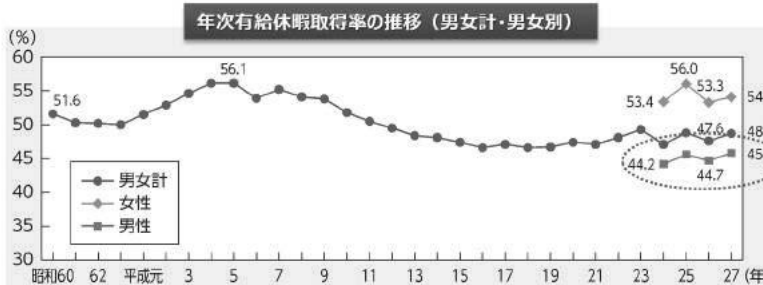
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をめぐる状況

就業時間が長い人の割合は、子育て期にある30歳代及び40歳代の男性が女性や他の年代の男性と比べて高い水準となっており、年次有給休暇の取得率は、男性は女性よりも低い水準となっている。



週間就業時間60時間以上の雇用者の割合を男女別に見ると、特に、子育て期にある**30歳代の男性(14.7%)と40歳代の男性(15.2%)**が、**女性の平均(2.6%)や男性の平均(11.7%)と比べて高い水準**となっている。

※「雇用者」とは、会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料・賃金を得ている者及び会社、団体の役員をいう。



パートタイム労働者を除く常用労働者の年次有給休暇の取得率は、**男性は女性より低く**、平成27年は、**女性54.1%、男性45.8%**となっている。

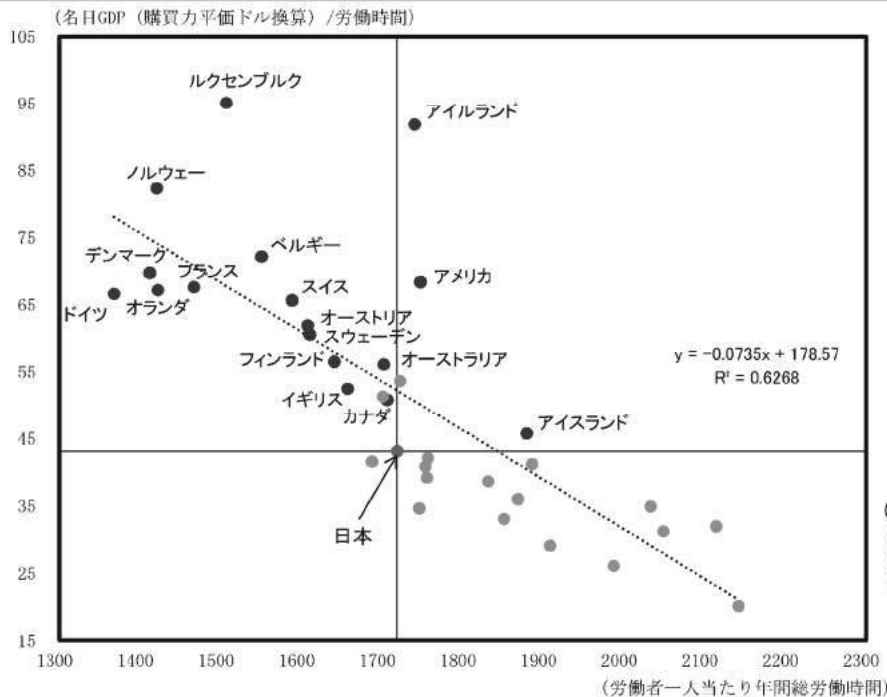
※「常用労働者」とは、①期間を定めずに雇われている労働者、②1か月を超える期間を定めて雇われている労働者又は③1か月以内の期間を定めて雇われている労働者又は日々雇われている労働者で、当該年の前年の11月及び12月の各月にそれぞれ18日以上雇用された者のいずれかに該当する者をいう。

※「パートタイム労働者」とは、1日の所定労働時間が当該企業の一般の労働者より短い者、又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じであっても、1週所の労働日数が少ない労働者をいう。

資料：内閣府「平成29年版 男女共同参画白書」

労働時間と労働生産性の相関関係

国際比較では、一人当たり総労働時間と時間あたり労働生産性には、負の相関関係がある。日本より一人あたりGDPの大きな国(濃い丸で表示)の多くは、一人あたり総労働時間が短い。



(2) 積極的に活用すべき川崎のポテンシャル

川崎には、次のような優れたポテンシャルがあります。このポテンシャルを最大限に活かしながら、取組を進めます。

- 交通・物流の利便性(羽田空港との近接性、充実した鉄道網・路線バスネットワーク、川崎港を通じた海外とのつながり、高度に集積した都市機能 など)
- 先端産業・研究開発機関の集積等(約 400 の研究開発機関、高付加価値化が進んだ臨海部の重化学工業・素材産業、環境・エネルギー等の先端産業、殿町地区(キングスカイフロント)を中心とする生命科学・医療分野の企業・研究機関の集積、市内に立地する多様な大学との連携 など)
- 豊富な文化・芸術資源等(「ミュージア川崎シンフォニーホール」を中心とした音楽のまちづくり、市内に数多く存在する映像資源を活用した映像のまちづくり、「川崎フロンターレ」をはじめとする「かわさきスポーツパートナー」等との連携によるスポーツのまちづくり など)
- 水と緑の豊かな自然環境(本市の自然、産業、歴史、文化等に深いかわりのある多摩川、伝統文化・科学・芸術など個性豊かな施設を有する生田緑地 など)

未来を考える
キーワード

ブランドメッセージ

市内外に対して川崎の魅力と将来への方向性を発信する際に活用し、市民の川崎への愛着や誇りの醸成につなげることを目的として、本市の持つ多彩な魅力を一言で表現し、都市の将来像を示すブランドメッセージを策定しています。

「多様な魅力を持つ川崎の多様性を包含するイメージ」を打ち出すため、赤、緑、青という光の三原色で「川」の字を構成し、本市の魅力を表現するとともに、交じり合うことでどんな色でも作り出すことができる多様性も表現しています。

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。

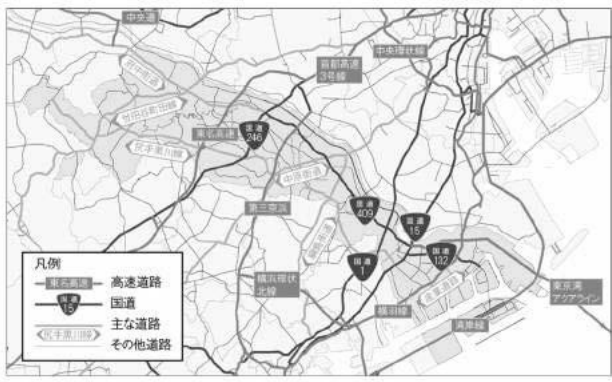


川崎市

充実した交通ネットワーク

充実した道路網や鉄道網など、新幹線や羽田空港等へのアクセス性が高く、利便性の高い交通ネットワークが構築されている。

主な幹線道路ネットワーク



主な鉄道路線ネットワーク



都市計画道路103路線、総延長約306kmのうち、約68%の約208kmが完成している。
(平成29(2017)年4月1日現在)

鉄道駅を55駅有する、政令指定都市で2番目に鉄道駅密度*のの高い都市である。
*市域面積あたりの鉄道駅数。市営電車、地下鉄、新交通システムの駅は含まない。

多様な機能を持つ総合港湾としての発展

平成28(2016)年の川崎港の入港船舶総トン数は全国第8位、海上出入貨物量は全国主要港湾中第10位、新車乗用車の輸出は全国7位、中古乗用車の輸出は全国4位、公共ふ頭におけるコンテナ貨物取扱量は過去最高を記録している。



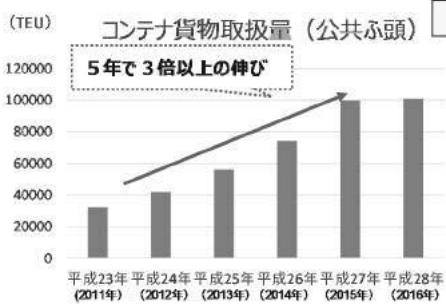
我が国随一の冷蔵・冷凍倉庫の集積

川崎港コンテナターミナル背後地の「東扇島総合物流拠点地区」など、東扇島には物流倉庫が多数立地。特に冷蔵・冷蔵倉庫の保管能力は約96万トンに達し、国内随一の集積。東扇島地区全体の就労者は約1万1,000人



自動車輸出に強みを持つ

東扇島公共ふ頭(岸壁からの自動車輸出)



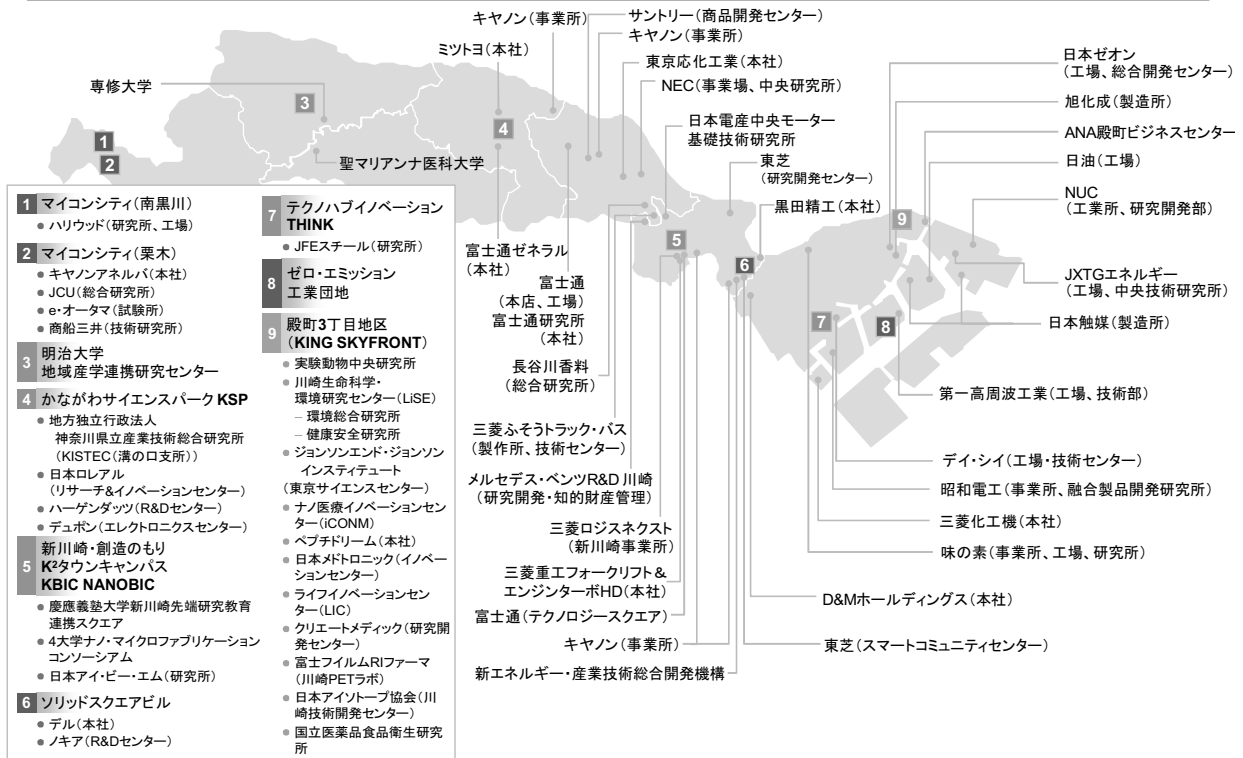
コンテナの主要品目と主な仕出地(平成27(2015)年)

| <輸入> | | | <輸出> | | | | |
|----------|--------|-----------|--------|---------|-----------|--------|-------|
| 品目 | 主な仕出し地 | 取扱量 (TEU) | 品目 | 主な仕向け地 | 取扱量 (TEU) | | |
| 1 家具・装飾品 | 中国 | ベトナム | 23,670 | 1 再製用資材 | 中国 | ベトナム | 5,632 |
| 2 野菜・果物 | フィリピン | 中国 | 5,010 | 2 融合食品 | 中国 | シンガポール | 5,545 |
| 3 その他日用品 | 中国 | ベトナム | 3,198 | 3 自動車部品 | インドネシア | 台湾 | 2,852 |
| 4 製菓食品 | 中国 | ベトナム | 2,863 | 4 化学薬品 | 中国 | 韓国 | 1,407 |
| 5 玩具 | 中国 | 韓国 | 785 | 5 完成自動車 | シンガポール | 台湾 | 689 |

資料：平成28(2016)年川崎港「港湾調査」集計結果

主要企業と研究開発機関の立地状況

約400の研究開発機関が立地し、新川崎地区やキングスカイフロント等の研究開発機関集積地区を有するなど、産業振興・イノベーションを推進する基盤がある。



文化芸術・スポーツ資源の活用

音楽のまち・かわさき

音楽のまち・かわさき



●東京交響楽団 ●かわさきジャズ ●アルテリッカしんゆり

ミュージア川崎シンフォニーホール



平成28(2016)年度 地域創造大賞(総務大臣賞)を受賞

スポーツのまち・かわさき

〈サッカー・J1リーグ〉川崎フロンターレ



©KAWASAKI FRONTALE

〈バスケットボール・B.LEAGUE〉川崎ブレイブサンダース



©KAWASAKI BRAVETHUNDERS

- かわさきスポーツパートナー
- 川崎国際多摩川マラソン
- 多摩川リバーサイド駅 in 川崎
- 国際トランポリンジャパンオープン
- 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた取組

映像のまち・かわさき



映画「シン・ゴジラ」連携イベント (平成28(2016)年度) ©TOHO CO.LTD.



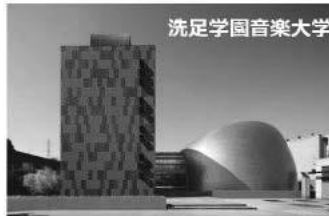
学校現場等における映像制作活動の支援

市内の文化芸術資源の概況

市内には2つの音楽大学をはじめ、4つの市民オーケストラ、100を超える市民合唱団・吹奏楽団などがあり、音楽家、舞台芸術家に従事する人の割合も高く全国平均の約2倍となっている。また、多数の映画館に加え、映像スタジオや日本初の映画の単科大学があり、映像制作活動が盛んであるほか、川崎市民の消費動向は、文化施設入場料等への支出が政令指定都市中1位となっている。



昭和音楽大学



洗足学園音楽大学



日本映画大学白山キャンパス

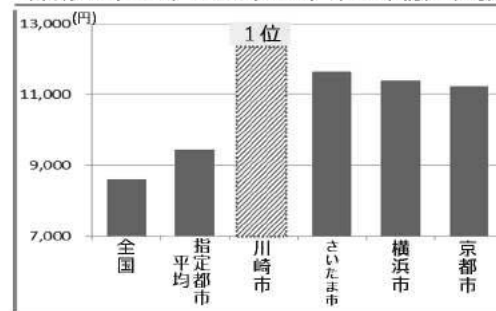
音楽家、舞台芸術家の特化係数

※特化係数は、全国の構成比に対する本市の構成比で、1.0を超えると相対的な集積の高さを示す。

| 順位 | 指定都市名 | 特化係数 |
|----|-------|------|
| 1 | 川崎市 | 2.10 |
| 2 | 大阪市 | 1.74 |
| 3 | 福岡市 | 1.40 |
| 4 | 名古屋市 | 1.22 |
| 5 | 横浜市 | 1.18 |

資料：平成27（2015）年国勢調査

映画・演劇等入場料、文化施設入場料の合計 (平成24（2012）～28（2016）年の支出額の平均)



資料：総務省家計調査

市民に親しまれる「ふるさとの川 多摩川」

多摩川の水と緑は、川崎市の自然、産業、歴史、文化に深いかわりを持ち、多摩川の恵みにより、まちが育まれてきた。この魅力を流域で共有して連携を深めるなど、更なる魅力の向上が期待されている。



市制記念多摩川花火大会



とどろき水辺の楽校



多摩川緑地バーベキュー広場



丸子の渡し祭り



川崎国際多摩川マラソン

市内最大の自然の宝庫「生田緑地」

生田緑地は、水と緑の豊かな自然環境を残しているとともに、伝統文化・科学・芸術など個性豊かな施設を多く有する観光拠点として潜在的な集客性も有している。



藤子・F・不二雄
自伝博物館
FUJIKO-F. FUJIO MUSEUM



TARO The Tarō Okamoto Museum of Art not only celebrates the achievements of Tarō Okamoto but also creates a new sense of values both in art and in culture by creating from the traces of Tarō Okamoto.



かわさき
市と緑の科学館
Kawasaki Municipal Science Museum
サイエンスブリック



川崎
市立 日本民家園
Japan Open-air Folk House Museum



生田緑地 ばら苑
Ikuta Ryokuchi Flower Garden since 1979

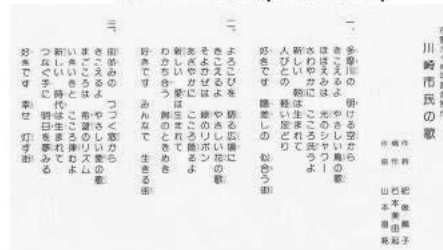
市制100周年に向けて

産業・文化・芸術・スポーツをはじめとした都市としての魅力の更なる向上や、川崎市民としてのアイデンティティの形成、シビックプライドの醸成に向けて、平成36（2024）年の市制100周年は、関心が高まる機会となる。

②川崎市歌(市制10周年)



④川崎市民の歌(市制60周年)



⑥近代川崎人物伝(市制90周年)



①市制施行



③100万人目の市民誕生(1973年)



⑤ミュージアム川崎(市制80周年)



⑦人口150万人突破(2017年)



(3) 新たな飛躍に向けたチャンス

川崎がさらに飛躍するチャンスを最大限に活用しながら、取組を進めます。

- 国の成長戦略（本市全域を含む東京圏が国家戦略特区「国際ビジネス・イノベーションの拠点」に指定、羽田空港の更なる国際化、水素社会の実現に向けた取組の展開）
- 首都圏の活力（東京2020オリンピック・パラリンピックに向けたハード・ソフト両面での環境整備、大会の開催を契機とした訪日観光客の増加）

未来を考える
キーワード

臨海部ビジョン

本市における「力強い産業都市づくり」の中心の役割を担う川崎臨海部について、これからの日本の成長を牽引する「産業と環境が高度に調和する地域」として持続的に発展させるため、30年後を見据えた臨海部のめざすべき将来像や考え方を本市と立地企業等で共有し、本市のさまざまな施策を有効に機能させていく必要があります。

現在、有識者、企業、関係者との意見交換を重ねながら、めざすべき将来像とその実現に向けた戦略、取組の方向性を示す「臨海部ビジョン」の策定に取り組んでいます。

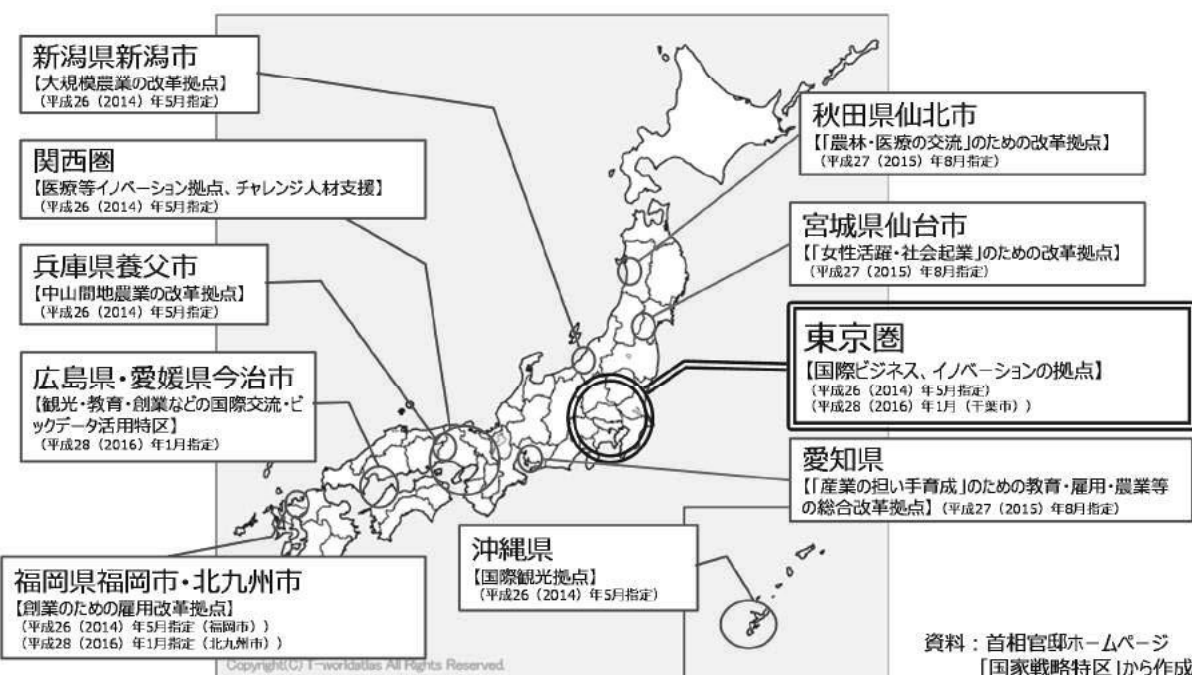
- ・産業が活発で、地域全体に活力がある
- ・設備が更新され、未利用地がない
- ・地域全体の活性化に最適な場所が最適な施設（機能）があり相乗効果生まれている
- ・働く人の住まいがあり、地域がにぎわっている

- ・企業活動が衰退し地域の活力が失われている
- ・設備の老朽化がさらに進行し、低未利用地が増加している
- ・無秩序な土地利用により地域の価値が低下している
- ・働く人にとって不便で、地域ににぎわいが無い

「臨海部ビジョン（素案）」より

国家戦略特区の概況

産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点の形成を促進するための規制改革を総合的・集中的に実施する「国家戦略特区」が各地で指定されており、このうち、東京圏の指定エリアに川崎市が含まれている。



羽田空港跡地地区と殿町地区の連携

羽田空港周辺地域と京浜臨海部を結ぶ「羽田連絡道路」の整備など、両地区の連携強化に向けた取組により、ヒト・モノ・ビジネスの交流が活性化され相乗効果が発揮されるとともに、国際化が進む羽田空港との近接性も活かした我が国の経済成長を牽引する成長戦略拠点の形成が進められている。

羽田空港跡地地区(第1ゾーン・第2ゾーン)と殿町地区の連携を強化



水素社会の実現に向けた取組の推進

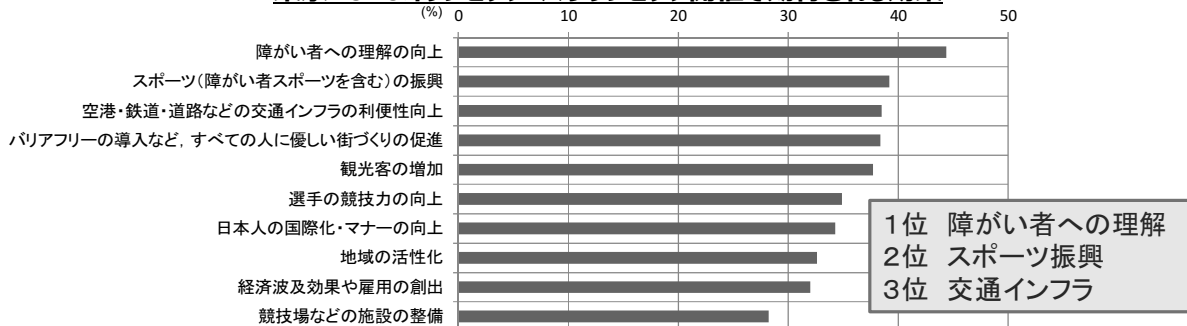
「パリ協定」の発効等により、温室効果ガスの更なる削減が求められる中で、水素が将来の二次エネルギーの重要な役割を担うことが期待されており、「日本再興戦略」等に基づく水素社会の実現に向けた取組が全国で展開され、川崎臨海部でもさまざまな取組が実施されている。



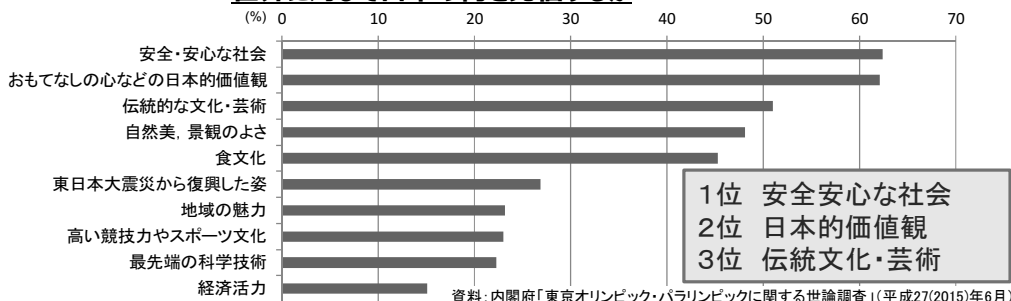
東京2020オリンピック・パラリンピックへの期待

世論調査によると、東京2020大会に向けては、障害者への理解の向上や、スポーツの振興などが期待されており、本市の「かわさきパラムーブメント」の理念につながる、人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境の創出が求められている。

東京2020オリンピック・パラリンピック開催で期待される効果



世界に対して日本の何を発信するか



資料：内閣府「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」(平成27(2015)年6月)
※上位10項目を掲載

東京2020オリンピック・パラリンピックを好機としたインバウンド観光の推進

東京2020大会の開催を契機として、訪日観光客の増加が予想されていることから、多くの外国人を魅了することができる観光資源の一体的な活用及び受入態勢の充実、情報発信の強化が求められている。



6 未来に向けた重要な節目となる年次及びポイント

第2期実施計画においても、引き続き、およそ30年後の未来を見据えた「重要な節目となる年次及びポイント」を踏まえた市政運営を進めます。

(1) 【重要な節目となる年次及びポイント 1・平成 32 (2020) 年】

「国の成長戦略や東京 2020 オリンピック・パラリンピックなど「新たな飛躍のチャンス」を最大限に活かします。」

国の成長戦略や首都圏の活力を最大限に活用しながら、力強い産業都市として世界をリードする姿や、子どもや高齢者、障害者など、多様な人々が生き生きと暮らし、スポーツや文化・芸術があふれる、川崎の魅力を世界に向けて発信していくため、重要なポイントとなる年次

⇒ 主に、「新たな飛躍に向けたチャンス」に対応した年次及びポイント

(2) 【重要な節目となる年次及びポイント 2・平成 36 (2024) 年】

「市制 100 周年に向けて、新しい川崎を創造していくためのまちづくりを進めます。」

交通・物流の利便性や、先端産業・研究開発機関の集積、豊富な地域資源とそれらを活用した市民・企業等との協働の取組など、これまでの川崎が培ってきた「成長力」と「多様性」を活かして、市のシンボルとなる施策や事業を計画的に進めるため、重要なポイントとなる年次

⇒ 主に、「積極的に活用すべき川崎のポテンシャル」に対応した年次及びポイント

(3) 【重要な節目となる年次及びポイント 3・平成 42 (2030) 年 (平成 37 (2025) 年)】

総人口のピーク 生産年齢人口のピーク

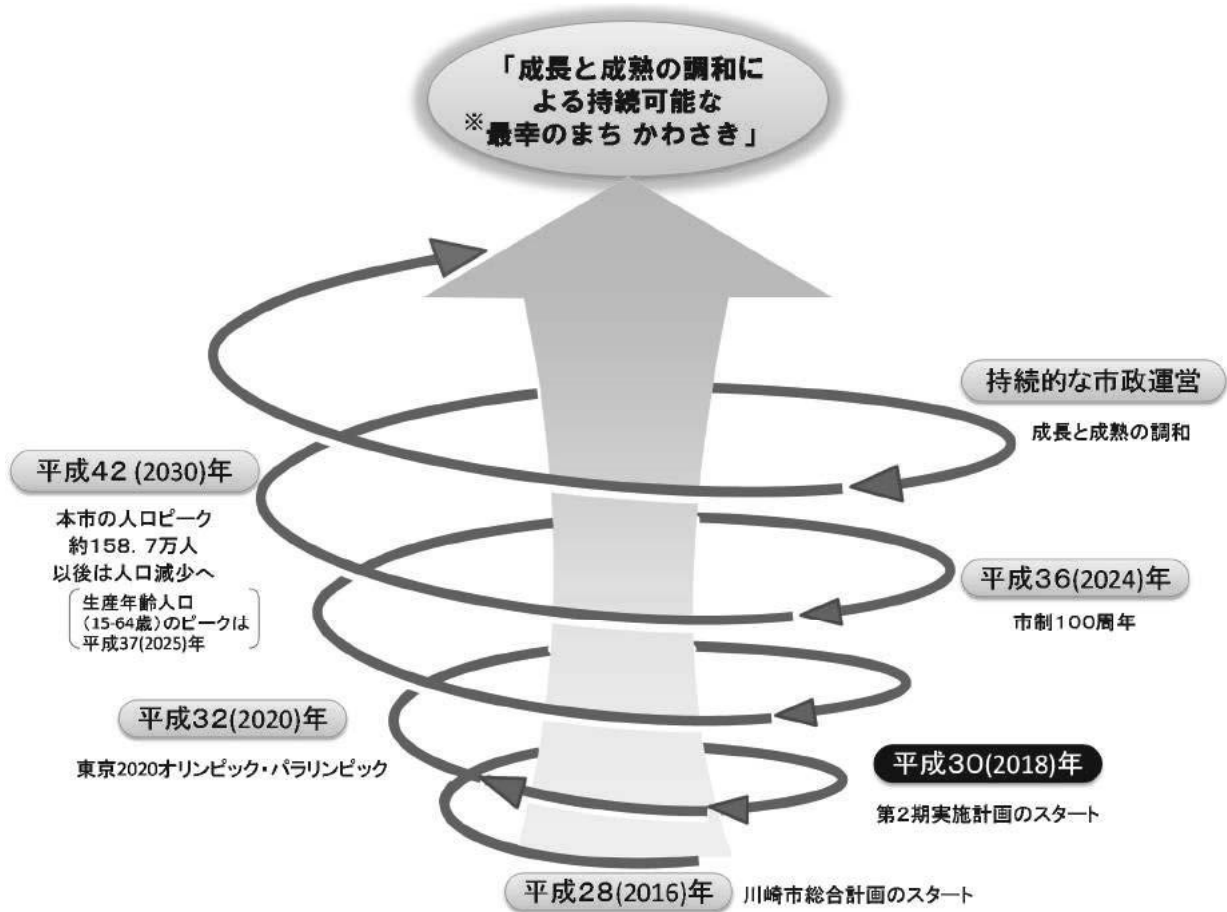
「人口減少への転換を見据えて、持続可能な社会を構築します。」

当面の人口の増加を経た、総人口や生産年齢人口の減少、更なる少子高齢化の進展を見据えて、都市インフラの老朽化への対応や、経済のグローバル化への対応、自然災害・環境・エネルギー問題への対応、多様な主体の連携など、持続可能な社会を構築する上で、重要なポイントとなる年次

⇒ 主に、「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」に対応した年次及びポイント

めざす都市像の実現に向けて

重要なポイントとなる年次と視点



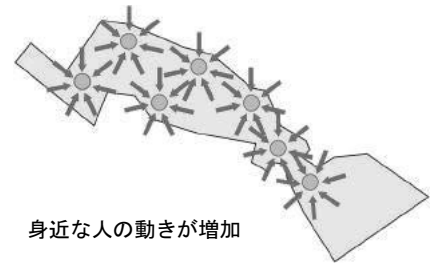
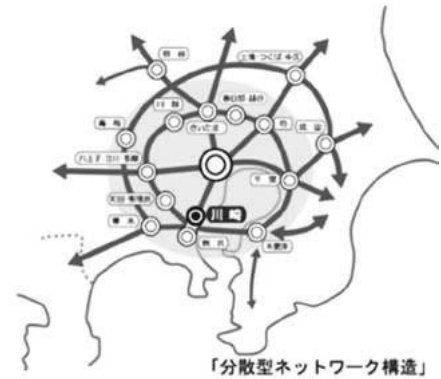
※「最幸」とは…川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。

7 都市構造と交通体系の考え方

(1) 背景と現状

本市はこれまで、近隣都市と適切に役割を分担しながら、広域的視点を踏まえた各拠点の魅力の創出をめざす広域調和型のまちづくりと、市内各地域の自立と連携をめざす地域連携型のまちづくりをバランスよく進める「広域調和・地域連携型」都市構造をめざしてまちづくりを推進してきました。特に、厳しい財政状況を踏まえ、選択と集中により、広域拠点を中心に都市拠点整備を推進しており、駅前広場や都市計画道路などの都市基盤整備を進めるとともに、民間活力を活かした市街地再開発事業等の推進により、さまざまな都市機能の集積が図られています。

当面は若い世代の転入などによる人口増加が見込まれますが、将来の人口減少・超高齢社会の到来等を見据えた都市構造及び交通体系を考えると、住まいを起点とした、市民の日常生活を支える身近な生活エリアの重要性が、これまで以上に高まることから、首都圏における本市の位置づけや役割を踏まえつつ、より身近なまちづくりを意識した取組をあわせて進めることが必要です。



(2) 今後の方向性

① 広域調和・地域連携型の都市構造を引き続きめざします

首都圏機能の強化、まちの魅力や活力の向上等のため、これまで積み重ねてきたストックや、地理的優位性を活かした「広域拠点」「臨空・臨海都市拠点」の整備等により、「魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくり」を引き続き推進するなど、持続可能なまちづくりの更なる推進に取り組みます。

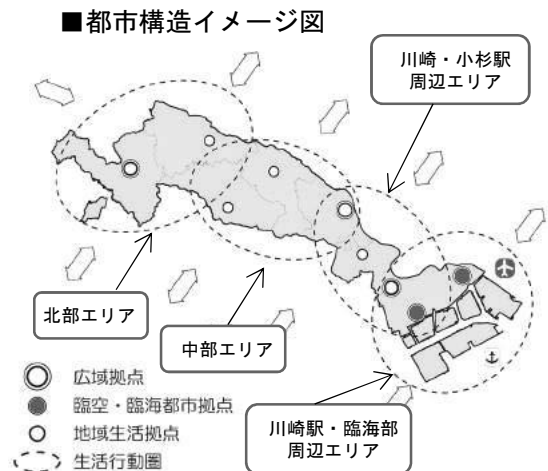
また、市民の身近な日常生活は、住まいを起点に、近隣地域から身近な駅やターミナル駅周辺など、鉄道路線に沿ったエリアで展開しています。

このような市民の行動圏域を意識するとともに、今後の少子高齢化に伴う社会的要請を見据え、地域課題にきめ細やかに対応するため、「地域生活拠点」等の整備をはじめとした、「身近な地域が連携した住みやすく暮らしやすいまちづくり」を推進します。あわせて、広域的な交通網・市域の交通網・身近な交通環境などの整備を進め、「持続可能なまちづくりに向けた効率的・効果的な交通体系の構築」を推進します。

② 魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくりの更なる推進に取り組みます

市民の日常的な生活エリアである「生活行動圏」は、広域的に展開する市民の行動や産業経済活動、交通網の整備状況や地域の特性などから、鉄道沿線を中心に展開しており、川崎駅・臨海部周辺エリア、川崎・小杉駅周辺エリア、中部エリア、北部エリアの概ね4つに大別することができます。

これらの市民の行動や産業経済活動の動向等を踏まえて、近隣都市拠点と役割や機能を適切に分担・補完しながら、都市拠点整備を推進するとともに、近隣都市との連携や首都圏の都市機能を支える交通ネットワークの強化などを図り、魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくりの更なる推進に取り組みます。



- **広域拠点:**川崎駅、小杉駅、新百合ヶ丘駅周辺地区
- **臨空・臨海都市拠点:**殿町・大師河原、浜川崎駅周辺地域
- **地域生活拠点:**新川崎・鹿島田駅、溝口駅、登戸・向ヶ丘遊園駅、鷺沼・宮前平駅周辺地区

● 広域拠点の整備

グローバル化が急速に進展する中で、首都圏の好位置に立地し、鉄道や道路などの恵まれた都市基盤を有する本市の強みを最大限に活かした拠点整備や、時代の変化に応じた都市機能の集積・更新を進めることで、都市の活力を高め持続可能なまちづくりを推進します。

a 川崎駅周辺地区

商業・業務・文化・都市型住宅等の民間活力を活かしたまちづくりを推進し、特に、西口を中心に、大規模な土地利用転換を適切に誘導するとともに、東口・西口駅前広場の再編や北口自由通路等の整備など、都市基盤整備を進めることで、広域拠点にふさわしいまちづくりに取り組んできました。

今後も、京急川崎駅周辺地区や建物の高経年化が進む東口の既成市街地等において、計画的な土地利用誘導や既存ストックの有効活用など、民間活力を活かした多様な都市機能の集積を図ります。また、駅周辺の回遊性・利便性のより一層の向上や公共空間を活用した賑わいの創出等に取り組み、本市の玄関口としてふさわしい広域的な集客機能を備えた活力と魅力にあふれるまちづくりを推進します。

b 小杉駅周辺地区

JR横須賀線武蔵小杉駅や駅前広場・道路等の公共施設の整備にあわせ、商業・業務・都市型住宅等の機能集積を推進するとともに、老朽化した公共・公益施設の再編整備を駅近くで行うことで、効率的で利便性の高いまちづくりに取り組んできました。

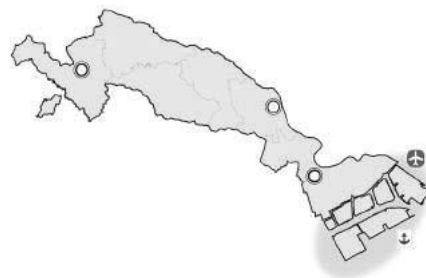
今後も、小杉駅北側地区や国道409号沿道などにおける民間活力を活かした計画的かつ段階的なまちづくりや、ターミナル駅としての安全性・利便性・快適性向上に向けた鉄道事業者等と連携した交通機能強化に取り組み、武蔵小杉駅を中心としたさまざまな都市機能がコンパクトに集積する、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

c 新百合ヶ丘駅周辺地区

円滑な都市活動を支える世田谷町田線や尻手黒川線などの幹線道路の整備にあわせ、都市型住宅・商業等の都市機能の集積に加え、大学や文化・芸術施設等が立地する地区の特徴を活かしたまちづくりに取り組んできました。

今後も、豊かな自然環境と文化・芸術等の地域資源、充実した都市機能を活かし、横浜市営地下鉄3号線延伸の進捗など周辺環境等の変化を見据え、土地利用転換の適切な誘導とともに、交通結節機能の強化を図り、文化・芸術が息づく魅力あるまちづくりを推進します。

■ 広域拠点位置図



航空写真（川崎駅周辺地区）



航空写真（小杉駅周辺地区）



航空写真（新百合ヶ丘駅周辺地区）

● 臨空・臨海都市拠点の整備

臨海部には、首都圏における地理的優位性や羽田空港との近接性、川崎港を通じた海外とのつながりなどの優れたポテンシャルがあります。これらを活かし、既存産業の高度化・高付加価値化や、研究開発機能、環境・ライフサイエンス分野など先端産業の集積・創出、陸海空の交通結節機能を活かした物流拠点形成、これまで培った環境技術を活かした国際貢献などが進められています。今後も臨海部の持続的な発展を促すため、こうした取組を引き続き推進するとともに、これらを支える都市基盤整備や土地利用の誘導、拠点間の相乗効果の創出を進め、我が国の経済を牽引する活力ある臨空・臨海都市拠点の形成を進めます。

a 殿町・大師河原地域

羽田空港との近接性を活かし、キングスカイフロントを中心に、ライフサイエンス・環境分野の世界最高水準の研究開発から新産業を創出する拠点形成に取り組んできました。

今後も、国内外の高度な研究開発人材、研究機関や企業の集積を進め、また、羽田空港周辺地域との連携強化や羽田連絡道路の整備により、世界的な成長戦略拠点の形成を図ることで、イノベーションの創出等を誘発し、その効果を京浜臨海部や市域に波及させるとともに、日本経済の持続的な発展を牽引するまちづくりを推進します。

b 浜川崎駅周辺地域

浜川崎駅周辺地域では、市民・事業者・行政の連携・協力による、都市型住宅・商業等の都市機能の集積に加え、路線バスの路線新設や小田栄駅等の都市基盤施設の整備など、計画的なまちづくりに取り組んできました。

今後も、大規模な土地利用転換を適切に誘導し、高度かつ最先端の研究開発や価値の創出に資する機能転換を図るなど、活力ある拠点形成に向けたまちづくりを推進します。

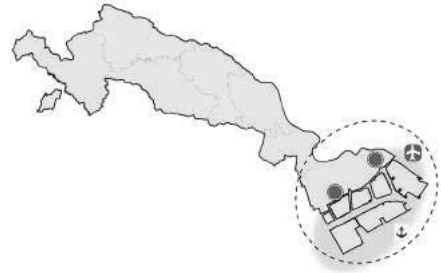
③身近な地域が連携した住みやすく暮らしやすいまちづくりを推進します

市民生活は、住まいを起点とした町内会や自治会などの地域の基礎的な単位である「地区コミュニティゾーン」、ターミナル駅などを中心とした概ね行政区を単位とする「地域生活ゾーン」、及び鉄道沿線に展開する「生活行動圏」によって構成されています。

川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点等の重点的整備により、商品販売額の増加や地価の上昇など、まちづくりによる大きな効果が見られ、広域拠点等につながる駅周辺にも波及しています。このことから、4つの生活行動圏のエリアでは、この状況を捉え、効率的かつ効果的に波及効果を広げ、地域の特性を活かしたまちづくりが大切となっています。

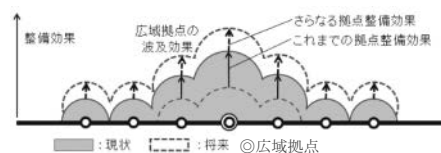
そこで、まちの波及的發展を促しながら、超高齢社会の到来を見据え、地域のニーズにきめ細やかに対応するため、「誰もが安心して暮らせる住まいと住まい方の充実」や「地域生活拠点及び交通利便性の高い身近な駅周辺などのまちづくり」を推進します。あわせて、身近な地域間の相互の連携を促すため、公共交通を主体とした駅へのアクセス向上等の「将来にわたる市民の暮らしを支える交通ネットワークなどの強化」に取り組みます。これらにより、地域生活ゾーンの更なる自立と連携強化や沿線等の地域の相互連携を促進し、鉄道を主軸とした都市の一体性と都市機能の向上を図り、身近な地域が連携するまちづくりを進めます。

■ 臨空・臨海都市拠点位置図

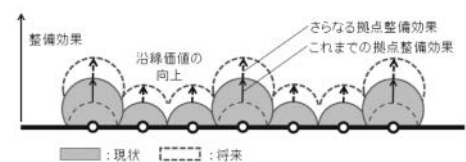


航空写真（臨海部）

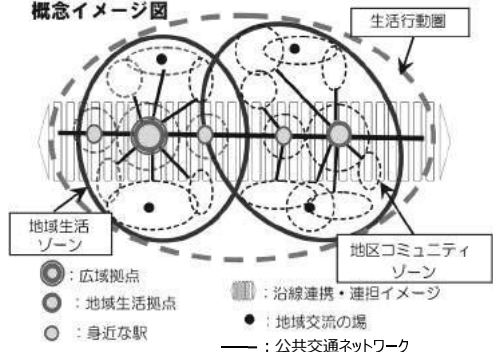
■ 広域拠点の波及イメージ



■ 沿線地域の連担による波及イメージ



概念イメージ図



●生活行動圏の各エリアの特徴とまちづくりの方向性

拠点整備の波及効果を効率的かつ効果的に活用し、地域生活拠点を中心に、4つのエリアのそれぞれの特性を活かした身近なまちづくりを推進します。

a 川崎駅・臨海部周辺エリア

- ・J R南武支線及び京急大師線沿線と埋立地を中心とした川崎臨海部を有する川崎区内の範囲
- ・戦前からの川崎市の中心市街地で、京浜工業地帯の発展に伴って、市街化が進展した古からの市街地と臨海部の工業地域からなるエリアであり、特に、J R南武支線沿線は、戦災の影響が少なかったこともあり、狭あい道路や木造住宅が多く、木造密集市街地が市域で最も集中
- ・川崎区は市内で唯一、自区内への通勤が過半を占め、居住地としての特性と就業地としての特性を併せもつエリアであるが、近年では、住・工が混在する地域の工場が都市型住宅に転換
- ・臨海部や川崎駅周辺は、本市及び京浜工業地帯の発展を支える中で企業集積が促進し、川崎駅を中心に放射状の路線バスネットワークが充実

J R南武支線や京急大師線、地域コミュニティなど都市の発展過程で蓄積された地域資源を最大限に活用するため、新駅の設置や交通広場等の整備を契機に、駅までのアクセスや交通結節機能の改善など、鉄道と路線バスの連携等による臨海部の公共交通機能の強化を図るとともに、臨海部の機能転換も踏まえつつ、沿線の土地利用転換の適切な誘導や防災面を含めた住環境の改善などの魅力向上の取組を段階的に実施することで、居住者や就業者、産業活動を支え、まちの活力と魅力が持続するまちづくりを推進します。

b 川崎・小杉駅周辺エリア

- ・J R南武線沿線で、幸区、中原区を含む範囲
- ・戦災後、臨海部の工業の発展に伴い、従業者の居住地として急速に市街化が進展したことにより、狭あい道路や木造住宅が多く存在
- ・道路・鉄道ともに、交通利便性が高く、居住地としての人気と世界的企業等が立地する就業地としてのポテンシャルも持つエリア
- ・平坦で、エリアの奥行きが狭く、徒歩や自転車での身近な駅へのアクセスが多い

多摩川や夢見ヶ崎公園などの自然環境資源があり、J R南武線沿線に世界的企業などが立地するポテンシャルの高いエリアであることから、沿線の土地利用転換を戦略的・機動的に誘導し、優れた産業機能と生活環境の調和を図りながら駅前の顔づくりの誘導や駅までのアクセスの向上など、民間活力を活かした駅を中心とする魅力あるまちづくりを推進します。

c 中部エリア

- ・東急東横線沿線、田園都市線沿線の地域で、中原区、高津区及び宮前区を含む範囲
- ・鉄道整備と同時期に区画整理などの計画的な市街地形成が進められ、同年代の居住者が一定期間に増加し、今後、高齢化や建物の高経年化が同時期、かつ、急激に発生することが懸念されるエリア
- ・山坂が多く、駅勢圏に比べエリアの奥行きが広く、路線バスでの駅までのアクセスが多い

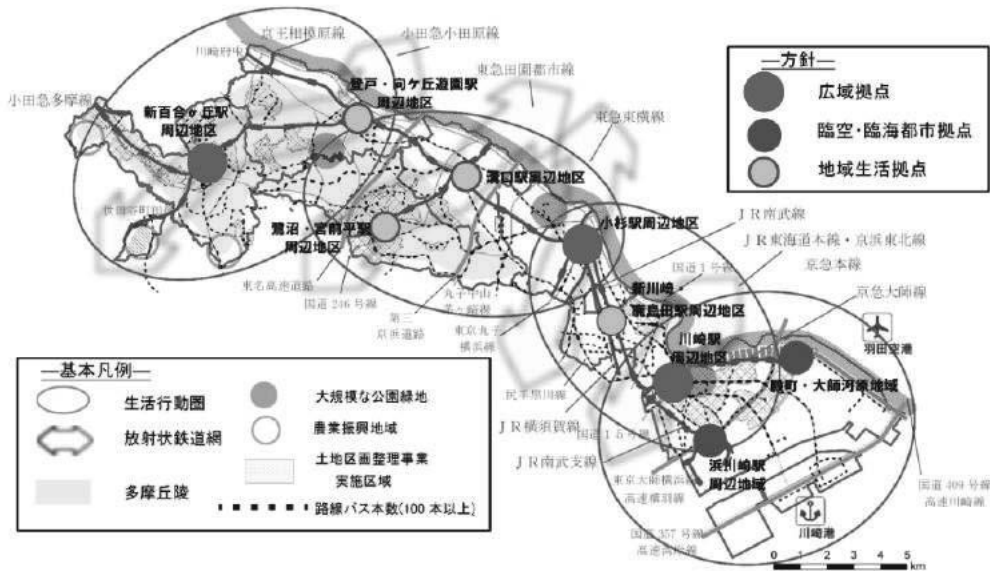
鉄道を軸に、駅を中心とした多様なライフスタイルに対応できる都市機能の集積や交通結節機能の強化、それらに伴う路線バスサービスの充実などによる駅までのアクセスの向上などを図るとともに、計画的に整備された良好な市街地、町内会や自治会などの地域コミュニティを活かした協働の取組による鉄道沿線のまちづくりを推進します。また、多摩川や等々力緑地などを活かした広域的な交流の場の形成をめざします。

d 北部エリア

- ・小田急小田原線、多摩線沿線の地域で、麻生、多摩区を含む範囲
- ・計画的に形成された市街地と古からの市街地及び住宅団地群が混在
- ・大学や文化・芸術施設に加え、生田緑地などの自然環境も豊富なエリア
- ・山坂が多く、駅勢圏に比べエリアの奥行きが広く、駅までの路線バスでのアクセスが多い

鉄道駅周辺を中心に、沿線の都市拠点と連携して、路線バスサービスの充実などによる駅までのアクセス向上や地域特性などに応じた利便性向上などに取り組みます。また、計画的に整備された住宅団地、多摩川・緑地など恵まれた自然環境や大学、文化的施設などの地域資源と鉄道駅のポテンシャルというさまざまな地域特性を活かした個性あるまちづくりを推進します。

■生活行動圏の地域特性



● 地域生活拠点の整備

a 新川崎・鹿島田駅周辺地区

民間の土地利用の機動的な誘導及び市街地再開発事業等の推進により、利便性の高い拠点形成を推進します。また、「新川崎・創造のもり」を核として、引き続き、ものづくり・研究開発機能の強化を図ります。

b 溝口駅周辺地区

ターミナル駅として、周辺道路の交通環境の改善などとあわせて、歴史的・文化的資源や地域に密着した商店街などを活かした拠点の形成を推進します。

c 鷺沼・宮前平駅周辺地区

民間活力を活かした駅前広場の再整備等による、鷺沼駅周辺を中心に商業、都市型住宅、文化・交流など多様な都市機能の集積及び交通結節機能の強化に向けた取組を推進します。

d 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区

登戸土地区画整理事業による安全で快適な暮らしを支える都市基盤整備とあわせて、都市機能の強化を促進するとともに、多摩川、生田緑地及びその周辺の地域資源を活かした魅力的な拠点の形成を推進します。

④持続可能なまちづくりに向けた効率的・効果的な交通体系の構築を推進します

a 広域的な交通網の整備

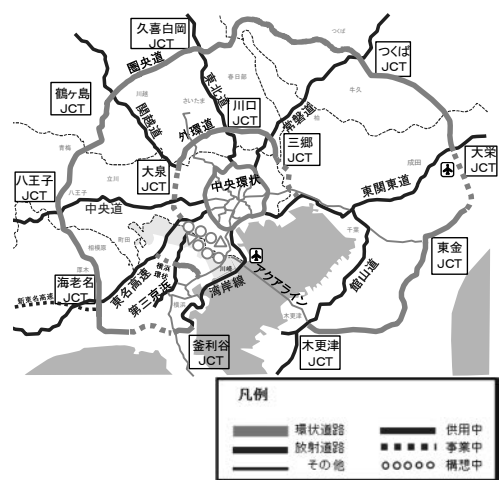
首都圏の放射・環状方向の広域的な鉄道・道路網が、本市の骨格として都市の形成を支えていることから、これらの既存ストックを最大限に活かしながら、市内外の拠点間の連携を推進する交通機能の強化や首都圏にふさわしい交通網の形成を進めます。

さらに、新たな飛躍に向けた拠点形成や首都圏機能の強化を図るため、国際化が進む羽田空港へのアクセスの強化などを進めます。

b 市域の交通網の整備

慢性的な渋滞は大きな経済損失を招き、環境や交通安全、路線バスの運行など、市民生活にさまざまな影響を与えています。このことから、広域的な鉄道・道路網と一体となったまちづくりや地域交通を支える機能的な市域の交通網を形成するため、鉄道の連続立体交差化や幹線道路等の整備を推進するとともに、駅との交通結節機能の強化や早期に効果が発現する交差点改良など、効率的・効果的な取組をより一層推進します。

■ 3環状9放射道路の整備状況



c 身近な交通環境等の整備

超高齢社会の到来を見据え、身近な交通の一層の充実を図るため、高齢者や障害者など誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮し、歩行者空間の整備や公共交通などの利用環境の整備・改善を進めるとともに、自転車通行環境の整備、関係団体や警察などと連携して交通安全対策を推進するなど、よりきめ細やかな取組を進めることで、誰もが安全、安心、快適に移動できる交通環境の整備を推進します。

路線バス等の公共交通は、駅を中心に利便性の向上や交通結節機能の強化を図り、利用促進を図ることで将来にわたる市民生活を支えます。

駅などへのアクセス向上は路線バスによる対応を基本とし、路線バスサービスの維持、充実に向けて、輸送需要や走行環境など地域特性を踏まえた効果的な取組や隣接都市等とも連携した路線の充実など、社会実験等の手法も効果的に活用しつつ、バス事業者等と連携した取組を推進します。

さらに、地域住民が主体となったコミュニティ交通の取組への積極的な情報提供や技術的支援等を行うとともに、タクシーや送迎バス等の既存資源の有効活用、ICT（情報通信技術）の効果的な活用、路線バスとの連携など、多様な主体との連携の検討・調整などを重点的に行いながら、幅広い観点から地域の足を確保するためのさまざまな手法について検討を行い、持続可能な交通環境の整備に向けて、地域の特性やニーズに応じた取組を進めます。

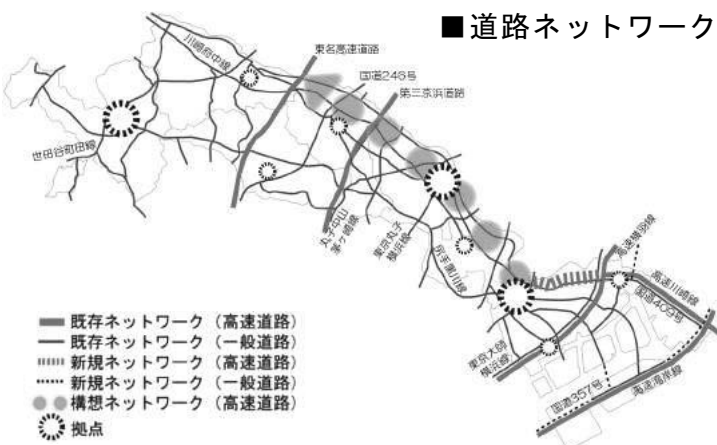
⑤交通網整備の方向性

a 道路

首都圏の都市構造や経済活動を支えるとともに、本市の都市機能を強化する広域的なネットワークの形成や、市内の交通混雑の解消及び沿道環境の改善、また、災害時における物資輸送を支える道路ネットワークの確保のため、川崎縦貫道路や国道357号など広域的な幹線道路網整備の取組を推進します。

また、交通混雑の緩和、防災機能の強化、港湾貨物の円滑な輸送など臨海部の活性化に向けて、臨港道路東扇島水江町線の整備を進めるとともに、羽田空港周辺との連携を強化し、羽田空港を中心とした一体的な成長戦略拠点の形成に寄与する羽田連絡道路の整備を進めます。

市域の交通網については、都市の活力を支え、日常生活における安全、安心、快適な交通環境の構築に向け、整備を優先する路線を厳選し、整備路線の重点化など、これまで以上の「選択と集中」による効率的・効果的な道路整備や交通結節機能の強化を推進します。あわせて、交差点改良や踏切対策など局所的かつ即効的な対策による早期の効果発現を図ります。



b 鉄道

鉄道ネットワークの形成や既存鉄道路線の輸送力増強等による混雑緩和に向けて、鉄道事業者や他自治体との連携により、既存ストックを最大限に活かした公共交通機能の強化を図ります。内陸部については、JR南武線の長編成化、東急田園都市線や小田急小田原線の複々線化の促進及び横浜市営地下鉄3号線延伸の協議調整、臨海部については、川崎アプローチ線及びJR東海道貨物支線貨客併用化の検討の取組を推進します。

また、踏切による交通渋滞や地域分断、踏切事故の解消に向け、京浜急行大師線（小島新田駅～川崎大師駅間 鈴木町駅すりつけ）、JR南武線（武蔵小杉駅～尻手駅間）の連続立体交差化の取組を進めます。



8 計画の推進に向けた考え方

(1) 第1期実施計画の取組や都市環境等の変化を踏まえた市政運営の推進

本市は、平成28(2016)年度から平成29(2017)年度までの2年間を計画期間とする第1期実施計画に基づく取組を進めてきましたが、その中で見えてきた課題や計画策定以後に生じた社会環境や都市環境の変化等については、今後も機動的な対応を行う必要があります。

第2期実施計画では、第1期実施計画期間の取組の成果を踏まえながら課題や環境変化にも的確に対応し、基本構想に位置づけた都市像である「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現をめざし、「安心のふるさとづくり(成熟)」と「力強い産業都市づくり(成長)」の調和によるまちづくりの基本目標の達成に向けて、5つの基本政策に基づく23の「政策」の方向性を踏まえながら、市政をバランスよく進めます。

(2) 少子高齢化などの人口構成の変化を踏まえた対応

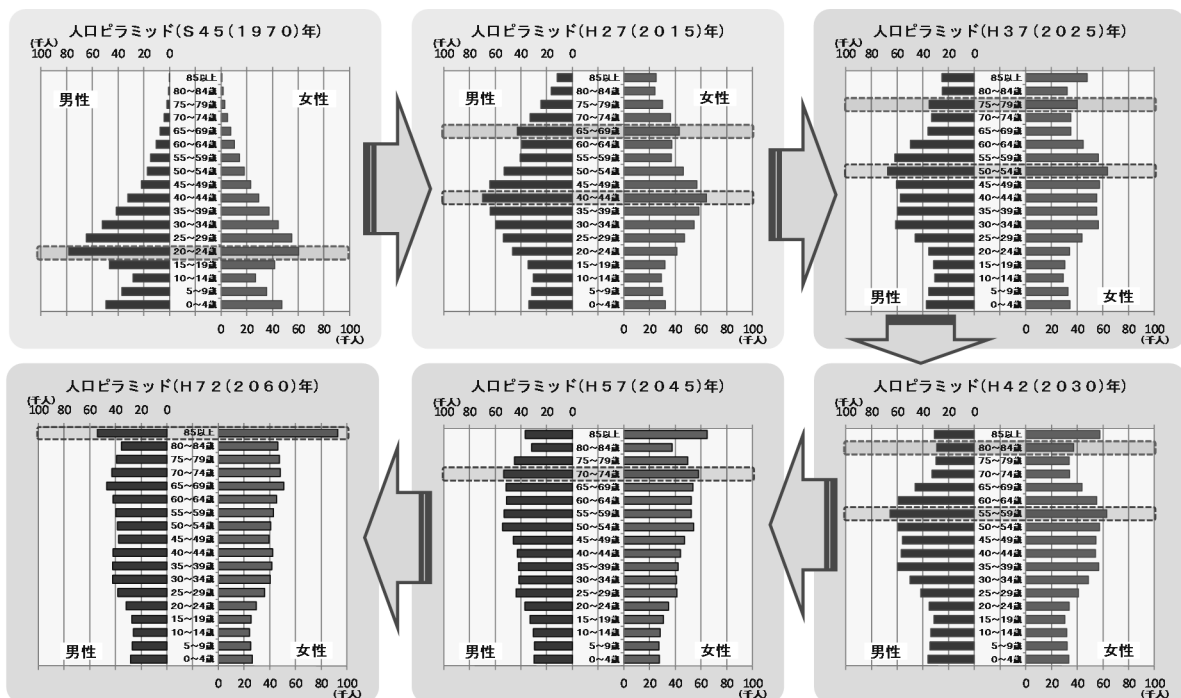
我が国の人口が減少する中、本市は予測を上回る人口増加が続き、平成29(2017)年4月に150万人に達するなど、特に若年世代に『選ばれる都市』として進化を続けており、当面は若年世代を中心とした人口増加が続くものと見込まれています。一方で、平成37(2025)年には団塊の世代が75歳を超えるなど、高齢者が急速に増加する中で、中長期的には子育て世代が次第に減少し、出生数が低下していくことなどにより、本市の人口構成が大きく変化していくことが見込まれており、このような変化に伴い、社会の活力が低下することが懸念されています。

こうした中長期の人口動態の変化を捉えて、当面の人口増加に伴う需要への対応と将来的に訪れる人口減少の局面を見据えた多面的な市政運営が求められることから、多様な価値観の中で、市民一人ひとりが互いの違いを認め合いながら、心の豊かさを実感できるような成熟した社会の構築と安定的で持続可能な都市の成長の好循環により、活力ある社会を実現していく必要があります。

都市の活力の持続に向けて、子育て支援や次代を担う子ども・若者の育成、高齢者や障害者など誰もが社会で活躍できる場づくり等を進めるとともに、多世代が交流しながら、生涯を通した生きがいつくりや、健康づくり、賑わいのある拠点の形成をはじめとした活力あるまちづくりを進めていきます。

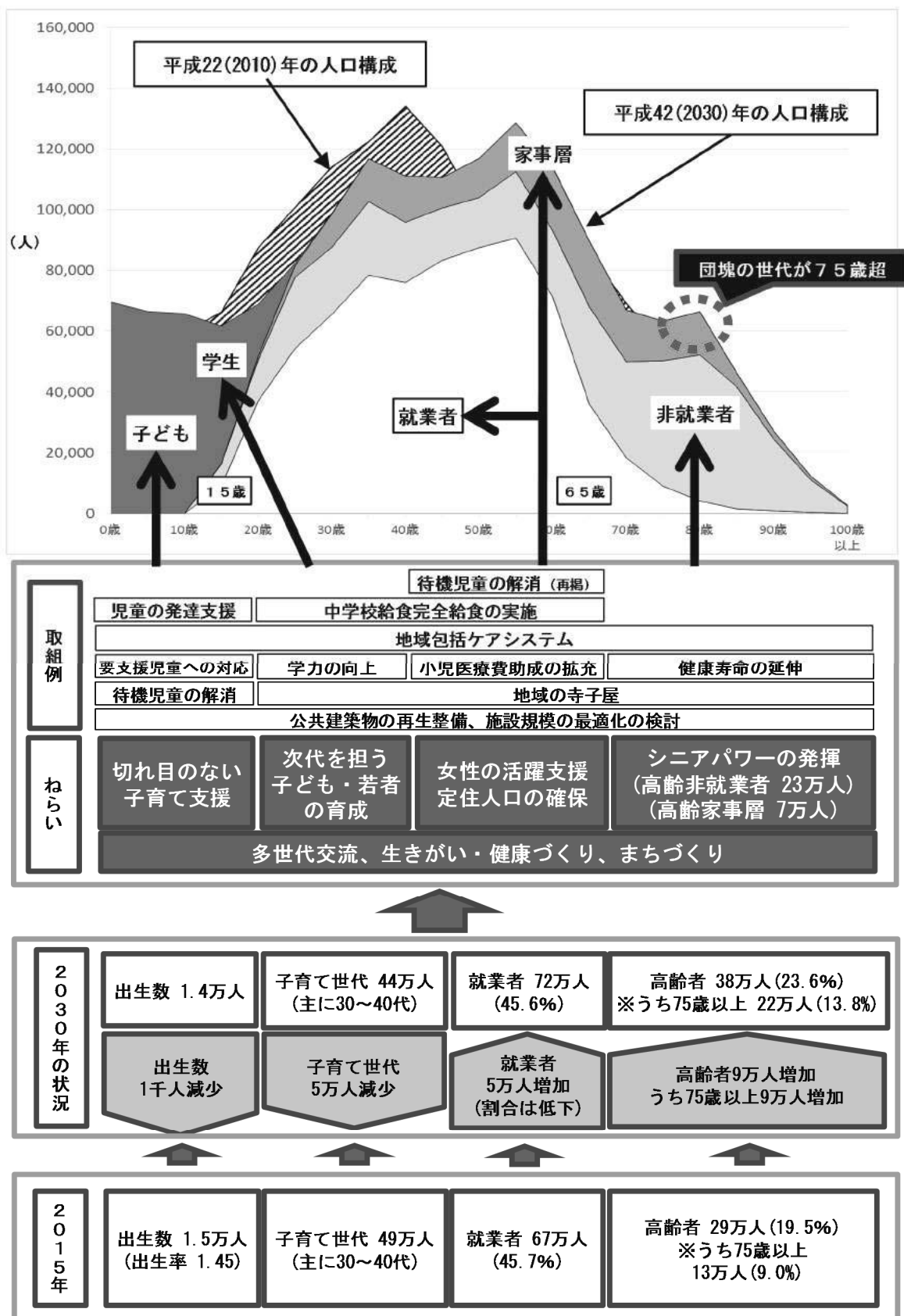
人口構成の変化

今後、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年に、大きな人口構成の変化が予測されている。



資料:川崎市将来人口推計

[少子高齢化などの人口構成の変化への対応のイメージ]



(3) 多様な主体との協働・連携

少子高齢化の進展や経済のグローバル化、人間関係の希薄化などを背景として、地域の課題はますます複雑化・多様化しており、このような課題の解決に挑戦しながら未来への展望を切り開いていくためには、市民活動団体、町内会・自治会、ソーシャルビジネス事業者、企業、大学、行政等、多様な主体が協働・連携して地域の課題を解決するしくみづくりが重要です。

これまで本市は、公共サービスの提供の担い手としての民間活力の活用や市民活動の充実をめざした協働の取組等を進めてきましたが、社会環境や市民意識の変化等を踏まえつつ、多様な主体が、互いの特長や強みを活かして、地域の課題解決に向けて主体的に取り組む協働・連携のまちづくりを、今まで以上に推進していくことが求められています。

この多様な主体による協働・連携の取組を深め、相乗効果を生み出すことで、これまでない成果や新しい事業モデルの構築など新たな価値を創出し、課題解決を一層促す社会変革（ソーシャルイノベーション）につなげていきます。

(4) 市民主体のまちづくりに向けた自治機能の強化

① 大都市制度改革の推進

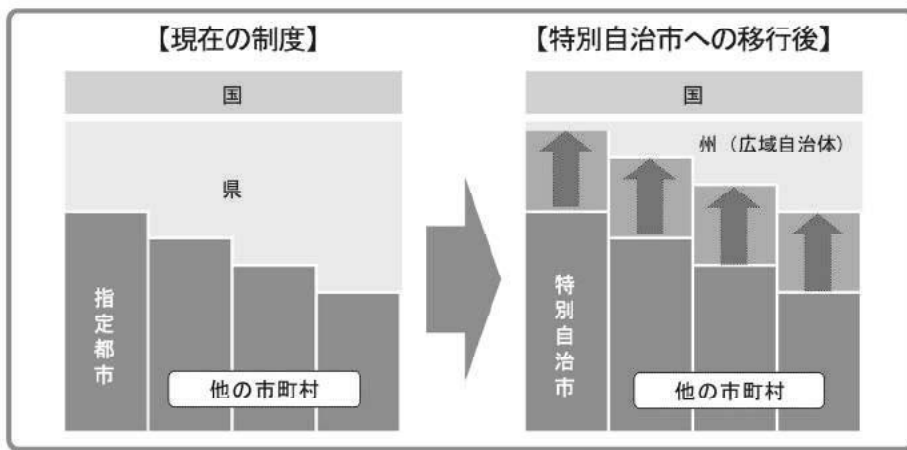
人口や産業が集中する首都圏域で重要な役割を担う本市においては、市域のさまざまな課題について、一元的・総合的な事務・権限のもとで自己解決力を高めながら対応することにより、市民サービスの向上を図っていくことが重要です。

その実現に向けては、職員一人ひとりが、地方分権改革を意識するとともに、日々の業務に取り組む中で、既存のしくみに捉われずに課題を解決する手法として、権限移譲や規制緩和に係る改革提案を地方等から募る「提案募集方式」を最大限に活用するなど、積極的に取り組むことが必要となっています。

また、医療・介護及び子育て施策など幅広い社会保障行政にかかる経費の著しい増加、老朽化等に伴うインフラの整備など、大都市が抱える都市的課題から生ずる特有の財政需要や、現行制度における事務配分の特例により移譲された事務・権限に必要な財源について、税制上の措置が不十分であることから、大都市税源の拡充強化も必要となっています。

市民本位の自立的な行財政運営に向けて、国や県からの事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和、税財源のさらなる移譲など、市民の関心と理解を高めながら、特別自治市制度の創設を含めた新たな地方分権改革に向けた取組を推進します。

<特別自治市のイメージ>



※矢印（↑）は、特別自治市制度の創設、国と地方の役割分担の抜本的な見直し等に基づき、それぞれが担う事務・権限の充実を示しています。

② 区役所機能の強化

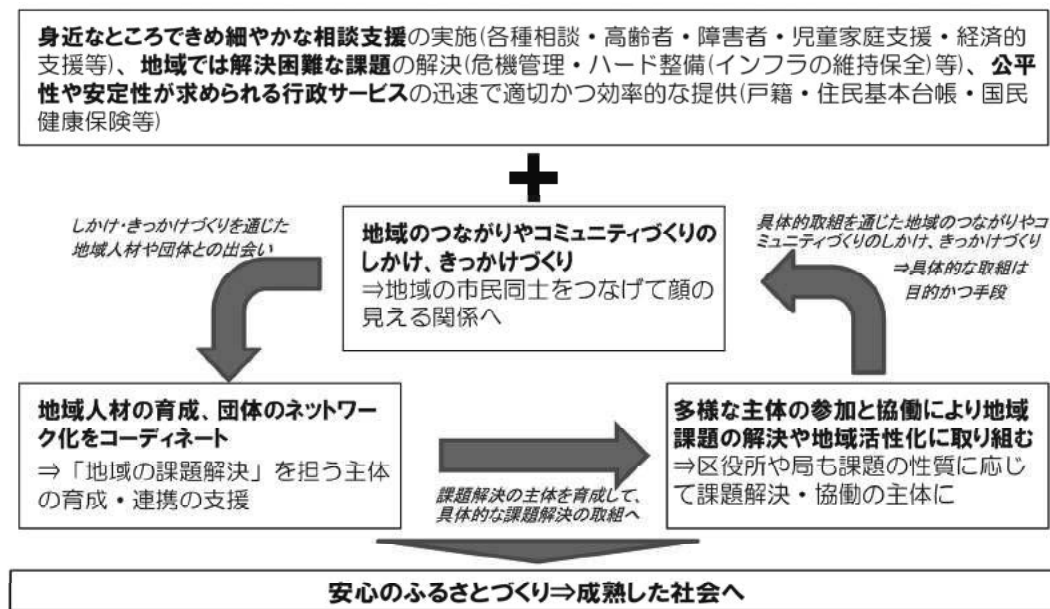
行政は、意欲のある市民や団体の参加と協働により地域の課題を解決するだけでなく、地域での「顔の見える関係づくり」やコミュニティの再構築を推進し、一人でも多くの市民に自らが住む地域に関心を持ってもらい、将来的には市民同士が支え合いながら地域の課題解決につなげていくことが重要です。

「安心のふるさとづくり」に向けて、身近な課題は身近なところで解決するという補完性の原則に基づく地

域に密着した行政機関として、これまでも担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて、市民の主体的な取組を促す役割を果たしていくことが求められています。

地域で活動する団体や事業者などからの相談への対応や必要な情報の提供、マッチングなど、区レベルでの中間支援機能について検討を進め、「めざすべき区役所像」に基づく区役所機能の強化を推進します。

<これからの区役所が果たすべき役割のイメージ>

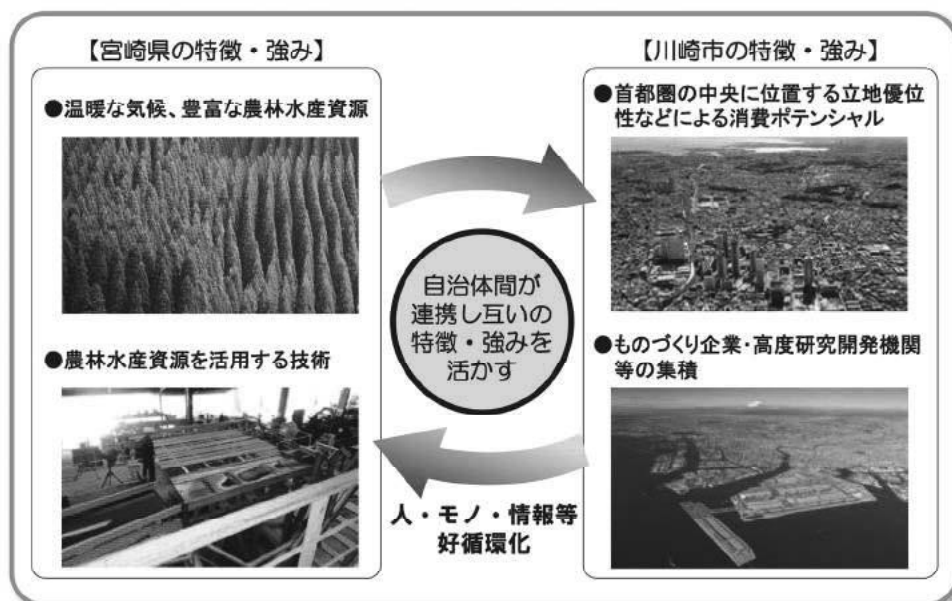


③ 自治体間連携の推進

防災、環境問題などの本市だけでは解決できない広域的な課題や、少子高齢化の進展などに伴うさまざまな課題の解決に向けては、限られた人的・物的資源や地域資源を活かしながら、自治体間の連携により相互補完を行うことが重要です。

地域の課題解決や地域活力の醸成のほか、さまざまな社会的な課題の解決に向けて、近隣都市や相互に強みを活かせる都市、海外都市と積極的な自治体間連携を推進していきます。

<自治体間連携による地域の課題解決の例>



(5) 「持続可能な開発目標 (SDGs)」を踏まえた施策・事務事業の推進

国際社会全体で取り組むべき普遍的な目標として、国連で採択された「2030 アジェンダ」が掲げる「持続可能な開発目標 (SDGs)」につきましては、国が平成 28 (2016) 年に定めた「実施指針」においても、全国の地方自治体等による積極的な取組が必要であるとされています。

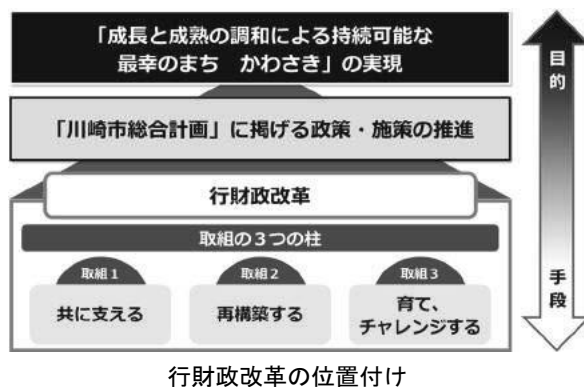
住み続けられるまちづくりや経済成長、気候変動対策など、SDGs が掲げる目標は、本市を取り巻く課題と共通するものが多いことから、総合計画においても、SDGs の理念や目標、国の動向等を踏まえながら、各施策・事務事業を実施するとともに、関連の深い分野別計画等との連携を図ることで、SDGs 達成に向けた取組の推進を担っていきます。

(6) 行財政改革第 2 期プログラムに基づく行財政改革の推進

① 市民満足度の高い行財政運営の推進

市民満足度の高い行財政運営に向け、必要な経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報の確保等を行い、「川崎市総合計画」に掲げる政策・施策を着実に推進するため、平成 30 (2018) 年度から平成 33 (2021) 年度までの 4 か年を計画期間とする行財政改革第 2 期プログラムに基づく行財政改革を進めます。

- 【ヒト】将来を見据えた課題解決に向けた必要な人材と最適な組織
- 【モノ】市民満足度の向上に向けた質の高い市民サービス
- 【カネ】中長期的視点に立ったあらゆる手法により確保していく財源
- 【情報】市民ニーズや地域課題を的確に把握するための市民との情報共有



② 基本理念

前例や固定観念等に捉われず、市民目線を基本とした発想の転換により、行財政運営の仕組み、手法を自己決定、自己責任で変えていく「自律」による行財政運営の進展に向け、次の 4 つの基本理念に基づく行財政改革を推進します。

1 市民ニーズと地域課題の的確な把握

より多くの市民の納得と共感をいただける、市民本位の行財政運営に向け、市民ニーズを的確に把握し、地域に根差した課題解決を行います。

- ・ 「伝わる広報」に向けた職員意識の醸成
- ・ I C T の活用による効果的な情報発信
- ・ 職員が積極的に現場へ足を運ぶことによる市民との課題の共有
- ・ 継続的な情報交換の場の設置

2 市民サービスの「質的改革」の推進

市民満足度の一層の向上を図るため、必要なサービスをより質の高いものとして確実に届けます。

- ・ 地域の多様な主体との協働・連携に向けた区役所の果たすべき役割等を踏まえた最適な提供主体の選択
- ・ 将来を見据えた課題解決への創意工夫
- ・ 地域の多様な主体の強みやニーズ等の的確な把握による効果的なマッチング
- ・ I C T の活用による利便性の向上
- ・ 広域連携や、地方分権改革の推進

- ・ 世代間の受益と負担を考慮した再構築
- ・ 優先順位付けや、当初目的の薄れたものの見直し

3 市役所内部の「質的改革」の推進

職員と市役所組織の質の向上を図るため、職員の意識改革や組織風土の醸成等に取り組みます。

- ・ 新たな価値の創出に向けた豊富な発想力と改革意識の醸成
- ・ 失敗を恐れないチャレンジ精神の醸成
- ・ 地域の多様な主体の力が一層発揮できるコーディネート力の育成
- ・ 新しいことを受け入れ、日常的に改善・改革を実践する風土の醸成
- ・ 働きやすい、働きがいのある環境づくり

4 効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現

誰もが幸せを感じられる川崎がいつまでも続くよう、将来の人口減少への転換等に「備える」ため、将来的な効果創出も見据えた効率的・効果的な行財政運営に取り組みます。

- ・ 安全・安心な市民の暮らしを支える、簡素で効率的・効果的かつ機動的な組織の整備
- ・ 多様な手法による財源の確保
- ・ 施設の効率的な維持管理や保有量の最適化

③ 改革の実現に向けた基本的な姿勢（「3D改革」の推進）

職員一人ひとりが、社会経済環境の変化を的確に捉え、広い視野や将来に「備える」視点を持ち、できない理由を探すのではなく、できる方法を考えるという意識のもと、職場を起点とした日々の業務改善に市民目線で取り組み、「全ては市民のために」をスローガンとした、「だれもが」・「どこでも」・「できることから」の「3D改革」を推進します。

また、これにより、各施策分野で、多様化・増大化する市民ニーズや地域課題に対応した創意工夫による先駆的な取組に挑戦し、さまざまな成果を生み出すことで、「川崎モデル」と誇れる事業モデルの創出に努めます。

④ 改革の取組

取組1「共に支える」、取組2「再構築する」、取組3「育て、チャレンジする」の3つを改革の取組の柱とし、質の高い市民サービスを安定的に提供するための組織の最適化や、働き方・仕事の進め方改革とあわせた業務改善等による効率的・効果的な事務執行、将来の人口減少への転換等を見据えた「資産保有の最適化」や多様な効果創出に向けた「財産の有効活用」などの資産マネジメント、さらには、こうした改革を着実に推進するための職員の意識改革・人材育成などに取り組みます。

●取組1 「共に支える」

市政情報を積極的に、より分かりやすく、かつ、伝わるように発信し、市民をはじめとする皆様の理解をいただきながら、市民参加に向けた取組を推進するとともに、行政、市民、町内会・自治会、社会福祉協議会、市民活動団体、NPO法人、ソーシャルビジネス事業者、企業、大学等の多様な主体が、適切な役割分担のもと、それぞれの強みを活かした、協働・連携によるまちづくりを推進します。

また、地域の課題解決に向けて、地域住民をはじめとする地域を構成する各主体の力がより一層発揮される社会を構築するため、現場主義、対話主義の実践を通じて課題を的確に把握しながら、市民同士がつながり、共に支え合う地域づくりに向けた取組を推進します。



1 参加と協働・連携による多様な主体が共に担うまちづくりの推進

- ・ 市民一人ひとりの価値観、ライフスタイル等の多様化など、コミュニティを取り巻く環境の変化の中、多様化・増大化する市民ニーズや地域課題に的確に対応するため、町内会・自治会や市民活動団体等、地域で活動するさまざまな主体の状況に配慮しながら、地域活動の活性化に向けた活動の担い手を増やす取組や、地域の住民同士が共に支え合う地域づくりを進めるとともに、区役所の地域コーディネート機能の強化を図ります。
- ・ 区における総合行政の推進に向け、多様な主体の参加と協働により、地域包括ケアシステムの構築や地域防災力の向上等の地域の課題解決に取り組むとともに、こうした取組に、多彩な経験を持った高齢者や未来を担う若い世代など、より多くの区民がかかわれるよう工夫することにより、共に支え合う地域づくりに向けたきっかけとしていきます。
- ・ 地域課題の効果的な解決等に向けて、幅広い世代の参加を促進するとともに、社会福祉協議会や分野ごとに市民活動にかかわる団体、中間支援組織等との関係構築なども図りながら、協働・連携を通じたボランティアや活動リーダー、コーディネーターの育成支援など、地域人材の発掘・支援に取り組めます。

2 区役所改革の推進

- ・ 区役所は、地方自治法上の総合行政機関として、戸籍・住民基本台帳、国民健康保険、子育て支援など、市民に身近なサービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するとともに、地域の課題解決に向けた協働のパートナーである市民との信頼関係の構築に向けて、来庁者のニーズに寄り添った丁寧な対応や、窓口の混雑緩和、分かりやすく快適な庁舎環境の整備等、市民目線に立った工夫や改善による職場起点の継続的なサービス向上に取り組めます。
- ・ 市民同士が互いに支え合い、参加と協働による課題解決が図られる地域づくりや、区役所全体としての継続的な市民サービスの向上などに向けた執行体制の整備に取り組めます。

3 市民との積極的な情報共有の推進

- ・ 市政に関する情報を、課題も含め、SNSなどを活用した多様な手法により、分かりやすく、かつ効果的に発信するとともに、職員の広報に対する意識の醸成や、メディアコーディネーターを活用した広報の強化、ブランドメッセージの活用等に取り組むことにより、「伝わる広報」の一層の推進を図ります。
- ・ 市民目線に立った施策・事業を推進するため、現場主義、対話主義の視点から、一層効果的な市民参加に向けた取組を推進するとともに、市民意見の効果的な収集による市民ニーズの的確な把握や、広聴業務に携わる職員のスキルアップ等に積極的に取り組むことなどにより、広聴機能の強化に向けた取組を一層推進します。

●取組2 「再構築する」

安全・安心な市民の暮らしを支えるための行政としての役割を担い、必要な市民サービスを確実に提供していくための体制づくりや、効率化が可能な分野での委託化等により、組織の最適化を推進し、「ムリ・ムダ・ムラ」を排除した、簡素で効率的・効果的な、活力ある市役所を構築します。

あわせて、社会経済環境の変化などに対応し、将来に「備える」視点も踏まえた市民サービスの再構築や、施設保有量の最適化・財産の有効活用等の資産マネジメント、債権確保策の強化、出資法人の経営改善・活用、業務改善による事務執行の効率化などとともに、税財政制度の見直しに関する国等への要望にも取り組むことにより、多様化・増大化する市民ニーズや地域課題に的確かつ迅速に対応できる、持続可能な行財政運営の基盤づくりを進めます。



1 市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化

- ・ 社会経済環境の変化や、市民ニーズに的確かつ迅速な対応が可能であり、かつ、責任の所在が明確であることを基本とした上で、業務量と規模のバランスのとれた、簡素で効率的・効果的な執行体制の構築に向けて、必要な見直しも行いながら、限りある人材を最大限に活用した組織の最適化に取り組みます。
- ・ 安全・安心な市民の暮らしを支える行政の役割をしっかりと担い、市民に必要なサービスを確実に提供するため、地域包括ケアシステムや危機管理体制の構築、待機児童対策・保育の質の確保、民間部門を適正に活用するためのモニタリングの推進等に向けた組織整備や職員配置に取り組み、執行体制の強化を図ります。
- ・ 「一般行政」部門における人口千人当たりの職員数（「地方公共団体定員管理調査」（平成28（2016）年度））は、他政令指定都市平均と比較すると多い状況にあり、「清掃」部門の職員数が多いことが、その一因となっていることから、引き続き、同部門も含め、事務・サービス等の水準を維持しつつ、効率化が可能な分野での委託化等により、執行体制の見直しを図ります。

2 市民サービス向上に向けた民間部門の活用

- ・ 首都圏の中央に位置する優位性を有する本市には、質の高い市民サービスの提供を可能とする民間企業が数多く立地していることから、民間市場の成熟の度合いを踏まえ、競争性を確保しながら、将来にわたる必要な市民サービスの確実な提供と、その質の一層の向上を主眼とした、公と民の役割分担の見直しによる民間部門を最大限に活用した改革を計画的に推進します。
- ・ 公共建築物ほか、道路や河川、公園等の公共空間を含めた公共施設の整備・管理・運営における民間部門の活用について、BTO方式、BOT方式、コンセッション方式（公共施設等運営権制度）等のPFIや、都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）、指定管理者制度、施設の民間への譲渡などの手法から、公共施設の特長や状況に応じた最も効果的なものを選択し、民間事業者の有するノウハウを最大限に活用できるよう、最適な仕組みづくりに向けた検討を進めます。
- ・ 市民サービスの安全性や継続性等を担保するため、職員の主体的な意識のもとでの市による適正なモニタリングや、これに基づく事業者との調整、さらには、これらの着実な実施に向けた体制、手法の見直し等を通じ、より質の高いサービスの提供に向けた民間活用を推進します。

3 給与制度・福利厚生事業の見直し

- ・ 国や他都市等における給与制度の改正の動向なども踏まえながら、職務・職責と勤務実績に基づく給与制度のより一層の確立を図るとともに、適切な給与水準の確保に引き続き取り組みます。
- ・ 社会経済環境の変化を踏まえた福利厚生事業の見直しについての検討を進めます。

4 ICTの更なる活用

- ・ ICTにおける技術革新の急速な進展等による環境変化を的確に捉え、市民サービスの向上や行政運営の効率化、市民参加や協働・連携の促進、地域の活性化など、多岐にわたる行政課題の解決に向け、ICTの更なる活用や、情報システムの最適化、オープンデータの普及拡大等の取組を推進します。
- ・ マイナンバー制度の円滑な運用に取り組むとともに、制度利用による更なる手続の簡素化や、マイナンバーの独自利用も含め、利便性の向上等に向けた検討を進めます。また、他の自治体等との情報連携の円滑化に向けた取組を推進します。
- ・ 働き方・仕事の進め方改革とあわせたペーパーレス化や、モバイル端末の活用、モバイルワークの導入等に取り組むとともに、AIなどの新たなICTの活用等に向けた検討を進めます。

5 債権確保策の強化

- ・ 市税について、債権・動産の差押えや、インターネットを利用した公売などの従来からの取組に加えて、滞納の累積化を未然に防止するため、滞納整理を早期に始動し滞納処分迅速に着手して早期完結を図る初動強化の取組を更に強化することなどにより、政令指定都市第1位をめざし、更なる収入率の向上を図るとともに、収入未済額の縮減に取り組みます。
- ・ 国民健康保険料、市営住宅使用料等の税外債権における債権管理の適正化と滞納債権対策に向けて、全庁一丸の体制のもと、職員の徴収のスキルアップに向けた取組や、庁内会議での収納対策の成果やノウハウの共有等による徴収強化に向けた取組の検討・検証、各債権の状況、特性に応じたさまざまな手法を駆使することなどにより、徴収強化を図り、更なる収入率の向上、収入未済額の縮減に取り組みます。

6 戦略的な資産マネジメント

- ・ 中長期を見据えた施設の効率的な維持管理による財政負担の縮減・平準化や、公共建築物総量の管理による保有量の最適化、多様な効果創出に向けた財産の有効活用を図るため、「施設の長寿命化」・「資産保有の最適化」・「財産の有効活用」の3つの戦略による資産マネジメントを推進します。
- ・ 資産保有の最適化については、利用者数、稼働率等の使用価値と土地価格等の市場価値といった施設単体の観点や、市民ニーズの分布や利用における利便性等を勘案した施設配置等の広域的な観点から、将来の人口減少への転換等を見据えた、今後の施設の整備・活用手法の検討を進めます。
- ・ 駅周辺等のにぎわいの創出や魅力的なまちづくりの推進に向けて、民間事業者等との連携などによる、公共空間の更なる有効活用の検討を進めます。

7 入札・契約制度改革

- ・ 国等の制度改革に的確かつ迅速に対応するとともに、公共事業等の品質確保を図り、入札・契約における透明性・競争性・公平性に十分に配慮しながら、より公正な制度を構築します。
- ・ 優良な市民サービスの提供に向けた総合評価一般競争入札における評価項目の見直しを図るとともに、適切な分離分割発注、発注施工時期の平準化などによる地元企業が受注しやすい環境づくりに取り組みます。

8 資金の調達と運用の安定化・効率化

- ・ 学識経験者や金融市場関係者の意見を参考としながら、金融市場の動向を的確に捉え、多様な手法を効果的に活用し、資金調達の安定性と効率性の向上を図るとともに、確実かつ効率的な資金運用による市場環境に応じた運用益の最大化に取り組みます。
- ・ 資金計画を踏まえた支払日の調整により日々の資金収支を平準化することで、歳計現金等の効果的な運用を行い、資金不足を補う基金からの借入額（繰替運用額）の縮減を図ります。

9 特別会計の健全化

- ・ 特定の歳入をもって特定の事業を推進するという特別会計の原則のもと、各特別会計における事業の必要性や妥当性を検証しながら、必要な市民サービスを効率的・効果的に提供するための事業運営手法の見直しを進めます。
- ・ 収益事業である特別会計については、一般会計への繰出金の更なる確保による政策・施策の推進に向けて、一層の収益拡大に取り組みます。
- ・ 事業の実施に当たっては、民間事業者と連携した事業スキームの創出を図るなど、財政負担の軽減に向けた取組を推進します。

10 公営企業の経営改善

- ・本市では、水道事業、工業用水道事業、下水道事業、自動車運送事業、病院事業の5事業について、それぞれの「経営計画」に基づく経営を行っています。地方公営企業は、経済性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本とし、その経営に要する経費は経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則とされており、この原則に基づきながら、経営環境の変化に的確に対応し、それぞれの事業の状況や特性に応じた事業手法の見直し等を行うことによる更なるサービスの向上と経営改善を推進します。
- ・市民生活を支える各公営事業を円滑かつ安定的に推進するための計画的な人材の確保や育成を進めるとともに、効率的な事業執行に向けた執行体制の整備に取り組みます。

11 出資法人の経営改善・活用

- ・社会経済環境や市民ニーズの変化などを踏まえながら、出資法人の役割や特性に応じた行政としてのかかわり方に関する検討を進め、出資法人の効率化・経営健全化とその専門性等を踏まえた有効活用との両立に取り組みます。
- ・本市施策・事業との関係も踏まえ、各出資法人の事業実施を評価し、進行管理を適切に行うことにより、市民サービスの向上や効率的・効果的な事業運営の実現を図ります。

12 地方分権改革の推進

- ・自主的・自立的な行財政運営による市民サービスの向上に向けて、平成29（2017）年3月に策定した「新たな地方分権改革の推進に関する方針」に基づき、国や県からの事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和、税財源の移譲等を一層推進するため、特別自治市制度の創設も視野に、指定都市市長会等と連携し、また、市民の関心と理解も深めながら、更なる取組を進めます。

13 内部の業務改善による事務執行の効率化

- ・業務プロセスの点検や見直し等の取組を推進し、定型的・反復的業務の集約化等により、一般職員のマンパワーをより専門性の高い事務へシフトしていくとともに、処理コストの削減や、意思決定過程の簡素化・迅速化の観点から見直しを進めます。
- ・事務システムの導入や更改に当たっては、安定的かつ効率的なシステムの構築とあわせ、これまでの事務手順の見直し等、業務の再構築による業務改善を進めます。
- ・区役所における窓口サービスの更なる向上に向けて、各区役所で実施している事務改善等の先進事例を他区へ波及させる取組の推進を図ります。

14 将来を見据えた市民サービス等の再構築

- ・社会経済環境や市民ニーズの変化に的確に対応し、将来にわたって質の高い市民サービスを安定的に提供していくため、将来を見据えた市民サービス等の再構築に取り組みます。
- ・必要性や効果等の検証による補助・助成金の見直しや、受益と負担の適正化の観点による使用料・手数料の見直しを進めるとともに、市民サービス等全般については、必要性や市場性、将来を見据えた持続可能性等の見直しの視点に基づき、事業の洗い出しを行った上での改善や見直しを進めます。

●取組3 「育て、チャレンジする」

前例や固定観念等に捉われることなく、課題解決に向け自ら行動し、常にチャレンジするよう、「川崎市人材育成基本方針」に基づく計画的な人材育成や職員の意識改革に取り組むとともに、日常的に各職場起点の改善・改革を実践する組織風土の醸成に取り組むことなどにより、市役所内部の「質的改革」を推進します。

また、将来にわたって質の高い市民サービスを安定的に提供していくため、職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実現でき、多様な人材が活躍できる職場づくりに向けて、職員の働く環境の整備や意識改革、多様な働き方の推進に取り組みます。



1 計画的な人材育成・有為な人材確保

- ・ 職員一人ひとりが「職場のチーム原則」と「職員の行動指針」に基づく行動を徹底するよう取組を進めることで、市職員としての高い倫理観と責任感を有し、コスト意識、スピード感を持って職務を遂行することができる人材や、専門性の高い人材、効率的・効果的なマネジメントを行う人材、地域の多様な主体をコーディネートすることができる人材等、行政のプロフェッショナルの育成を推進します。
- ・ 専門職種の専門性・技術力の向上や技術・技能の継承の視点も含め、きめ細やかな人材育成を推進するため、効率的・効果的なOJTや研修、民間企業等への派遣、各局区等の人材育成計画に基づく取組を推進します。
- ・ 職員の専門的知識や能力の活用、向上を図るため、複線型人事制度や人事異動サイクルの検証を行うことなどにより、効果的な職員の配置を推進します。また、再任用職員がこれまで培ってきた知識と経験を効果的に活用する取組を推進します。
- ・ 事務・技術の分野にかかわらず、市職員としてより高い資質と志を持った人材を確保するため、効果的な職員採用に向けた取組を推進します。

2 職員の能力が十分に発揮できる環境づくり

- ・ 職員が能力を最大限に発揮できるよう、個人・組織間のコミュニケーションを活発化し、互いに助け合う組織風土を醸成すること等により、心の健康増進とメンタルヘルス不調の予防、体の健康の保持・増進に向けた取組を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現するための取組を推進します。
- ・ 女性活躍の推進、障害者雇用の拡大、再任用職員の活用のほか、地方公務員法等の改正による非常勤嘱託員及び臨時的任用職員の制度変更への対応を進め、全ての職員が能力を十分に発揮し、活躍できる職場環境づくりに取り組みます。

3 職場起点の業務改善の推進に向けた職員の改革意識・意欲の向上

- ・ 全ての職員が、法令等に基づき適正に事務を執行するとともに、市民サービスの向上や、事務量の軽減、コストの縮減に向けて、市民目線に立ち、各職場を起点とした業務改善を主体的に実践するよう、職員の改革意識・意欲の向上に取り組みます。
- ・ 職員提案制度や業務改善事例発表会（チャレンジ☆かわさきカイゼン発表会）など、職員の意欲的な行動の奨励と、その庁内での共有により、他部署への改善意識の波及を図るための取組を推進します。
- ・ 職員がやる気と働きがいを持って職務に取り組めるよう、人事評価制度の公正かつ効果的な運用を引き続き進めます。

(7) 「今後の財政運営の基本的な考え方」に基づく財政の運営

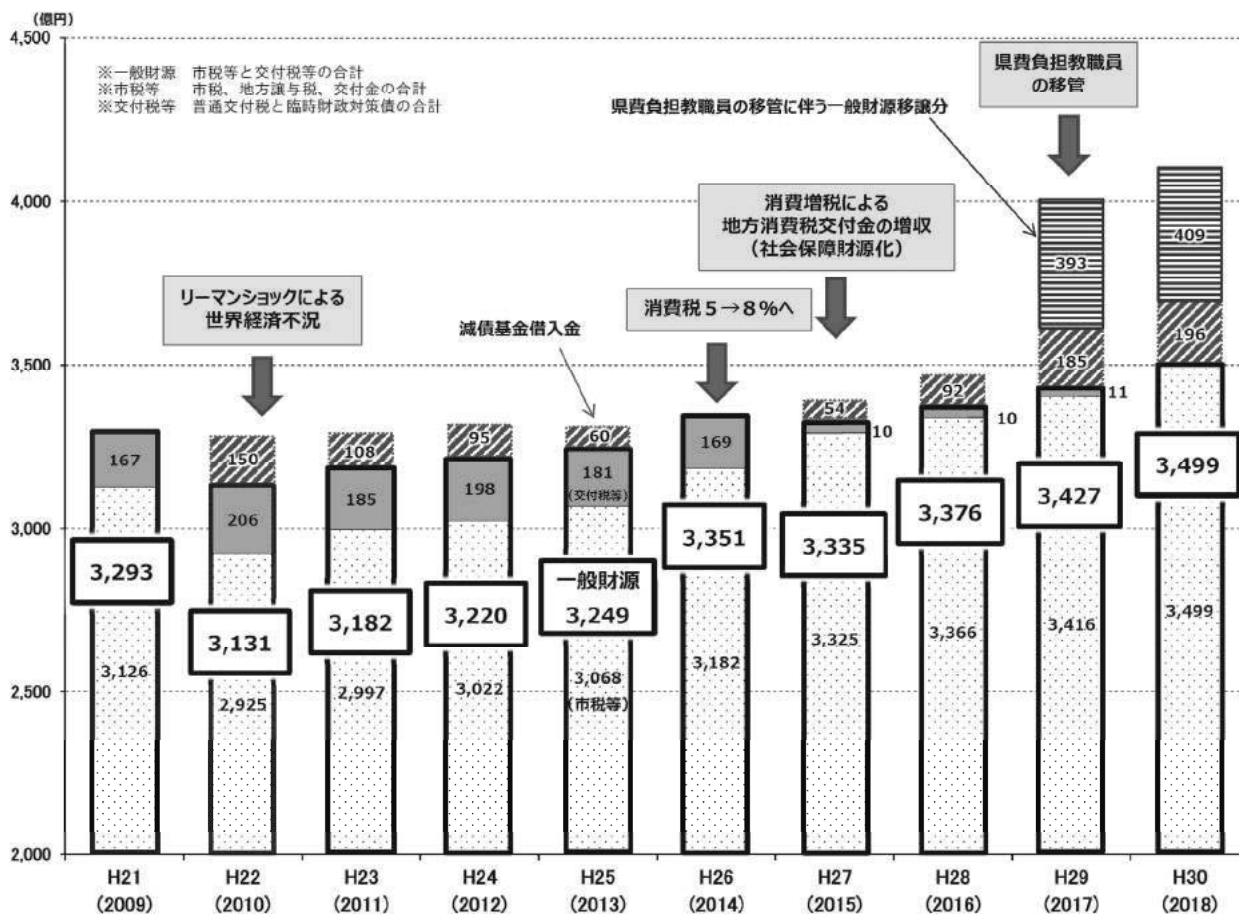
① 本市を取り巻く社会経済情勢の変化

近年の社会経済情勢のもとで本市では、市税収入は堅調に推移しているものの、ひとり暮らし高齢者の増加などによる医療・介護需要への対応、自立した地域生活に向けたきめ細やかな障害者施策の推進、共働きの世帯の増加などに伴う保育ニーズへの対応、防災・減災対策、都市機能の充実等により、財政需要は増加し続けています。一方で、国全体では、地方一般財源総額が確保される中でも、本市においては消費税率の引上げの延期、ふるさと納税の影響による個人市民税の減収、法人市民税の国税化等、税制改正などの影響を大きく受けており、直面する行政課題に対応するための地方税財政制度上の措置が十分ではないことから、一般財源総額の大きな増加は見込まれない状況となっています。

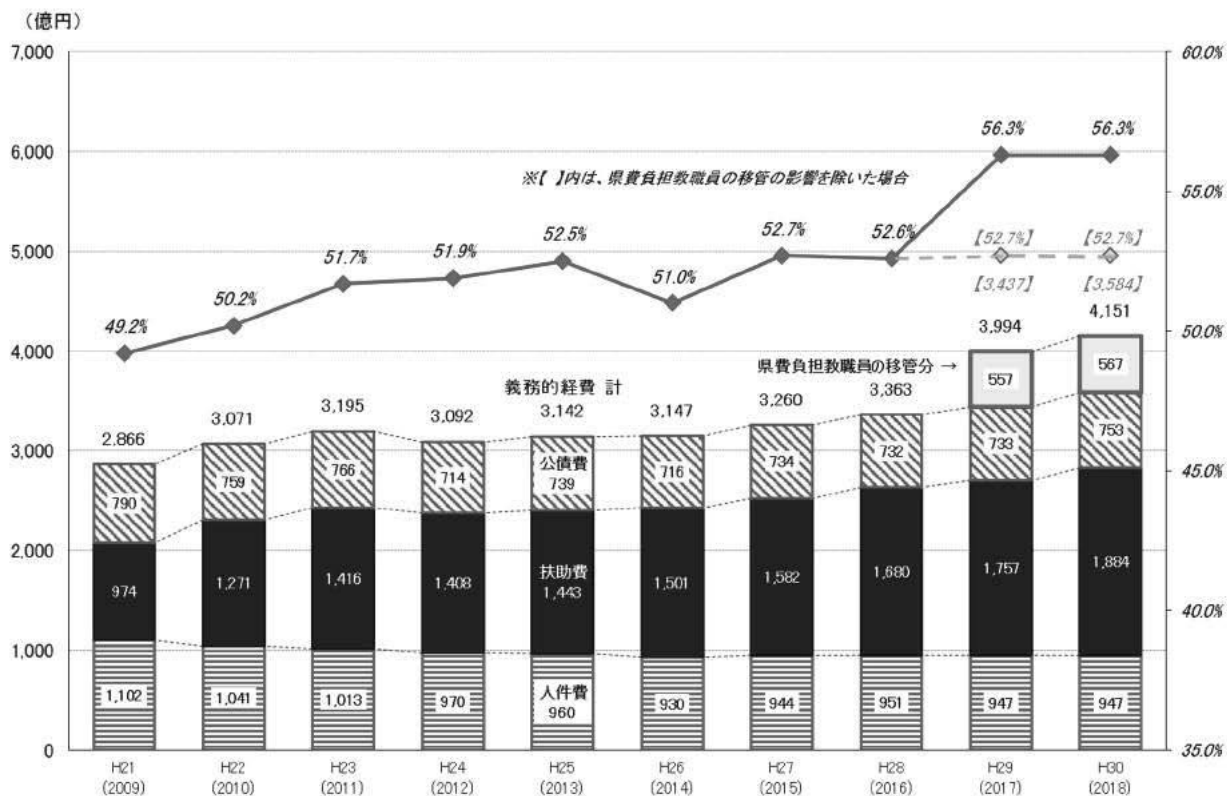
平成28(2016)年3月に「今後の財政運営の基本的な考え方」を策定し、「収支フレーム」を持続可能な行財政基盤の構築に向けた指針と位置付けて財政運営を行ってまいりましたが、策定からこれまでの間の本市を取り巻く環境は大きく変化し、新たな行政課題への対応によって財政需要がさらに拡大していることから、施策調整の取組とともに、事務事業の見直し、日常的な業務改善・改革の実践による事務の効率化など、行財政改革の取組を着実に進める必要があります。

また、近い将来には、本市においても少子高齢化のさらなる進展と人口減少への転換、生産年齢人口の減少が想定されていることから、義務的経費の比率が高い本市の財政状況は今後、極めて厳しい状況になることが見込まれます。

近年の一般財源の状況(当初予算)



義務的経費の予算額と当初予算に占める割合の推移



② 今後の財政運営の基本的な考え方

①のような厳しい社会経済状況においても、多様化する課題への的確な対応など、「必要な施策・事業の着実な推進」と、財政の健全化による「持続可能な行財政基盤の構築」の両立に向け、次の基本的な考え方に基づく財政運営を進めます。

1 効率的・効果的な事業執行の推進

公共施設の整備・管理・運営において、指定管理者制度やPPP・PFIなど民間活力の活用により事業の再構築などを行い、施策・事業の効率化を進めます。また、資産マネジメントによる施設の長寿命化、資産保有の最適化を図るとともに、交通・流通の利便性や先端産業・研究開発機関の集積等の、川崎の優れたポテンシャルを活かした取組を通して、市内経済の活性化を図るなど、税財源の充実につながる取組を進めます。

2 財源確保に向けた取組の推進

受益者負担の適正化や負担の公平性の観点から、市税等の債権確保策を強化するとともに、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の設定を行います。また、庁舎等の余剰地・余剰床の貸付や広告事業など市有財産の有効活用に取り組み、財源の確保に努めます。

3 将来負担の抑制

市債を適切に活用しながらも、若い世代や子どもたちにとって過度な将来負担とならないように、中長期的にプライマリーバランス（基礎的財政収支：過去の債務に関わる元利払いを除いた歳出と、市債発行などを除いた歳入との収支）の安定的な黒字の確保に努め、市債残高を適正に管理します。

また、減債基金（市債の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するための資金を積み立てることを目的に設置された基金）からの借入金についても、計画的に返済を行います。

4 「収支フレーム」に沿った財政運営

持続可能な行財政基盤の構築に向けて、指針となる「収支フレーム」に沿った財政運営を行います。

5 財政運営の「取組目標」

当面の財政運営の取組目標を次のとおり定めるとともに、財政状況を的確に把握するための指標を設定します。

●取組目標

継続的な収支の均衡

平成 36（2024）年度には、減債基金からの新規借入れを行うことなく収支均衡が図られるよう財政運営を行い、その後においても、継続的な収支均衡を図ります。

プライマリーバランスの安定的な黒字の確保

市債を適切に活用しながら、あわせて市債残高を適正に管理し、中長期的にプライマリーバランスの安定的な黒字を確保します。

減債基金借入金の計画的な返済

減債基金借入金については、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行っていますが、借入はあくまでも臨時的な対応であり、早期の解消が必要であることから、市民サービスの安定的な提供と、財政状況のバランスに配慮しながら、可能な限り早期の返済に努めます。

※ 「収支フレーム（案）」においては、財政状況を勘案して、平成 37（2025）年度以降 20 億円の返済額を仮計上していますが、毎年度の予算編成や決算の中で、可能な限り借入額の圧縮と返済額の増額に努めていきます。

●財政指標

持続可能な行財政基盤の構築に向けた取組状況や財政状況を的確に把握するための財政指標を、これまでの推移等も踏まえ、次のとおり設定します。

なお、財政指標については、その結果の分析・評価を行うことや、その内容を施策判断等に活用することが重要であるとともに、適宜、指標自体の見直しや新たに設定を行うことも必要であることから、今後も、その検討等を継続して行っていきます。

〔収支状況〕

各会計の単年度の収支が、赤字とならないように設定するもの

・**実質赤字比率**・【普通会計】赤字とならないこと（H28（2016）決算 赤字となっていない）

・**連結実質赤字比率**・【全会計】赤字とならないこと（H28（2016）決算 赤字となっていない）

〔財政構造の弾力性〕

・**経常収支比率**・【普通会計】97%以下（H28（2016）決算 100.4%）

市税等の経常的な一般財源が、経常的な歳出にどの程度使われているかを表すもので、臨時的な歳出に使える歳入の余力・財政の弾力的な対応力を示すもの

※ 現状の財政構造においては、社会保障関連経費などの対人サービスが増加し、大きな割合を占めていることが特徴となっています。このため、率が高い状況が続いていますが、本市では、自立支援や就労支援などに取り組み、社会保障関連経費の増加ペースの低減に努めています。

※ 減債基金からの借入を行っていなかった平成 23（2011）年度（96.9%）程度の数値を、当面の目標として設定します。

・**市税収入に対する義務的経費の割合**・【普通会計】100%以下（H28（2016）決算 110.0%）

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）を、どの程度市税で賄えるかを表すもの

〔将来負担〕

・プライマリーバランス・【一般会計】中長期的に安定的な黒字の確保（H17（2005）決算以降 黒字）
過去の債務に関わる元利払いを除いた歳出と、市債発行などを除いた歳入との収支を表すもの
※ プライマリーバランスが、一定の黒字幅を持って安定的に推移する場合には、市債残高の抑制や縮減につながります。

・市民一人あたり市債残高・【普通会計】指定都市平均以下
（H28（2016）決算 563,353 円、指定都市平均 664,992 円）
将来の人口減少局面も見据えた公債費負担の推移を表すもの

・実質公債費比率・【普通会計】18%未満（H28（2016）決算 7.2%）
将来負担すべき公債費、あるいはこれに準ずる経費の大きさを、標準的な税収入等を基準に表すもの

・将来負担比率・【普通会計】400%未満（H28（2016）決算 118.3%）
市債残高や職員の退職手当など、将来負担すべき実質的な負債の大きさを、標準的な税収入等を基準に表すもの

・将来負担返済年数・【普通会計】中長期的に低減（H28（2016）決算 19.0 年）
将来負担額から充当可能財源を控除した実質的な将来負担額が、将来負債の返済に充当可能な単年度収入の何年分に相当するかを表すもの

〔企業会計等の経営健全化〕

・基準外繰出金・【普通会計】縮減・規律の確保（H28（2016）決算 前年から縮減）
各会計の健全な財政運営を促す観点から、法令等に基づかない繰出について、縮減等を図るために設定するもの

・資金不足比率・【企業会計】資金不足を生じないこと（H28（2016）決算 資金不足となっていない）
企業会計ごとの資金不足額の大きさを、事業規模を基準に表すもの

・負債比率・【全会計・出資法人】中長期的に低減（H28（2016）決算 44.4%）
連結バランスシートにおいて、資産形成のために生じた負債合計の大きさを、資産合計を基準に表すもの

6 今後の予算計上（歳出）の考え方

今後の予算計上（歳出）にあたっては、次の考え方を基本的な姿勢として進めることとします。

（1）計画的に進める大規模な投資的経費（新規分）

新規事業については、財政状況や事業ボリューム、事業効果等のバランスなどを勘案しながら、次期以降の実施計画の策定作業や毎年度の予算編成の過程などにおいて、事業の熟度を踏まえて、事業着手時期などを検討し、計画的に進めていきます。

（2）計画的に進める大規模な投資的経費（継続分）

これまで計画的に進めてきた継続的な事業については、事業進捗に応じた所要額を計上します。

（3）基礎的な投資的経費

公共施設の維持補修や長寿命化の取組のほか、駅周辺のまちづくりなどのための基礎的な投資的経費については、経常的なものとして一定の枠の確保を図るとともに、効率的・効果的な整備手法の活用を図ります。

（4）一部の社会保障関連経費（投資的経費を含む）

社会保障関連経費については、引き続き増加が見込まれますが、自立支援の取組等により、極力増加ペースの低減を図りながら、所要額を計上します。

(5) 公債費（諸費を除く）

投資的経費の動向等を踏まえ、適切に市債を活用し、その償還に係る所要額を計上するとともに、あわせてプライマリーバランスの安定的な黒字の確保に努めるなど、市債残高を適正に管理します。

(6) 管理的経費

庁用経費、施設管理経費などの管理的経費については、所要額を計上するとともに、あわせて効率的・効果的な事務事業の執行等による経費の抑制を図るほか、引き続き人件費の抑制に努めます。

(7) 政策的経費（一部の社会保障関連経費を除く）

直接、市民生活への影響がある事業等の政策的経費については、所期の目的を達成できるよう所要額を計上するとともに、あわせて事業執行上の工夫や必要な見直し・重点化を進めることで、経費総額の調整を図ります。

7 行財政改革の取組

「総合計画」に掲げる施策・事業の着実な推進と財政の健全化による持続的な行財政基盤の構築の両立に向け、「収支フレーム」に沿った計画的な財政運営に寄与するため、切れ目のない行財政改革の取組を推進します。

行財政改革の取組について、「収支フレーム(案)」に反映したものは、次のとおりです。
(各年度の改革の取組の効果を、翌年度予算に反映します。)

<改革の取組 一般会計分>

(単位 億円)

| | H30予算 (2018) | H31見込 (2019) | H32見込 (2020) | H33見込 (2021) | H34見込 (2022) |
|---------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ①債権確保策の強化 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| ②財産の有効活用 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| ③組織の最適化(人件費の見直し) | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| ④その他(市役所内部改革や市民サービスの再構築等) | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 合 計 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 |

* ②・③・④については、次年度以降も効果が継続するものとして算定しています。

＜資料＞ 収支フレーム（案）【一般財源ベース】

「収支フレーム」は、持続可能な行財政基盤の構築に向けた指針であり、今後 5 年間は、この「収支フレーム」に沿った財政運営を行ってまいります。市民ニーズや社会経済状況など、本市を取り巻く環境変化等に的確に対応するため、実施計画の策定時などにおいて、必要な見直しを行うとともに、具体的な取組については、毎年度の予算において、適切に対応してまいります。

この「収支フレーム（案）」は、平成 30（2018）年度当初予算をベースに、「川崎市将来人口推計」や国の「中長期の経済財政に関する試算」等を基礎データとして活用し、「総合計画第 2 期実施計画案」や「行財政改革第 2 期プログラム案」の平成 30（2018）年度以降の取組を反映して算定しています。

○川崎市将来人口推計【H29（2017）年 5 月】

| | （単位 人） | | | | |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 10月1日現在 | H27 (2015) | H32 (2020) | H37 (2025) | H42 (2030) | H47 (2035) |
| 総数 | 1,475,200 | 1,537,000 | 1,572,700 | 1,586,900 | 1,583,200 |
| 0～14歳 | 187,700 | 195,600 | 200,100 | 201,900 | 193,200 |
| （うち0～4歳） | 66,200 | 73,600 | 71,700 | 69,600 | 64,900 |
| 15～64歳 | 1,000,100 | 1,019,100 | 1,028,100 | 1,009,900 | 974,900 |
| 65歳以上 | 287,300 | 322,200 | 344,600 | 375,100 | 415,100 |
| （うち75歳以上） | 132,100 | 168,800 | 205,200 | 218,700 | 222,800 |

※それぞれの数値を十の位で四捨五入しているため、区分の合計が総数と合わない場合があります。

○中長期の経済財政に関する試算【H29（2017）年 7 月・内閣府】

| 年度 | | （単位 %程度） | | | | | | | | | |
|---------------------|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | H31 (2019) | H32 (2020) | H33 (2021) | H34 (2022) | H35 (2023) | H36 (2024) | H37 (2025) |
| ベースライン ケース | 名目成長率 | 1.1 | 2.5 | 2.5 | 1.9 | 1.6 | 1.3 | 1.3 | 1.2 | 1.2 | 1.2 |
| | 消費者物価 | 0.0 | 1.1 | 1.3 | 1.8 | 1.8 | 1.1 | 1.1 | 1.1 | 1.1 | 1.1 |
| （参考） 経済再生 ケース | 名目成長率 | 1.1 | 2.5 | 2.5 | 3.6 | 3.9 | 3.7 | 3.9 | 3.8 | 3.8 | 3.9 |
| | 消費者物価 | 0.0 | 1.1 | 1.3 | 2.3 | 2.5 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 2.0 |

※H28(2016)は実績値

※収支フレーム（案）の歳入は、上記のベースラインケースを基本に算定していますが、参考に経済再生ケースも掲載しています。

【収支フレーム（案）算定の前提条件】

平成 30（2018）年度当初予算をベースに、歳入・歳出は次の条件で算定しています。

1 歳入

- ・市税等（市税・地方譲与税・県交付金）は、過去の推移や経済動向等を踏まえて算定しています。
- ・地方消費税交付金は、平成 31（2019）年 10 月の消費税率 10%への引上げと軽減税率の導入を前提として算定しています。

2 歳出

原則として、平成 30（2018）年度予算で実施が位置づけられている施策・事業の所要額を計上しましたが、今後、具体的に検討される予定の事業についても、一定の条件で計上しています。

- ・投資的経費 「計画的に進める大規模な投資的経費」については、事業の熟度や進捗状況を踏まえて、所要額や現時点での仮の事業費を計上したほか、公共施設の維持補修など経常的なものについては、原則として平成 30（2018）年度予算と同額で計上しています。
- ・公債費 投資的経費の動向等を踏まえ、市債償還に係る所要額を計上しています。
- ・管理的経費 原則として平成 30（2018）年度予算と同額で計上しています。
- ・政策的経費 これまでの推移や対象人口の推移等を基に算定し、所要額を計上しています。

収支フレーム（案）（平成 30（2018）～34（2022）年度）【一般財源ベース】

収支均衡に向けて、平成 30（2018）～34（2022）年度の5年間を「収支フレーム」と位置付け、その後の平成 35（2023）～39（2027）年度の5年間の「収支見通し」も視野に置きながら、財政運営を行います。

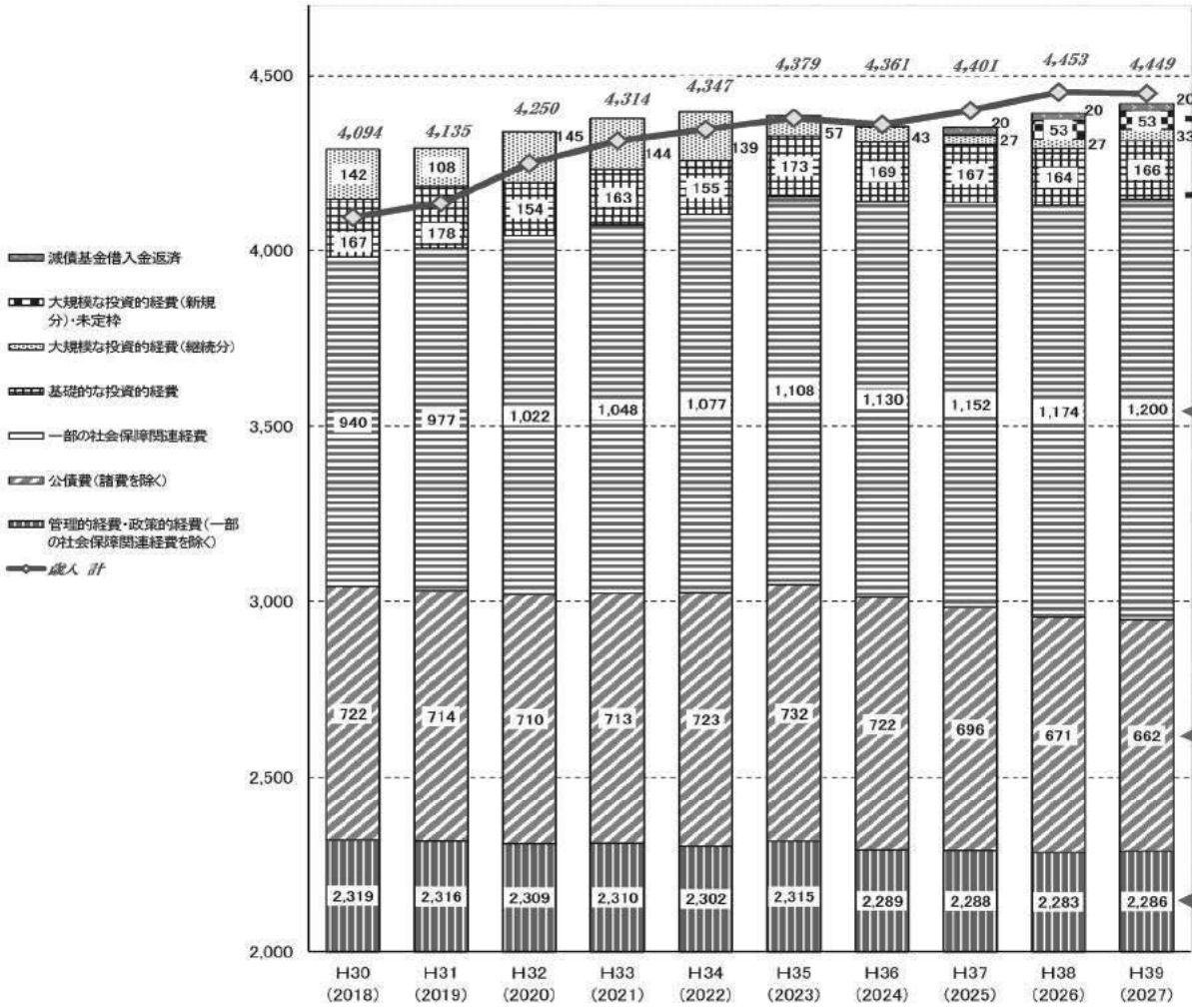
- * 歳入は、国の経済見通しの「ベースラインケース」による見込みを基本としています。
- * 歳入・歳出とも、過去の減債基金借入金を除いています。

（単位 億円）

| | 収 支 フ レ ー ム | | | | | 収 支 見 通 し | | | | |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | H30 (2018) | H31 (2019) | H32 (2020) | H33 (2021) | H34 (2022) | H35 (2023) | H36 (2024) | H37 (2025) | H38 (2026) | H39 (2027) |
| 市税 | 3,536 | 3,591 | 3,614 | 3,645 | 3,689 | 3,731 | 3,749 | 3,799 | 3,833 | 3,845 |
| 地方消費税交付金 | 250 | 242 | 321 | 343 | 331 | 334 | 320 | 342 | 364 | 350 |
| 地方譲与税・その他の県交付金 | 122 | 114 | 127 | 137 | 137 | 136 | 136 | 136 | 135 | 135 |
| 普通交付税・臨時財政対策債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 普通交付税 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 臨時財政対策債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他一般財源 | 106 | 108 | 108 | 109 | 110 | 108 | 106 | 104 | 101 | 99 |
| 退職手当債 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 行政改革推進債 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 | 50 | 20 | 20 | 20 |
| 歳入合計 | 4,094 | 4,135 | 4,250 | 4,314 | 4,347 | 4,379 | 4,361 | 4,401 | 4,453 | 4,449 |
| 減債基金借入金 返済 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 | 20 | 20 |
| 投資的経費 | 309 | 286 | 299 | 307 | 294 | 231 | 214 | 196 | 244 | 252 |
| 未定枠 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 50 | 50 |
| 大規模な投資的経費(新規分) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 3 | 3 |
| 大規模な投資的経費(継続分) | 142 | 108 | 145 | 144 | 139 | 57 | 43 | 27 | 27 | 33 |
| 基礎的な投資的経費 | 167 | 178 | 154 | 163 | 155 | 173 | 169 | 167 | 164 | 166 |
| 一部の社会保障関連経費 | 940 | 977 | 1,022 | 1,048 | 1,077 | 1,108 | 1,130 | 1,152 | 1,174 | 1,200 |
| 高齢者福祉 | 283 | 295 | 309 | 320 | 333 | 345 | 358 | 373 | 388 | 405 |
| 障害者福祉 | 202 | 208 | 223 | 220 | 225 | 229 | 234 | 238 | 243 | 248 |
| 生活保護 | 146 | 147 | 148 | 149 | 150 | 151 | 152 | 153 | 154 | 155 |
| 保育事業(待機児童対策) | 268 | 286 | 301 | 318 | 328 | 342 | 345 | 347 | 348 | 351 |
| 小児医療費助成 | 41 | 41 | 41 | 41 | 41 | 41 | 41 | 41 | 41 | 41 |
| 公債費(諸費を除く) | 722 | 714 | 710 | 713 | 723 | 732 | 722 | 696 | 671 | 662 |
| 管理的経費・政策的経費 | 2,319 | 2,316 | 2,309 | 2,310 | 2,302 | 2,315 | 2,289 | 2,288 | 2,283 | 2,286 |
| 職員給与費 | 1,238 | 1,238 | 1,238 | 1,238 | 1,238 | 1,238 | 1,238 | 1,238 | 1,238 | 1,238 |
| 管理的経費 | 429 | 428 | 437 | 436 | 433 | 438 | 415 | 415 | 415 | 414 |
| 中学校給食(PFI分) | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| 政策的経費 | 630 | 628 | 612 | 614 | 609 | 617 | 614 | 613 | 608 | 612 |
| 歳出合計 | 4,290 | 4,293 | 4,340 | 4,378 | 4,396 | 4,386 | 4,355 | 4,352 | 4,392 | 4,420 |
| 収 支 | ▲ 196 | ▲ 158 | ▲ 90 | ▲ 64 | ▲ 49 | ▲ 7 | 6 | 49 | 61 | 29 |
| 減債基金からの新規借入 想定額 | 196 | 158 | 90 | 64 | 49 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 減債基金からの借入残高 想定額 | 550 | 708 | 798 | 862 | 911 | 918 | 918 | 898 | 878 | 858 |

収支フレーム(一般財源ベース)

(億円)



*ここでは、退職手当債・行政改革推進債を一般財源として扱っています。

| | | (単位: 億円) | | | | | | | | | |
|------------------------------|----------------------------|------------|------------|------------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | H30 (2018) | H31 (2019) | H32 (2020) | H33 (2021) | H34 (2022) | H35 (2023) | H36 (2024) | H37 (2025) | H38 (2026) | H39 (2027) |
| 歳 | 入 | 4,094 | 4,135 | 4,250 | 4,314 | 4,347 | 4,379 | 4,361 | 4,401 | 4,453 | 4,449 |
| 歳 | 出 | 4,290 | 4,293 | 4,340 | 4,378 | 4,396 | 4,386 | 4,355 | 4,352 | 4,392 | 4,420 |
| 減債基金借入金返済 | | | | | 財政状況を勘案して、20億円を仮計上 | | | | 20 | 20 | 20 |
| 投資的経費 | 計画的に進める大規模な投資的経費 (新規分)・未定枠 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 53 | 53 |
| | 計画的に進める大規模な投資的経費 (継続分) | 142 | 108 | 145 | 144 | 139 | 57 | 43 | 27 | 27 | 33 |
| | 基礎的な投資的経費 | 167 | 178 | 154 | 163 | 155 | 173 | 169 | 167 | 164 | 166 |
| | 一部の社会保障関連経費 (投資的経費を含む) | 940 | 977 | 1,022 | 1,048 | 1,077 | 1,108 | 1,130 | 1,152 | 1,174 | 1,200 |
| 公債費 (諸費を除く) | 722 | 714 | 710 | 713 | 723 | 732 | 722 | 696 | 671 | 662 | |
| 管理的経費・政策的経費 (一部の社会保障関連経費を除く) | 2,319 | 2,316 | 2,309 | 2,310 | 2,302 | 2,315 | 2,289 | 2,288 | 2,283 | 2,286 | |
| 歳 | 入 | 4,094 | 4,135 | 4,250 | 4,314 | 4,347 | 4,379 | 4,361 | 4,401 | 4,453 | 4,449 |
| 収 | 支 | ▲ 196 | ▲ 158 | ▲ 90 | ▲ 64 | ▲ 49 | ▲ 7 | 6 | 49 | 61 | 29 |
| 減債基金からの借入残高 想定額 | | 550 | 708 | 798 | 862 | 911 | 918 | 918 | 898 | 878 | 858 |

平成36(2024)年度には、収支均衡が見込まれますが、経済成長等により歳入が現在の見込を上回るなど堅調に推移した場合でも、当面は、収支不足への対応として減債基金からの借入が想定されること、社会経済環境の変化が市税等の歳入にも大きな影響を及ぼすことなどから、本市の財政は、決して楽観視できる状況にはありません。

◎減債基金借入金の返済について

減債基金借入金については、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行っていますが、借入はあくまでも臨時的な対応であり、早期の解消が必要であることから、市民サービスの安定的な提供と、財政状況のバランスに配慮しながら、可能な限り早期の返済に努めます。

(「収支フレーム(案)」においては、財政状況を踏まえ、平成37(2025)年度以降20億円を仮計上しています。)

計上の考え方

改革の取組

(1) 計画的に進める大規模な投資的経費(新規分)・未定枠

新規事業については、財政状況や事業ボリューム、事業効果等のバランスなどを勘案しながら、次期以降の実施計画の策定作業や毎年度の予算編成の過程などにおいて、事業の熟度を踏まえて、事業着手時期などを検討し、計画的に進めていきます。

*平成38(2026)年度以降、現時点では使途を決定していない60億円程度/年の「未定枠」を計上

【歳入】

- ・債権確保策の強化
- ・受益者負担の適正化
- ・財産の有効活用など

(2) 計画的に進める大規模な投資的経費(継続分)

これまで計画的に進めてきた継続的な事業については、事業進捗に応じた所要額を計上します。

【投資的経費】

- ・施設の長寿命化
- ・資産保有の最適化
- ・効率的・効果的な整備手法の活用など

(3) 基礎的な投資的経費

公共施設の維持補修や長寿命化の取組のほか、駅周辺のまちづくりなどのための基礎的な投資的経費については、経常的なものとして一定の枠の確保を図るとともに、効率的・効果的な整備手法の活用を図ります。

(4) 一部の社会保障関連経費

社会保障関連経費については、引き続き増加が見込まれますが、自立支援の取組等により、極力増加ペースの低減を図りながら、所要額を計上します。

<内訳>

高齢者福祉、障害者福祉、生活保護、保育事業(待機児童対策)、小児医療費助成

*投資的経費に分類される保育所整備補助金等を含む

【社会保障関連経費】

- ・自立支援・学習支援
- ・サービスの再構築
- ・社会保障関連施設の民間譲渡など

(5) 公債費(諸費を除く)

投資的経費((1)~(3))の動向等を踏まえ、適切に市債を活用し、その償還に係る所要額を計上するとともに、併せてプライマリーバランスの安定的な黒字の確保に努めるなど、市債残高を適正に管理します。

【公債費】

- ・適正な市債残高管理
- ・プライマリーバランスの安定的な黒字の確保

(6)(7) 管理的経費・政策的経費

管理的経費について、効率的・効果的な事務事業の執行等による経費の抑制を図るとともに、政策的経費についても、事業執行上の工夫や必要な見直し・重点化を進めることで、経費総額の調整を図ります。

<内訳>

職員給与費、施設管理運営費、防災・教育・環境・産業振興・スポーツ振興・文化振興等のソフト系事業、中学校給食推進事業(PFI分)など

【管理的経費・政策的経費】

- ・民間活用
- ・協働・連携
- ・組織の最適化
- ・ICTの活用など

